

ちむぐくるプラン

第二次南風原町地域福祉推進計画

(第二次南風原町地域福祉計画・第五次南風原町地域福祉活動計画)



平成 31 年 3 月
南 風 原 町
南風原町社会福祉協議会

はじめに



南風原町では、子育て世代の転入などによる人口の増加によりまちが活性化している一方で、ひとり暮らしの高齢世帯や核家族世帯の増加、また個々の価値観や生活様式の多様化に伴い近所づきあいが希薄となり、地域の相互扶助機能が低下している様子も見受けられます。

また、地域では高齢者等で見守りや日常生活の支援が必要な方、子育てで孤立している親、老老介護、虐待、引きこもりなど様々な課題が見られ、その課題は従来の公的サービスのみでは対応が難しい状況にあります。

「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていきたい」と願う住民は少なくありません。そのためにも、地域の支え合う力が必要となり、近所づきあいや自治会活動をはじめとする地域の力が今後さらに重要となります。

このたび、地域住民の皆さまとともに、行政、町社会福祉協議会、関係団体、関係機関等が協働し、地域に根ざした支え合いのまちづくりを進めて行くための指針である「第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐぐるプラン）」を策定しました。

この計画は、行政が策定する「地域福祉計画」と町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体にし、より実効性のあるものとして整えています。本計画の理念であります、『ちむぐぐるで笑顔あふれる福祉のまち南風原』を目指すために、「南風原町に住んでいて良かった」と実感していただけるようなまちづくりに努めてまいる所存であります。

住民の皆さま方にはこの計画の趣旨、理念をご理解いただき、計画の推進に参画していただけるようよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました「南風原町地域福祉推進計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査、住民会議等にご協力をいただきました住民の皆さま並びに関係団体、福祉施設の方々及び関係各位に、心から感謝申し上げます。

平成31年3月

南風原町長 赤 嶺 正 之

ごあいさつ



南風原町社会福祉協議会は、創設以来、住民のいのちと暮らしを地域で守り、高めていく役割を担い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民主体の地域福祉活動、在宅福祉サービスを企画・実施してきました。

本町は、急速な都市化により人口・世帯数が増加する一方で、地域における絆の希薄化などに起因する社会的孤立や、生活困窮者の増加といった福祉課題・生活課題が顕在化するとともに、様々な課題が複雑・多様化し、深刻になってきている状況にあります。

このような社会状況の変化や新たな課題に対応するため、平成26年に策定した第一次地域福祉推進計画（第四次地域福祉活動計画）の成果や課題を検証し、この度、「ちむぐくで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を基本理念とし、第二次地域福祉推進計画（第五次地域福祉活動計画）を策定いたしました。

なお、今回見直し作業をすすめるにあたっては、住民アンケート調査、民生委員・児童委員や区長・自治会長へのアンケート調査、住民会議をとおした意見集約、第一次地域福祉推進計画評価委員会からの意見・提言等を整理・分析し、新たな計画に可能な限り反映できるよう取り組んでまいりました。

今後の計画実現に向け、住民はじめ社協、行政、関係機関・団体等が協働で計画的かつ効果的に地域福祉活動を展開していけるよう、役職員一丸となって努めてまいり所存であります。

結びに、公私ともご多忙の折、計画策定にあたって貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた町民の方々、策定委員としてご協力下さいました関係者の皆様に心からお礼申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

平成31年3月

社会福祉法人
南風原町社会福祉協議会

会長 前川 義美

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の目的	3
4 計画の対象	3
5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称	4
6 計画の位置づけ	5
7 策定において留意する事項	6
8 計画の期間	10
9 計画の策定体制	10

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	15
2 基本目標	16
3 施策項目の再編等について	17
4 施策の体系	20
5 福祉圏域の設定	24
6 重視する点（取り組みや考え方）	27

第3章 第2次計画の取り組み

基本目標1 共に支え合えるまちづくり	29
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	42
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり	53

第4章 計画の推進のために

1 計画推進の視点	59
2 計画の普及・啓発	59
3 協働による計画の推進	60
4 計画の進行管理	62

【資料編】

資料1 南風原町の概況	63
資料2 第1次計画の評価（内部評価と評価委員会より）	84
資料3 町民意識調査結果	92
資料4 用語の解説	131
資料5 第二次南風原町地域福祉推進計画策定方針	135
資料6 南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例	138
資料7 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会設置要綱	140

資料 8	第二次地域福祉推進計画策定委員会名簿（平成30年度）	142
資料 9	南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会名簿	142
資料10	南風原町地域福祉計画素案作成作業部会名簿	143
資料11	諮問書	144
資料12	答申書	146
資料13	第二次南風原町地域福祉推進計画策定の経過	148

○ 第1章 計画の策定にあたって ○

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

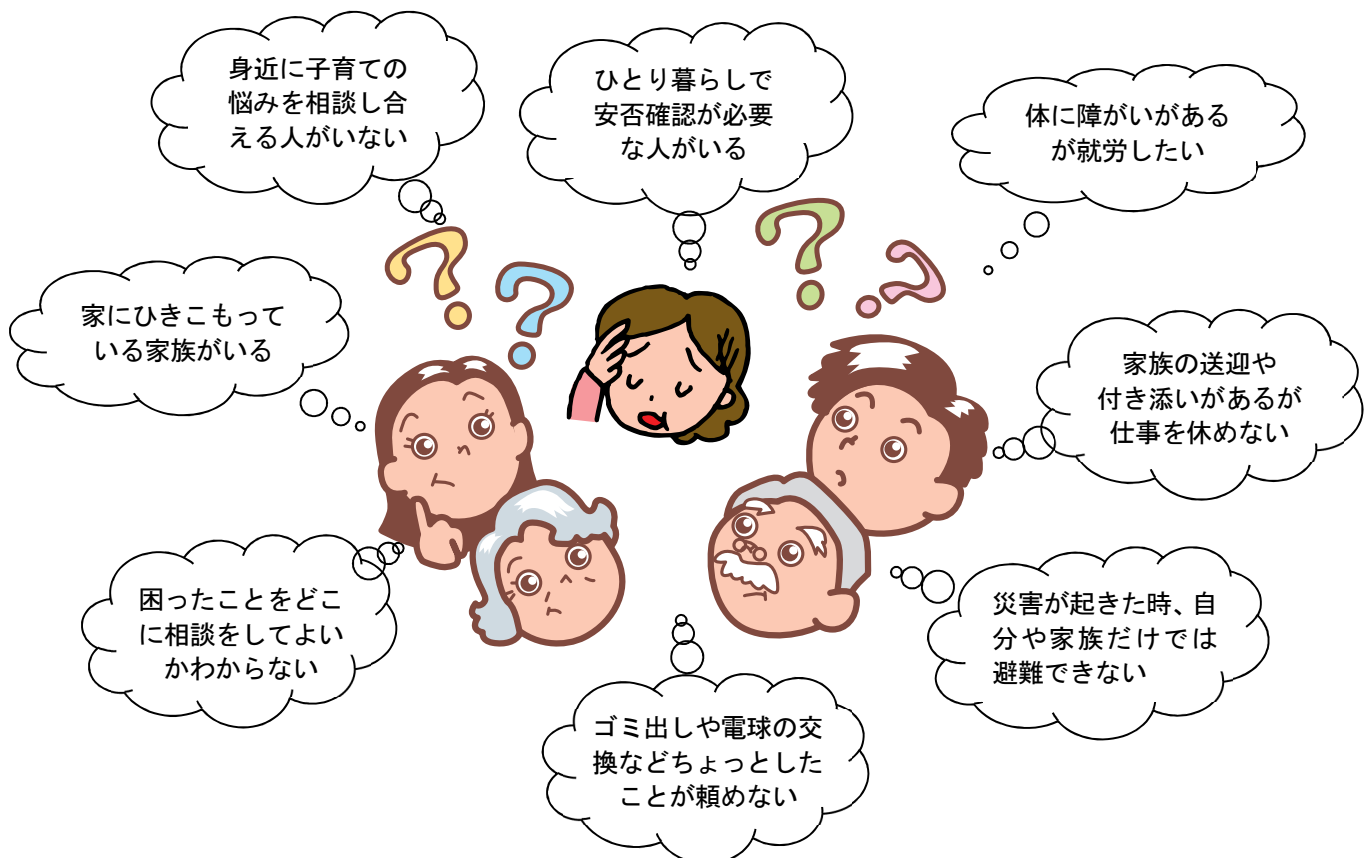
「地域福祉」とは、年齢や性の違い、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要とされる課題が多くあります。

人と人の絆が失われつつあると言われて久しくなりますが『共に生き、支え合う地域づくり』のためには、「地域の人々は地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や活動を、新たにつくりあげていく必要があります。

また、地域住民と行政や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。

地域にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



2 計画策定の背景

(これまでの福祉)

我が国のこれまでの福祉は、高齢者、障がい者、児童など対象者ごとに、行政を中心とした公的制度による一律的なサービス提供という形で進められてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者の孤独死、老々介護、虐待、生活困窮、子育てに関わる不安や負担、災害時の不安など、様々な生活上の課題が増えています。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などで日常生活上のちょっとした「困りごと」を抱える人も増えています。

(行政中心の支援だけでは救えないことも)

こうした課題は多様化・重複化する傾向にあります。核家族やひとり暮らしなどの少人数世帯の増加により、家庭における課題解決の力は弱まっています。また、個人の生活様式や価値観の多様化に伴い、人と人のつながりが希薄化し、地域の「助け合い」も低下しています。このような課題は、行政中心の福祉の枠組みで応えることが難しく、とりわけ、制度外や制度の狭間にある福祉ニーズの充足には、公的サービスとともに、地域の人々の支え合いが重要となります。

(新たな法制度、考え方の展開)

このような中で、国では、平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」を施行し、生活保護の対象にならない生活困窮者に対する支援策を講じました。さらには、平成 28 年 10 月から「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域強化検討会)」を開催し、12 月にはその中間とりまとめとして「『我が事・丸ごと』の地域づくり」が打ち出されました。この中では、他人事を「我が事」として捉える意識の醸成や、市町村における包括的な相談支援体制について示されています(平成 29 年 9 月 12 日には最終とりまとめが示されている)。

(包括的支援の具現化へ向けて)

この「包括的な支援」を推進するために、平成 30 年 4 月 1 日「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法のほか社会福祉法も一部が改正され、市町村における包括的な支援体制の整備などが新たに掲げられました。市町村では、行政を中心として、縦割りのサービス等支援ではなく、分野を超え横断的に関わりながらきめ細かな支援を実現していくための体制づくりが求められています。

(南風原町では・・・)

町では、近年、津嘉山地区を中心とした転入による人口増が著しくなっています。特に、アパート世帯が増えるとともに、若い世代、子育て世代が多く流入しています。昔から町内に住んでいる方が多い地域と、転入者が多い地域では地域活動への参加状況に差が見られ、若い世代が多い地域では地域参加率が低くなっています。自治会加入率も平成 25 年の 53.2%から 29 年度には 44.8%に下がっている状況であり、字・自治会では魅力ある地域づくりに力を入れています。様々な価値観を持つ人が暮らす中で、組織にとらわれることを拒む方々も見られます。

このような中で、町と町社協は関係機関等と連携し、平成 26 年 3 月策定の「第一次南風原町地域福祉推進計画」に基づきながら、地域福祉の推進を図ってきました。このたびは、包括的な支援体制づくりや地域のつながり・支え合いの意識醸成、つながりの機会づくりを念頭に置きながら、第一次計画の取り組み状況を点検し、「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち」を実現するための新たな展開を掲げるため、第 2 次計画を策定しました。

3 計画の目的

本町においては、これまで高齢者や障がい者に対する福祉サービスの拡充、子育て支援の充実、住民の健康づくりなど、地域における保健福祉の充実に努めてきました。

しかしながら、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、核家族世帯が増加する中で、高齢者や障がい者の見守り・生活支援、子育ての孤立化、虐待、引きこもり、災害時における要援護者の避難支援など様々な課題がみられます。こうした課題に対し、公的支援だけでは解決が難しい状況が増えています。

このような状況を踏まえ、本町におけるこれからの福祉施策の展開にあたっては、個々の福祉課題にきめ細かく対応していけるよう、公と民の取り組みを一体的に捉え、地域をあげた福祉の総合的・効果的な推進を図る必要があります。

本計画は、『共生社会の実現 ～共に生き、支え合う地域づくり～』を推進する上で、住民参加を基本に行政をはじめとする地域に関わる全ての関係機関・団体及び事業所等が、お互いに力を合わせる関係をつくり、市・自治会を基礎としながら「地域の共助」、「公的な福祉サービス」が協働した「地域ぐるみの福祉」を推進するために策定します。

4 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを目指す計画であり、本町に暮らす全ての人々が対象となります。

また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種団体、ボランティア、事業所、学校、企業、社会福祉法人など、地域に所属する全ての人や組織等が対象となります。



5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称

「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

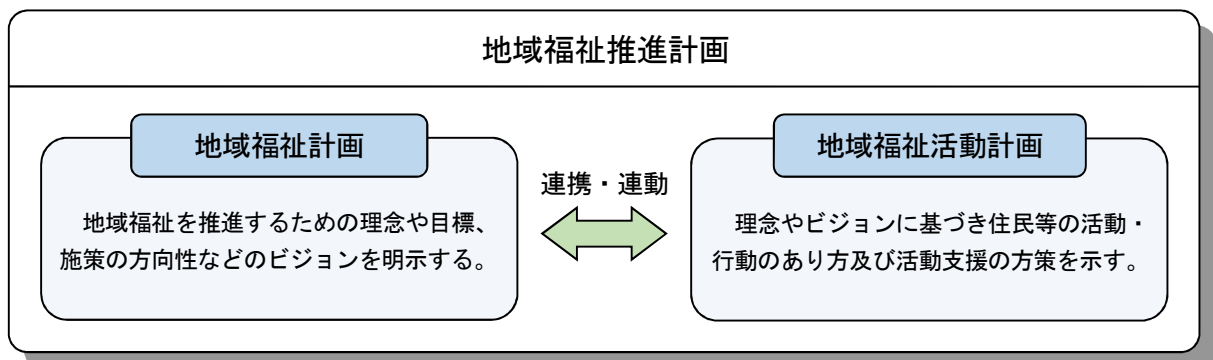
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題や地域の支え合いの仕組みづくりなどの内容を共有します。また、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携・補完し合う関係にあります。（地域福祉を推進する車の両輪のような関係にある）

このため、本町における地域福祉の推進を図る上で、住民参加の促進と総合的かつ効果的な施策を推進していくには、行政レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、両計画を一体的に策定した計画の名称を「地域福祉推進計画」とします。

一体的策定における両計画の関係について、「地域福祉計画」では地域福祉を推進するための理念やビジョンを明示し、それを実行するための地域住民等の活動・行動のあり方及び活動等への支援のあり方を示すのが「地域福祉活動計画」となります。

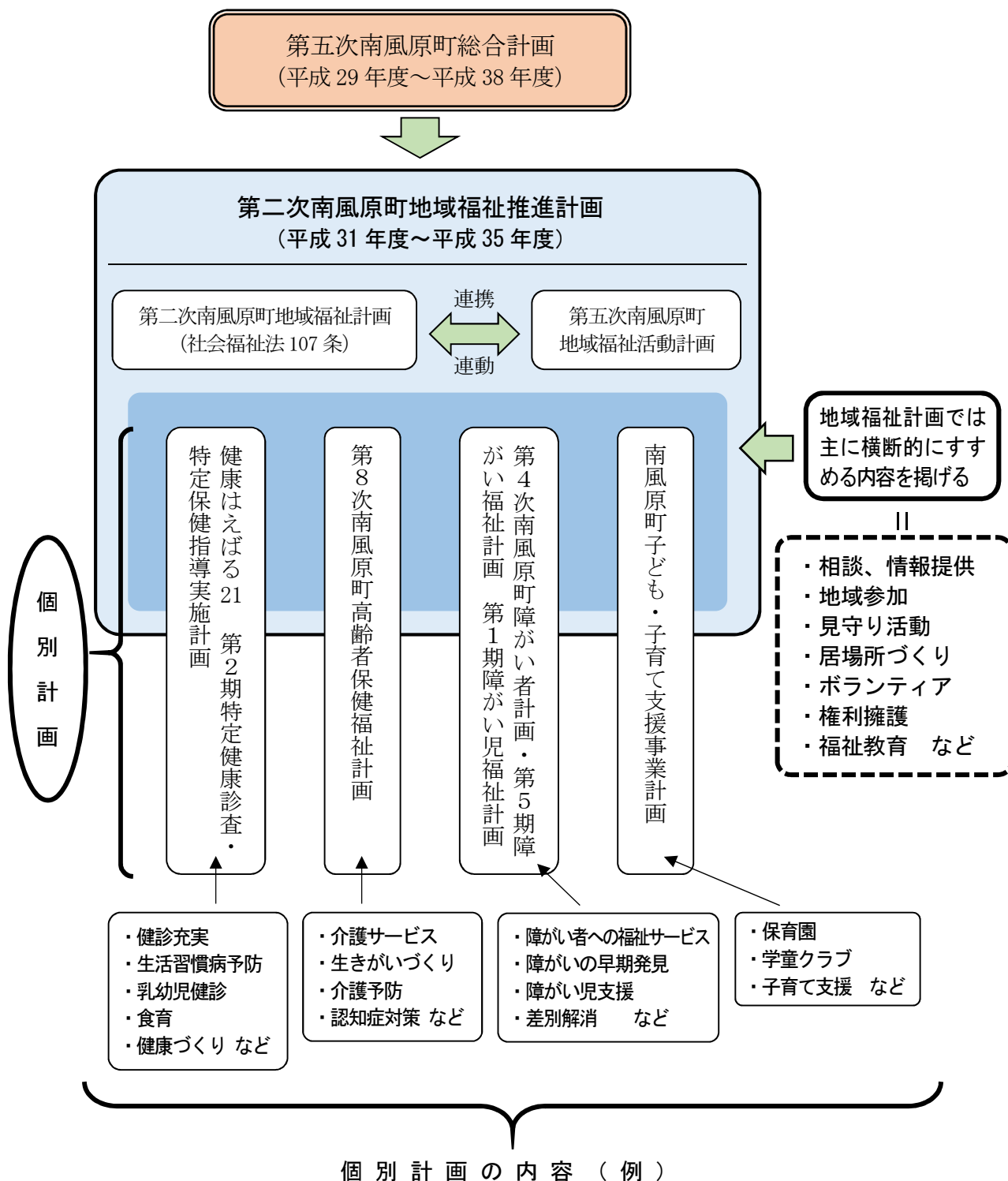
○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



6 計画の位置づけ

○本計画は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。

○本計画は、高齢者、障がい者、児童、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、包括的な支援を推進するための計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。



7 策定において留意する事項

(1) 国の法制度や指針、通知等に基づいた策定

地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の第107条や国の指針で定める「地域福祉推進の理念」、「基本目標」及び「計画に盛り込むべき事項」に基づくとともに、地域の実情や特性を踏まえ、地域の福祉力の向上と地域課題の解決に向けた計画策定を行っています。

【国からの過去の通知等】

- ①「計画策定指針の在り方について」（平成 14 年 4 月 1 日付通知より）
- ②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
（要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成 19 年 8 月 10 日付）
- ③「高齢者等の孤立の防止について」
（高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成 22 年 8 月 13 日付）
- ④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成 26 年 3 月 27 日付）
- ⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
（社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン／平成 29 年 12 月 15 日付）

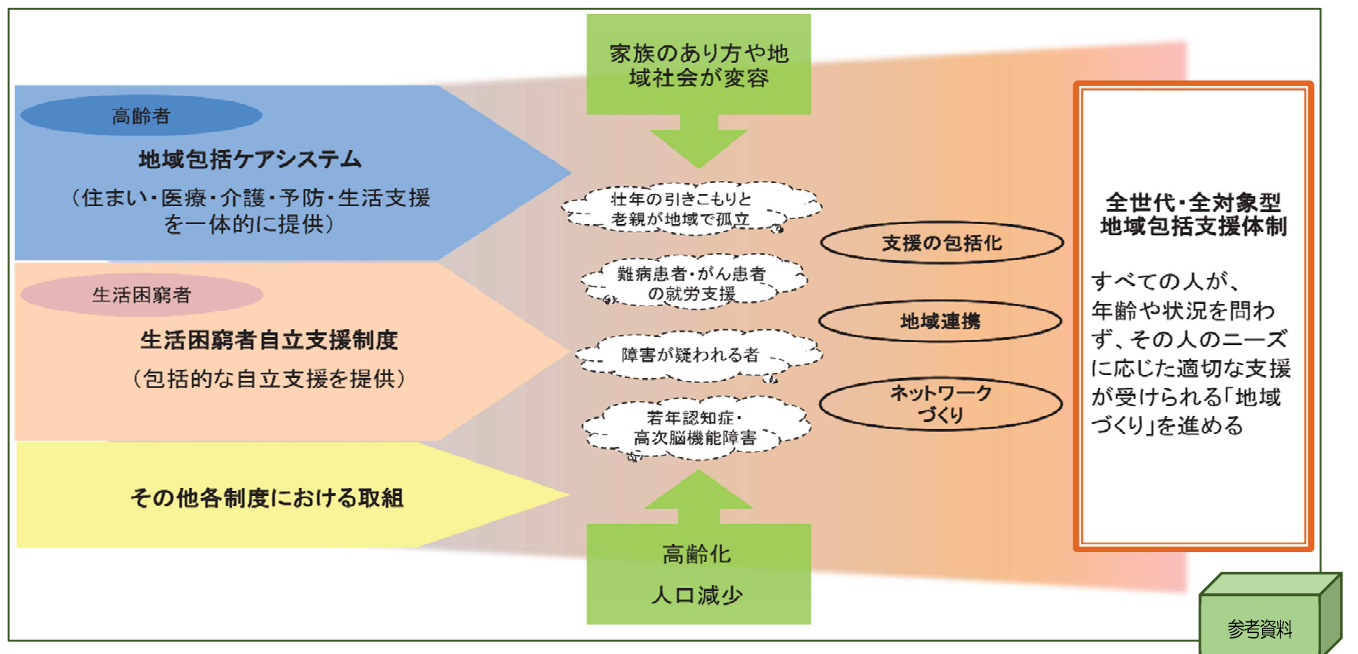
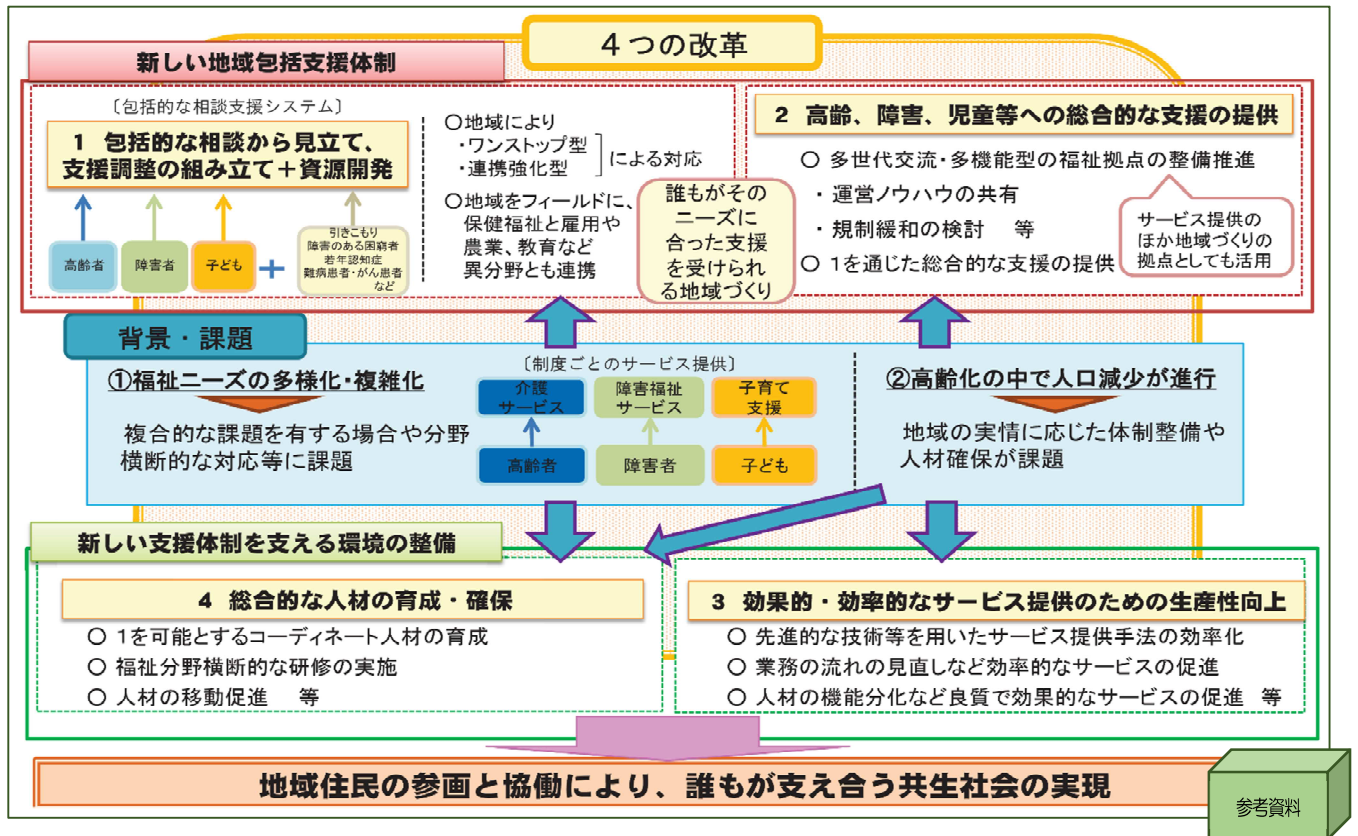
(2) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）について

○上記(1)⑤の通知は、平成 30 年 4 月の社会福祉法改正を前に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について、具体的な取り組み内容や留意点等が示されています。

○改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針が告示されました。人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域を共に創っていくことが、地域共生社会の実現のために求められています。

○地域福祉の推進においては、これまでも「地域のつながり・支え合い」の精神に基づきながら、ボランティア活動や地域行事、見守り活動などが進められてきましたが、人と人のつながりを広げ、強化していくことはもちろんのこと、行政内の各課が横断的につながり支援ネットワークを広げるほか、社協、各種団体、字・自治会、サービス事業所、町内企業、社会福祉法人などのネットワークも強化し、「包括的に」取り組みを行っていくことが重要となります。

【「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制に関するイメージ図】



(3) 地域福祉計画策定ガイドライン

○社会福祉法改正を受けて、国では「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を示しました(地域福祉計画への記載事項の追加等を踏まえて改定)。本計画策定においては、このガイドラインに基づくとともに、南風原町の実情、各種個別計画(関連計画)、新たに盛り込む項目等について検討・整理しながら、計画づくりを行いました。

※ただし、町が策定する他計画において盛り込むべき事項が記載されている場合等は、以下の考え方にに基づき、項目の整理しています。

【国の地域福祉計画策定ガイドラインより】

市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

【地域福祉計画に盛り込むべき事項について 一策定ガイドラインより一】

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(以下は、共通して取り組むべき事項の例)

- ア) 様々な課題を抱えるものの就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係するものに対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱えるものへの横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安があるものへの金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をしたもの等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- リ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ロ) 全庁的な体制整備

2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 エ) 利用者の権利擁護 オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
・(例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・(例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援 イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ウ) 地域福祉を推進する人材の養成
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援 イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ウ) 地域住民等に対する研修の実施 イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築 ア) 支援関係機関によるチーム支援 イ) 協働の中核を担う機能 ウ) 支援に関する協議及び検討の場 エ) 支援を必要とするものの早期把握 オ) 地域住民等との連携

8 計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 か年計画とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

○計画の期間

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度～
第二次南風原町 地域福祉推進計画						
						

9 計画の策定体制

(1) 計画策定のための組織体制

本計画の策定にあたっては、町(こども課)と社会福祉協議会が連携、協働して事務局を運営しました。また、計画の検討や審議等を行うための組織として、「地域福祉計画素案作成作業部会」、「地域福祉計画素案作成検討委員会」、「地域福祉計画策定委員会」を設置しています。

1) 地域福祉計画素案作成作業部会

町関係課の班長クラス、社会福祉協議会の担当で構成し、計画素案の検討及び各課が管轄する分野別計画との調整を図ります。

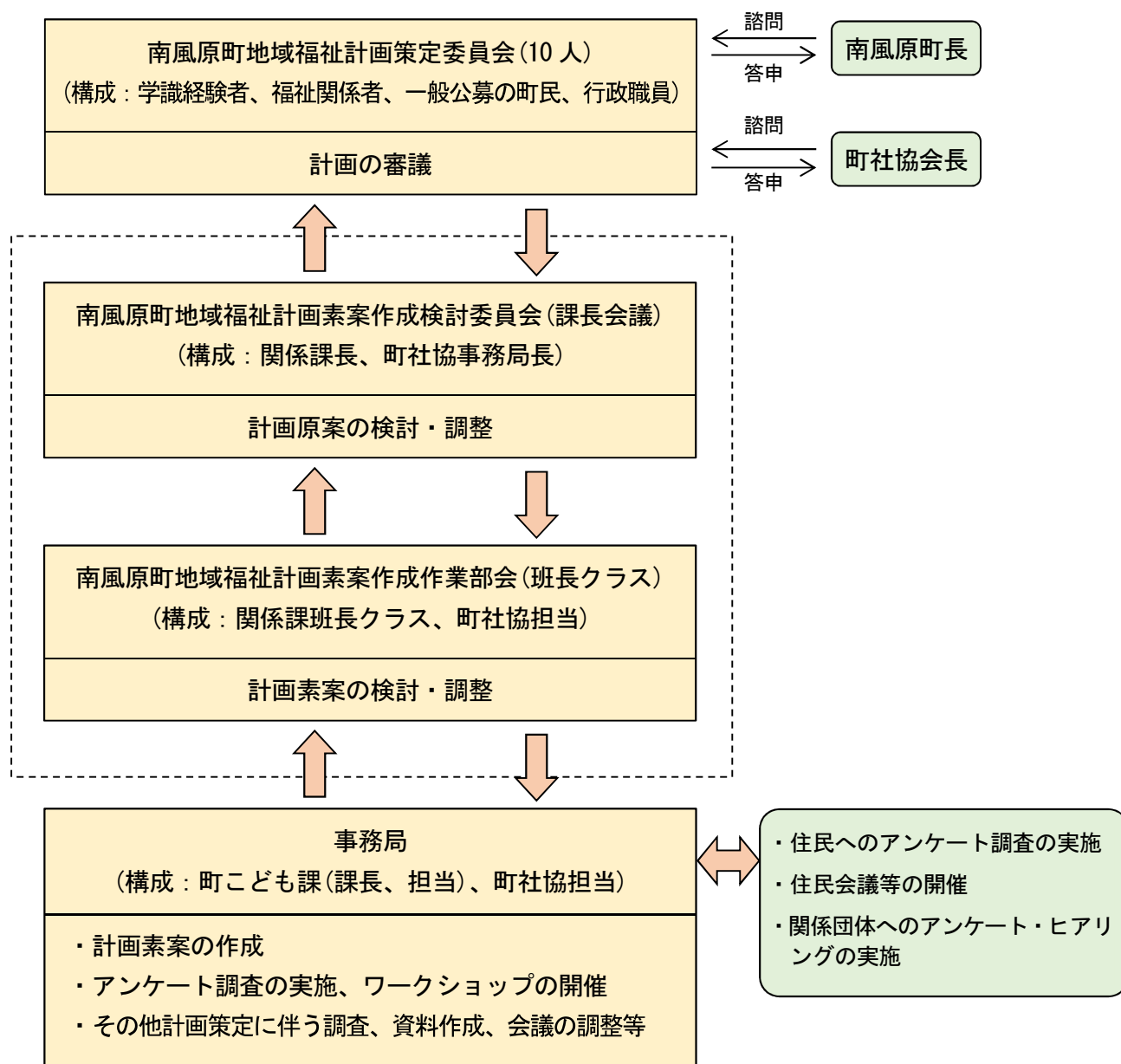
2) 地域福祉計画素案作成検討委員会

関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成し、計画原案の検討及び関係課間の総合的な調整を図ります。

3) 地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係者、公募による住民等で構成され、町長及び社会福祉協議会長より諮問を受け、計画の審議と答申を行います。

地域福祉計画策定のための組織体制図



(2) 計画策定のための住民参画について

本計画は、住民の参画による策定を基本としています。広く住民の意見を反映させるために、住民アンケート調査、住民会議での声の収集、関係団体へのアンケート・ヒアリング調査、及び「地域福祉計画策定委員会」委員として一般町民の公募を行いました。また、町のホームページより計画素案に対するパブリックコメントを実施しています。

1) 住民アンケート調査（南風原町の地域福祉（活動）計画に関するアンケート調査）

①調査の目的

- ・第2次計画を策定するに当たり、町民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として町民意識調査を実施しました。

②調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。（平成30年6月5日時点）

③調査方法

- ・郵送による配布・回収

④調査期間

- ・平成30年6月28日～平成30年7月18日

⑤回収率

- ・発送数：3,100件 回収数：1,035件 回収率：33.4%

⑥設問

- ・基本的なことについて（地区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住みごこち、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法、広報紙等について など）
- ・ボランティアについて（ボランティア活動への参加状況、理由、参加意向 など）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実で必要なこと）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）

2) 住民会議

- ・ちむぐくるプラン(町地域福祉推進計画)住民会議を開催し、地域福祉に関する「学びの場」の提供を行いました。また、毎回、会の終了後に参加者からの意見を提出してもらい、施策検討の資料としています。

回数	日程	内容	場所	参加人数
第1回目	6月7日(木)	南風原町地域福祉計画の説明と流れ	19時／役場庁議室	44人
第2回目	6月20日(水)	民生委員と地域福祉	19時／役場庁議室	27人
第3回目	7月12日(木)	字・自治会の活性化と地域福祉活動	19時／役場庁議室	34人
第4回目	7月26日(木)	安心生活と権利擁護	19時／役場庁議室	25人
第5回目	8月16日(木)	福祉教育とボランティア推進	19時／役場庁議室	24人
第6回目	8月20日(月)	特別講演「沖縄の夜のまち 現実と向き合う」 講師：上間陽子教授（琉球大学）	南風原町立中央公民館 黄金ホール 14時～16時	210人
第7回目	8月29日(水)	障がい者の雇用と社会参加	19時／役場庁議室	28人
第8回目	9月6日(木)	子どもの孤立と居場所づくり ～報告「子ども元気ROOM」と「放課後ルーム」～	19時／役場庁議室	24人
第9回目	9月20日(木)	小学生からの性教育 ～自分を大切にすることを学ぶために～	19時／役場庁議室	49人
第10回目	9月23日(日)	講演会「社会的孤立対策について」 講師：勝部麗子氏（豊中市社協）	ちむぐくる館	100人
第11回目	10月12日(金)	特別講演「沖縄にふさわしい交通まちづくり を考える」～フランスの事例を参考として～ 講師：ヴァンソン藤井由実	南風原町立中央公民館 黄金ホール 14時～16時	180人

3) 自治会・民生委員の声の把握

- ・地域福祉の推進において重要な担い手である字・自治会区長や民生委員・児童委員の声を把握するため、小アンケートを行いました。

実施時期：平成30年9月上旬～中旬

調査用紙の回収数：自治会・・・14件 民生委員・・・13件

<設問>

- ・地域活動での困りごと
- ・地域の支え合い、つながりづくりなど地域福祉の向上のために必要と思うこと
- ・地域福祉推進のための要望や提案など

4) 区長ヒアリング

- ・地域福祉計画における圏域設定についての意見を伺うため、字・自治会の区長を対象としたヒアリングを行いました。

日時：平成30年9月3日(月) 16時20分～17時00分

場所：南風原町役場3階 庁議室

参加区長：6名

5) 策定委員の公募状況

- ・応募は2名

6) パブリックコメント

- ・実施期間：平成30年11月7日(水)～11月12日(月)
- ・意見数：0件
- ・アクセス数：55件



○ 第2章 計画の基本的な考え方 ○

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ちむぐくるで笑顔あふれる 福祉のまち南風原

●南風原町では...

全国的に自治会の加入率が低下し、地域のつながりが希薄していると言われていた中、南風原町の自治会加入率は44.8%(H29)で、5年前の53.2%より減少しています。この背景には区画整備によるアパート世帯(若い世代)の急増があり、日頃仕事や子育てで忙しい子育て世代を中心とした自治会活動・地域活動への不参加傾向が大きく影響しています。

●地域の「つながり」への意識は...

住民へのアンケート調査を見ると、地域活動への参加率が3割程度にとどまっている反面、地域の支え合いに期待することとして「災害時の助け合い」や「地域の見回りなど防犯」を挙げる声が半数程度あり、地域での「つながり」を必要と感じている人が少なくないことがわかります。

●地域の「支え合い」に安心し、笑顔に...

地域住民の支え合いによる防災・防犯対策や地域の見守り活動・声かけなどは、行政による支援では手の届かない小地域の困りごとにとって不可欠です。こういった住民のつながりが、地域生活に安心感を与え、支えられる人が笑顔になるのはもちろんのこと、支える側の笑顔にもつながります。

●そして、次代への「つながり」...

地域に暮らす住民同士が、他人の困りごとを「我が事」と思い、ちむぐくるの心を大切にする人が増えていくことで、南風原町内に「ちむぐくる」の精神が当たり前のこととして浸透し、支え合いの輪が、若い世代や子育てで忙しい世代を含めたすべての世代、さらに、次代を担う子どもたちにもつながり、笑顔あふれる福祉のまちとなることを目指します。

■「ちむぐくる」とは

沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

2 基本目標

- ・計画では、以下の3つの目標を掲げ、地域福祉の向上を目指します。

基本目標1：共に支え合えるまちづくり

小地域における住民支え合いが広がっていくように、一人ひとりの福祉意識を高めるほか、地域福祉の取り組みを支えていく体制づくりが必要となります。

字・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくりを進めるとともに、福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進、関係団体の活動を支援するなど住民による地域福祉活動の一層の推進に取り組み、共に生きるまち、「共生社会の実現」を目指します。

基本目標2：自分らしく自立して暮らせるまちづくり

尊厳を保ち、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることは、誰もが望むものです。そのためには必要な人に必要な支援が届くことが重要となります。

支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、自らサービスを選択できるよう保健・福祉・医療等に関する情報提供の充実を図ります。また、利用者本位のサービス利用となるよう、サービスの量的整備や質の向上などの取り組みを進めるほか、生活困窮世帯等への支援、子どもの孤立対策、権利擁護等の充実に取り組みます。

さらに、包括的支援の視点に立ち、支援が縦割りのサービス提供にとどまらず、横断的につながり、多面的に対応できる体制構築を目指します。

基本目標3：安全・安心な人にやさしいまちづくり

地域で安心していつまでも暮らし続けていくには、地域の生活環境を整えていく必要があります。住民アンケートでは地域防災や地域防犯が地域の安心した生活のために必要という声も多くあります。こういった面での地域のつながりや組織の強化、支援体制の構築を図ります。

また、現代の車社会において、高齢者や障がい者、学生など移動・交通手段で支援を必要とする人への対策も推進します。

3 施策項目の再編等について

○第二次計画では、第一次計画で掲げた施策項目を見直し、削除、統合、追加などにより再編を行っています。特に以下の点について考慮し、再編しています。

(1) 第1次計画に掲げられていた施策項目の削除について

○第1次計画に掲げる施策項目の中には、総合計画や各種個別計画に掲げられているものも含まれています。これらは、地域福祉に関連する施策ではありますが、個別具体的に示されている別計画があるため、その施策項目は第2次計画より削除し、個別計画で対応することとしました。

○国の策定ガイドラインにも以下のように示されています。

※市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

○また、バリアフリー等、法制度で実施が義務付けられているもの、交通安全運動のように毎年全国運動として取り組まれているものについても今回の計画から削除しています。

削除(再編)した項目一覧

前回の項目名	備考
基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進 (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)地域福祉活動の推進 (2)地域福祉の組織体制強化 (3)地域のつながりの向上、強化 の3項目に再編
基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚 ③男女共同参画の推進 ④人権教育・啓発の推進	男女共同参画や人権教育については、個別計画に具体的に示されているため削除
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (6)生きがいづくり推進	基本目標1 (3)①に統合(居場所づくりの推進)
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (7)健康づくり推進	福祉サービスの項目と合わせ、保健福祉サービスとして統合した施策 特定健診等は個別計画に具体的に示されているため削除
基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (1)快適で利用しやすい施設、住環境の整備推進	バリアフリーの関係は、法制度で義務化されているため、施策から削除
基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (2)交通安全対策の推進	毎年、全国市町村で共通して取り組まれている対策のため、施策から削除

(2) 新しい項目の追加

○第一次計画策定以降に国から示された通知や策定ガイドラインに基づくとともに町の状況を踏まえ、新しい考え方を盛り込んでいます。

①地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）（必須）

○国では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を掲げており、社会福祉法の改正内容を反映した市町村地域福祉計画の策定が求められている。既に、市町村介護保険事業計画(平成 29 年度策定予定)の策定指針にも、この考え方が組み込まれたほか、障害福祉計画策定指針では、「精神障がい者も含めた地域包括ケアシステムの構築」について示されています。先行して個別計画の中で「包括的」という考え方が示されてきましたが、根幹となる地域福祉計画においても、国の通知および平成 30 年 4 月の社会福祉法の改正に基づき、これらを総体とする「我が事・丸ごと」の理念を考慮した策定を行っています。(例：包括的相談支援など)

※「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進：「我が事」＝隣近所のことを「我が事」として捉え、支え合いを行おうという考え方。「丸ごと」＝高齢者、児童、障がい者等の縦割りで相談や支援を行うのではなく、各部署や関係者が横断的に連携して対応を行うという考え方。

②生活困窮世帯の自立支援策（必須）

○近年は、生活保護や生活福祉資金貸付などの制度の対象とならない“制度の狭間”にある生活困窮世帯が増加・深刻化するなかで、平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法を施行し、生活困窮者の把握や相談、就労支援など自立支援のサポート体制が敷かれました。地域福祉計画にも自立支援方策を盛り込むことが国から示されています。「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」(生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成 26 年 3 月 27 日付)

○生活困窮世帯の自立支援に関する町の取り組みについて、すでに実施しているもの、今後実施が必要となるもの等を盛り込んでいます。

③子どもの貧困に関する対策（必須）

○沖縄県においては、生活困窮世帯の子どもは 3 割に上るなど、全国よりも高いことが報告されている。生活困窮家庭では、その子どももまた貧困に陥ってしまうことが少なくありません。貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの貧困対策(孤立対策)も計画で掲げています。

④社会福祉法人の地域における公益的な取り組み促進（地域貢献）

○平成 28 年 3 月 31 日に改正社会福祉法が成立し、社会福祉事業を行う社会福祉法人による地域における公益的な取り組みが義務付けられました。社会福祉法人による貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援など)の促進及び社会福祉法人の連携等の支援などについて掲げ、地域の社会資源として地域福祉の一翼を担っていただけるように盛り込んでいます。

⑤子ども家庭総合支援拠点の設置【母子保健包括支援センター(子育て世代包括支援センター)含む】

- 平成30年5月に東京都目黒区で発生した5歳(当時)女兒が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催された。この会議において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう緊急に対策を講じることとされ、これを受けて「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)が決定した。
- 緊急総合対策において、児童虐待防止対策と生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援の緊密な連携について言及されたことを踏まえ、教育委員会や関係機関との連携の下、町としての方策を整備していきます。

新しい項目一覧(主なもの)

項目名		
基本目標1 共に支え合えるまちづくり	(1)地域福祉活動の推進	⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援 (社協の取り組みとして掲載)
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	(1)相談支援の充実	②包括的な相談支援体制の構築
	(3)保健福祉サービスの向上	③包括的なサービス提供の体制構築
	(4)生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進	④子どもの孤立(貧困)対策の推進
		⑤自殺予防対策の推進
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり	(3)移動・交通環境の充実	③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進
		①移動支援の推進 ②地域共助による移動手段の確保

(3)計画の点検・評価しやすさの重視

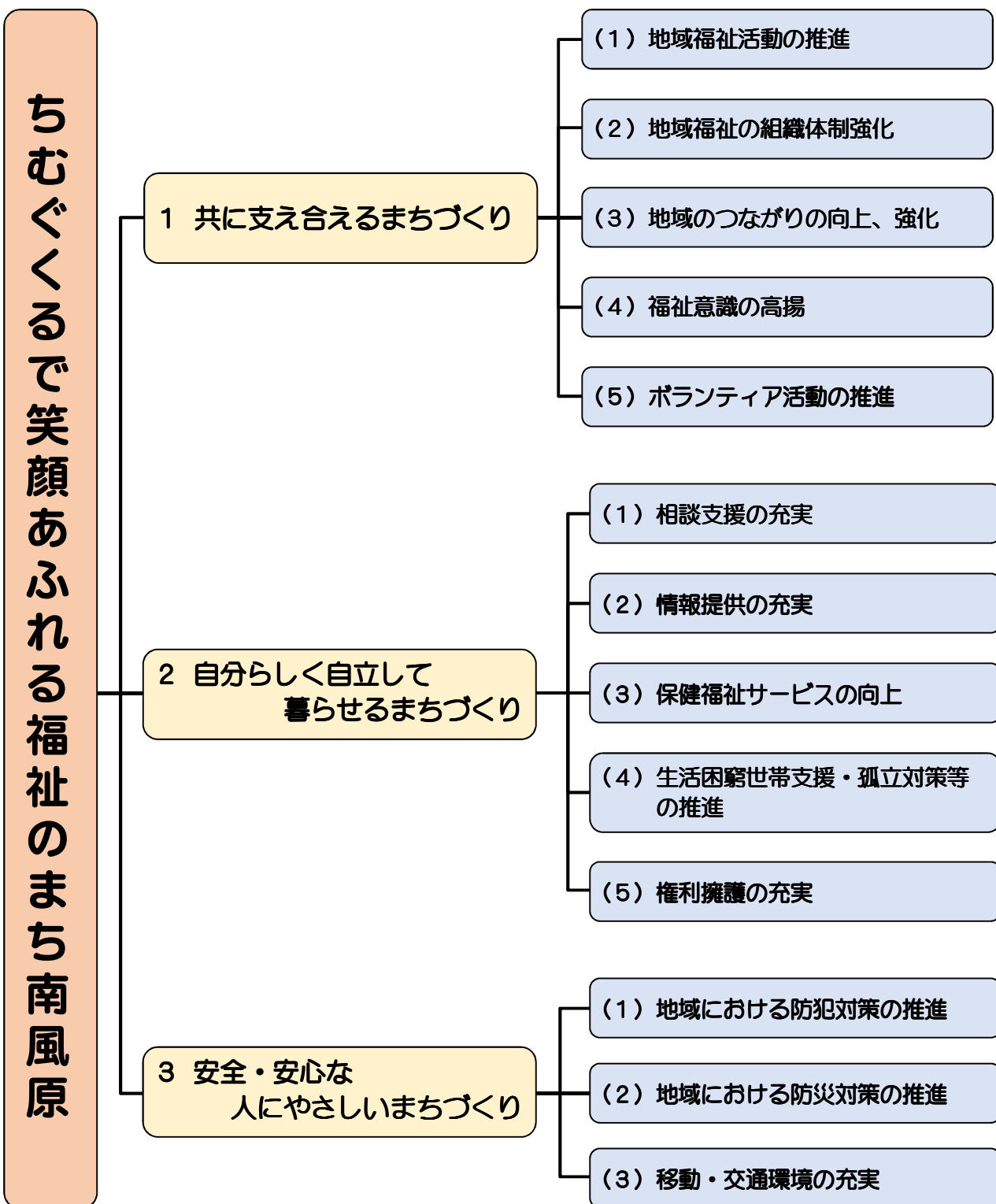
- 第一次計画の各施策は、一項目の中に複数の事業・施策が盛り込まれていたり、推進内容が大枠で示されているためにどの事業で評価すべきかがわかりにくい項目が見られました。
- 第二次計画では、内容が第一次計画を継承しているものも、項目立てを再編し、具体的に事業等につながるように配慮しました。

4 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



【施策体系の詳細】

	＜町の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
基本目標 1 共に支え合えるまちづくり		
(1) 地域福祉活動の推進		
	①地域福祉活動への参加促進 ア 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 イ 福祉に関する「学びの場」の提供 ②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 ③友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 ④民生委員・児童委員の活動支援 ア 民生委員・児童委員の活動支援 イ 民生委員・児童委員の住民への周知 ウ 民生委員・児童委員の定数確保 ⑤活動を担う人材の確保支援 ア 福祉協力員の確保支援 イ まちづくりサポーターの確保支援 ⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進	①地域福祉活動の活性化 ア 地域福祉活動の広報による情報提供 イ まちづくりサポーターの確保・活動支援 ウ 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進 ②地域づくりに関する情報共有の場づくり ③福祉団体の支援 ア 福祉団体の活動支援 イ 福祉団体の加入促進 ④民生委員・児童委員の活動支援 ア 民生委員・児童委員の活動支援 イ 民生委員・児童委員の確保 ⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ ⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援
(2) 地域福祉の組織体制強化		
	①自治会組織体制の強化支援 ア 自治会組織への支援 イ リーダーの育成 ウ 「地域づくり推進委員会」への支援・協力 ②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 ア 小地域福祉ネットワークの取り組み支援 イ 小地域福祉ネットワークの組織化促進 ウ 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 ③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 ④地域課題を解決する仕組みの充実強化	①支え合い・助け合う地域づくり ア 「地域づくり推進委員会」の設置推進 イ 福祉協力員の確保・育成 ②小地域福祉ネットワークの組織化及び強化 ア 小地域福祉ネットワーク活動への支援 イ 小地域福祉ネットワークの組織化推進 ウ 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 ③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化 ア コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置・資質向上 イ 個別支援、地域支援の実施による地域支援の強化 ウ 生活支援コーディネーターとの連携 ④地域課題を解決する仕組みの充実強化
(3) 地域のつながりの向上、強化		
	①交流やつながりの機会づくり推進 ア 交流機会の提供 イ 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） ウ 居場所づくりの推進 ②住民主体の活動による交流の促進 ア 住民主体の活動の支援 イ 交流・活動場所の確保 ③住民同士の“絆（つながり）”づくり（地域共生社会の実現）	①地域活動の活性化支援 ②居場所づくりの推進 ③住民同士の“絆（つながり）”づくり（地域共生社会の実現）
(4) 福祉意識の高揚		
	①児童生徒への福祉教育の推進 ア 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 イ 「福祉教育連絡会」の開催 ウ 「福祉教育実践報告会」の開催 エ 教職員への福祉教育の機会確保 ②地域住民への福祉意識啓発の充実 ア 福祉意識の啓発広報活動 イ イベント機会等を活用した福祉意識啓発 ウ 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 エ 福祉に関する「学びの場」の提供（再掲）	①児童生徒への福祉教育の推進 ア 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進 イ 「福祉教育連絡会」の開催 ウ 福祉教育実践報告の充実 エ 福祉教育研究会の開催 ②住民の福祉意識の高揚 ア 福祉意識の啓発広報活動 イ 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保
(5) ボランティア活動の推進		
	①ボランティアへの参加促進 ②ボランティアセンターの機能充実・支援 ③ボランティア活動の活性化 ア 「学校支援ボランティア」の参加推進	①ボランティア活動の情報発信 ②ボランティア同士の交流、仲間づくりの推進 ③ボランティアセンターの機能強化 ④ボランティアの養成、人材の確保 ア ボランティア養成講座の開催 イ 10代のボランティア研修会 ⑤ボランティア団体と企業、NPOとの連携

	＜町の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり		
(1) 相談支援の充実	①相談支援の充実 ア) 窓口対応力の充実 イ) 相談担当者の資質向上 ウ) 電話やメール等による相談の実施 エ) 訪問相談の実施 ②包括的な相談支援体制の構築 ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 ウ) 多機関の協働による包括的な相談支援体制 ③相談窓口の周知と利用促進	①福祉総合相談事業の推進 ア) 福祉総合相談室の充実 イ) 福祉総合相談室の周知広報 ②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化 ア) 地域活動における相談支援の充実・強化 イ) コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化 ウ) 民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実 ③包括的な相談支援体制づくりに向けた関係機関の連携強化
(2) 情報提供の充実	①情報提供の充実 ア) 既存の情報提供の充実 イ) 新たな情報提供手段の検討 ②関係機関・団体や地域への情報発信 ア) 関係機関・団体等への行政情報の発信 イ) 出前講座の実施 ③相談窓口間の連携	①情報提供の充実
(3) 保健福祉サービスの向上	①各種保健福祉サービスの充実 ②インフォーマルサービスへの支援 ③包括的なサービス提供の体制構築 ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 イ) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 ウ) 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 ④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進 ⑤サービスの質の向上 ア) サービス従事者の資質向上 イ) 苦情解決体制の充実 ウ) サービスの評価の充実	①包括的な高齢者福祉サービスの提供 ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実 イ) 包括的なサービス提供の推進 ②福祉サービスの質の向上 ア) 利用者満足度の把握 イ) 研修等による資質向上 ウ) 苦情解決体制の充実 ③介護保険事業及び障害福祉サービスの充実 ④インフォーマルサービスへの支援
(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進	①生活保護制度の適正実施 ②低所得者への支援の推進 ③生活困窮世帯への自立支援の推進 ④子どもの孤立(貧困)対策の推進 ア) 「子ども元気ROOM」の充実 イ) 児童館を活用した居場所づくり ウ) 「家庭訪問型子育て支援事業」の実施検討 エ) 就学支援認定者への学習支援の推進 ⑤自殺予防対策の推進	①低所得世帯に対する支援 ②生活困窮者の自立支援の推進 ③子ども等貧困対策支援事業の推進
(5) 権利擁護の充実	①権利擁護のための制度等の利用支援 ア) 成年後見制度の周知・広報、利用促進 イ) 成年後見制度利用支援事業 ウ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報 ②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進 ③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進 ④虐待等防止対策の推進 ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 ウ) 「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化	①金銭管理等日常生活の支援 ②日常生活自立支援事業の実施 ③法人成年後見の実施検討 ④地域共生社会についての啓発・広報の推進

	<町の取り組み>	<社協の取り組み>
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり		
(1) 地域における防犯対策の推進	①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 ②防犯パトロール等の充実 ③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 ④防犯灯の整備推進 ⑤通報システムの普及推進	①子どもを守るネットワークづくり ②消費者被害への対応の充実
(2) 地域における防災対策の推進	①防災意識の普及啓発 ②自主防災組織の結成や強化の推進 ③避難行動要支援者の支援体制の構築 ④緊急情報伝達手段の充実 ⑤福祉避難所の確保	①災害ボランティアセンター機能の充実 ②実践的な防災訓練の実施 ③災害時対応マニュアルの充実 ④日頃からの見守りネットワーク体制づくりの推進 ⑤避難行動要支援者の把握と個別計画作成の支援
(3) 移動・交通環境の充実	①移動支援の推進 ②地域共助による移動手段の確保	①高齢者外出支援サービス事業の充実 ②地域共助による移動手段の確保



5 福祉圏域の設定

●福祉圏域とは...

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域における範囲のことです。

保健福祉サービスの提供や情報発信、スポーツ大会や文化祭などは、町民全体を対象とした大きな範囲での取り組みですが、見守り・安否確認や日常生活におけるちょっとした手助けなどは、身近な範囲での気づきや支え合いで行われます。

●第一次計画では...

第一次計画では、この福祉圏域について①「第1層 地域福祉推進圏域(町全域)」、②「第2層 学校区福祉圏域(中学校区)」、③「第3層 小地域福祉圏域(字・自治会)」と3区分に設定していました。第1層の町全体を対象とした施策を行政や社協が中心となって進めてきたほか、第3層の字・自治会の組織等を中心とした小地域福祉ネットワークの自主的な運営を支援し、地域福祉の向上を図ってきました。

また、第3層については、コミュニティソーシャルワーカーを介しながら、第1層に当たる関係機関との連携・つなぎによる個別支援や地域課題の解決等も行われ、第1層と第3層の直接的な小地域支援体制も構築されてきています。

●第二次計画での福祉圏域は...

第二次計画においては、第1層と第3層の強化を図るとともに、第2層に「地域福祉プラットフォーム」という新しいかたちを導入し、緩やかな連携の中で住民の「気づき」と「つながり」の機会づくりを行いながら地域福祉の推進を図ります。

(1) 第1層 町全域

行政や町社協、その他関係機関と連携しながら、法制度に基づいた保健福祉サービスの提供や各種支援について、町全域を対象とした取り組みを行う範囲です。

各種行事やサービス提供、支援対策のほか、町全体の地域課題を町全体の視点で解決するための取り組みを行います。

今後は、住民のつながりの機会づくりを積極的に行い、関係機関と連携しながら各種イベントやスポーツ大会、交流の場、生涯学習の場(学びの場)づくりなどを推進します。

(2) 第2層 地域を超えたつながりの場「地域福祉プラットフォーム」(仮称 ゆんたくカフェ)

第一次計画では、第2層に中学校区を単位とする圏域を設けていましたが、実際には第2層は設けられず、第3層の字・自治会や小地域福祉ネットワークの活動に、コミュニティソーシャルワーカーや関係機関等が直接関与しながら活動支援等を行う体制で進められてきました。

第1層と第3層の関わりが緊密である背景には、本町の面積が小さく、字・自治会が19か所と少ないほか、コミュニティソーシャルワーカーによる支援体制が充実していることなどがあげられます。

今回の策定では、自治会の加入率や地域活動への住民参加が伸び悩む中、「組織にとらわれない緩やかな連携の場・つながりの場」も必要ではないかと考えました。そして、地域という枠にと

られずに住民が集まり、「気になること」や「やってみたいこと」などについて懇談しながら、つながりの輪を広げ、課題解決を実現していく場を「地域福祉プラットフォーム」として第2層に設けることとしました。

地域福祉プラットフォームは、行政と社協が支援するほか、ボランティアセンターとボランティアプラットフォームと一緒に関わりながら、運営していきます。

※プラットフォームとは：列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近「土台・基盤」という意味合いで使われるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、組織や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

(3) 第3層 身近な小地域（字・自治会）

字・自治会の組織を中心とした地域活動や、見守り・支え合いなどを行える身近な地域を単位とした範囲です。

各字・自治会では、年中行事や世代間交流に趣向を凝らし、住民同士のつながりの機会づくりをしています。また、ほとんどの字・自治会では「小地域福祉ネットワーク」が組織化され、高齢者サロンや子育てサロンといった交流活動が主に行われています。

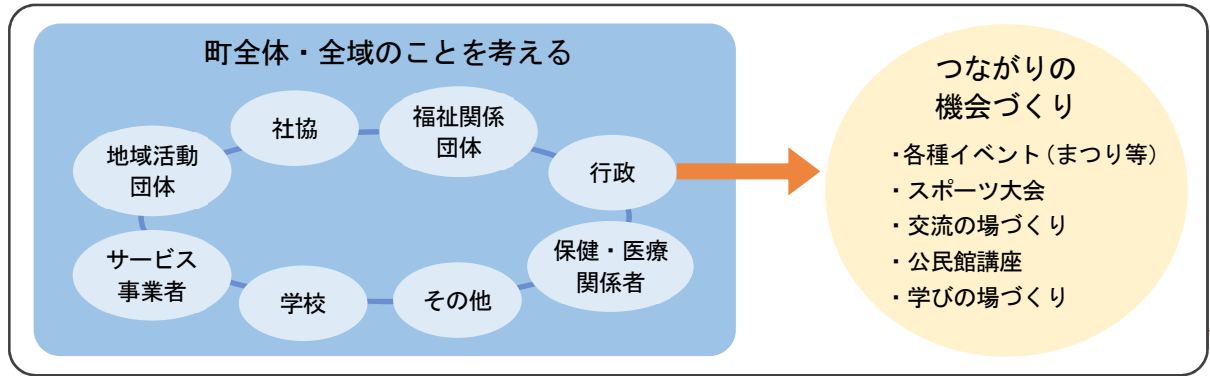
さらに、各小学校区に配置されているコミュニティソーシャルワーカーが関わりながら、支援が必要な方への助言やサービス・制度及び関係機関等へのつなぎを行う「個別支援」を行っています。

字・自治会の活動は、現在は行事や交流活動が中心となっていますが、今後は、小地域の中での困りごと(地域課題)の把握やその解決策を話し合い(「地域づくり推進委員会」の設置)、小地域福祉ネットワークを中心とした見守り活動や生活支援等にも取り組んでいけるように、活動の仕組みづくりと住民参加の促進、字・自治会の組織体制の強化などの支援を行います。



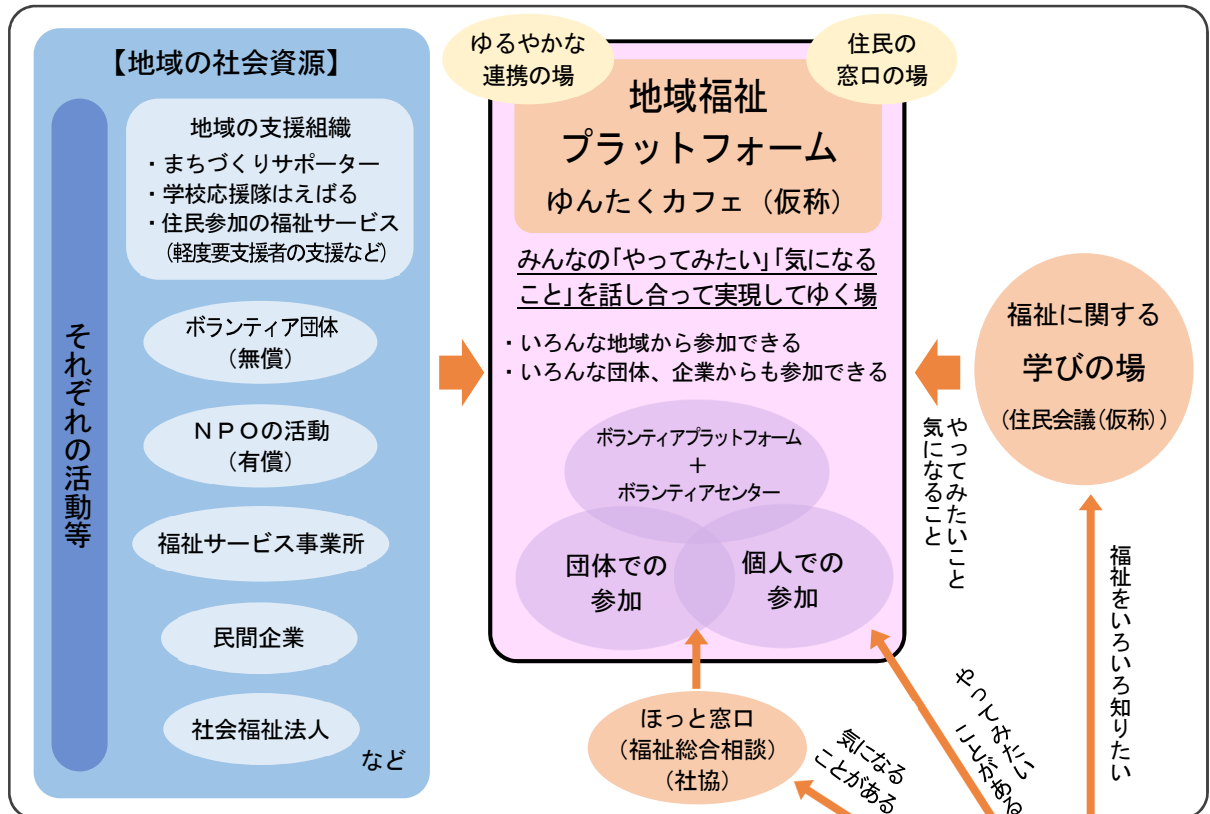
南風原町地域福祉のイメージ図（案）

第1層（町全体）



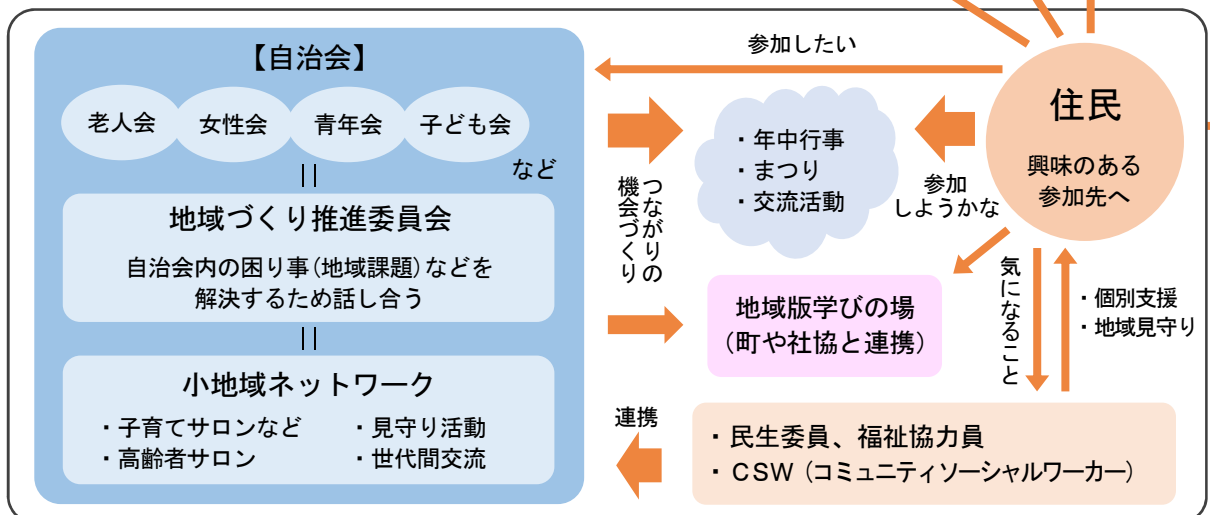
行政主体で
やってほしいこと ↑ ↓ 連携する

第2層（地域を超えたつながりの場）



小地域の課題を共有する ↑ ↓ 小地域と連携する

第3層（身近な小地域）



6 重視する点（取り組みや考え方）

（１）地域福祉プラットフォームを組み込んだ南風原型地域福祉のかたちづくり

- ・第１層～第３層までの各段階における地域福祉の体制づくりを推進する
- ・第２層における「地域福祉プラットフォーム」による、緩やかな連携の場を確保する
- ・第３層の市・自治会の組織強化と小地域において自ら課題解決について考える場の確保と課題解決の実践を支援する

（２）「見える福祉」の推進

- ・各字公民館における各種活動や行事を通して、地域住民に福祉が見えるように取り組みの展開を図る。
- ・地域福祉及び各種保健福祉情報を常に発信し、「福祉」についての情報提供を強化する。
- ・地域の福祉活動の実践や関わっている人の声など情報発信し、住民参加による福祉活動をPRする。
- ・町広報誌、社協だよりをフル活用するとともに、新しい情報発信方法を検討し、福祉情報はもっと身近に感じられる手法を展開する。
- ・福祉に関する「学びの場」を提供し、地域福祉に関する内容のほか、サービスや法制度、町の現状について周知・広報するとともに、住民の福祉に関する知識の向上を図る。
- ・各種まつりや大会、イベントにおける情報発信や相談機会確保のほか、日頃から住民が集まるスポットへの出張等による福祉情報発信や相談の場の確保を図る。

（３）主要分野における包括的支援体制の構築

- ・高齢者福祉分野の介護保険で掲げられている「地域包括ケアシステム」を推進し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現を図る。（「南風原町高齢者保健福祉計画」において実践される取り組み）
- ・障がい者福祉分野で掲げられている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を推進し、精神障がい者も含めた障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「相談」「障害福祉」「医療」「生活支援」「住まい」「社会参加（就労）」「地域助け合い」を包括的に提供できる体制の構築を図る。（「南風原町障がい福祉計画」において実践される取り組み）
- ・児童福祉分野においては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制の構築（「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター」等）を図る。（この包括支援体制は個別計画に示されていないため、本計画で掲げ、平成31年度策定の第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画で具体化するものとする）



○ 第3章 第2次計画の取り組み ○

第3章 第2次計画の取り組み

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(1) 地域福祉活動の推進

■ 町の取り組み ■

①地域福祉活動への参加促進 【推進主体：総務課、こども課、生涯学習文化課】

ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会活動や地域福祉活動を通して、安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の活動内容、地域福祉活動の報告、地域で活躍する人の声などについて、地域や社協と連携しながら情報発信していきます。

イ) 福祉に関する「学びの場」の提供 【推進主体：こども課、生涯学習文化課】

- 地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。
- 南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡充し、相互の充実を図ります。

②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 【推進主体：こども課、保健福祉課、生涯学習文化課】

○地域福祉の推進に関わる社会教育団体や各種団体、NPO等について、それぞれの活動の充実を図るために、社会福祉協議会とも連携しながら必要な支援を行います。

③友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

④民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

ア) 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動支援について、社会福祉協議会と連携しながら進めます。

イ) 民生委員・児童委員の住民への周知 【推進主体：こども課】

○民生委員・児童委員の日頃の活動充実が図られるよう、役割や活動内容等について、地域への周知を図ります。

ウ) 民生委員・児童委員の定数確保 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員について定数確保に努めます。

⑤活動を担う人材の確保支援 【推進主体：こども課】

ア) 福祉協力員の確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「福祉協力員」の配置など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援します。

イ) まちづくりサポーターの確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「まちづくりサポーター」を確保するため、地域でともに支え・助けあう有償の活動について周知広報を行うなど、人材の確保を支援します。

⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進 【推進主体：こども課】

○町内の企業や社会福祉法人も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を促します。

○町内企業や社会福祉法人が行っている地域福祉活動を広報紙などで発信し、住民への周知や他企業・法人への参加意識啓発を図ります。



■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域福祉活動の活性化

ア) 地域福祉活動の広報による情報提供

○社協だより等を活用し、字・自治会が実施している地域福祉活動や活動参加者の声などを発信し住民への周知・広報を図ります。

イ) まちづくりサポーターの確保・活動支援

○社協内にある「まちづくりサポートセンター」がコーディネートを行っている、有償での住民相互の助け合い(「依頼会員」と「提供会員」がそれぞれ会員登録し支援を行う活動)の充実を図るため、提供会員である「まちづくりサポーター」の確保を図ります。

○まちづくりサポートの活動について住民への周知広報を強化し、共に支え合う活動の高揚を図ります。

ウ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進

○友愛訪問や見守りが必要な世帯(気になる世帯含む)に対する見守りネットワーク活動を推進し、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

②地域づくりに関する情報共有の場づくり

○住民をはじめ医療・保健・福祉に関係する機関・団体が連携し、地域における福祉課題や地域づくりについて、話し合い・学び合う機会・場を確保し、問題解決に向けた共通認識づくりを行い「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を目指したネットワークづくりを推進します。

③福祉団体の支援

ア) 福祉団体の活動支援

○老人クラブなどの当事者団体の活動をとおして親睦・交流や社会参加促進の取組みが行われており、それらの活動の活性化が活力ある地域づくりに欠かせないことから、福祉団体に対する活動助成金の交付や団体事務などの支援を行います。

○昨今は当事者団体の弱体化が見られることから、組織強化を図ります。

イ) 福祉団体の加入促進

○福祉団体の加入者数増加を図るため、団体の活動内容や加入するメリットの周知等を図ります。

④民生委員・児童委員の活動支援

7) 民生委員・児童委員の活動支援

○民生委員・児童委員が安心して活動できるよう事務局を担うとともに、民生委員活動の住民への周知、研修会への参加支援、福祉協力員との連携を進めるなどにより、活動を支援します。

1) 民生委員・児童委員の確保

○町の人口が増加する中で民生委員・児童委員は欠員があるため、町と連携しながら、なり手の確保に努めます。

⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ

○町内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を参加促進します。

⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援

○改正社会福祉法に伴って義務化された社会福祉法人の地域における公益的事業の実践を広め、地域福祉への貢献を図るために、社会福祉協議会が町内の社会福祉法人のまとめ役となり、地域貢献への参加について、各法人へ適切な情報提供を行い、事業展開への連携や支援を行います。



(2) 地域福祉の組織体制強化

■ 町の取り組み ■

①自治会組織体制の強化支援 【推進主体：総務課、こども課】

ア) 自治会組織への支援 【推進主体：総務課】

○住民に最も身近な組織である字・自治会が中心となった地域福祉のつながりづくり、支え合いの環境づくりが推進されるよう、組織への支援を行います。

イ) リーダーの育成 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会長の視察研修などにより資質向上を図り、自治会運営、行事開催などにおける取り組みの強化を支援します。

○自治会等、新しくリーダーになる方への初期支援を図ります。

ウ) 「地域づくり推進委員会」への支援・協力 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が推進する字・自治会の「地域づくり推進委員会」への支援や協力を行い、自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める体制づくりを推進します。

②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 【推進主体：こども課】

ア) 小地域福祉ネットワークの取り組み支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会との連携により、「高齢者サロン」「子育てサロン」などの活動への支援を行います。

イ) 小地域福祉ネットワークの組織化促進 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対しては、社会福祉協議会と連携しながら、組織化を促していきます。

ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 【推進主体：こども課】

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実が図られるよう、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員など）との連携を密にし、要支援者の情報を共有するとともに、相互に連携・協力した支援が可能な体制を構築します。また、公的サービスや専門的な支援を組み合わせることが必要なケースについては、福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援します。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化 【推進主体：こども課】

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めるとともに、各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの構築を検討・推進します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①支え合い・助け合う地域づくり

ア)「地域づくり推進委員会」の設置推進

○自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める「地域づくり推進委員会」の字・自治会への設置を推進します。

イ)福祉協力員の確保・育成

○住民が主体的に地域福祉活動に参加し、民生委員・児童委員はじめ福祉関係者とともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりに取り組むため、字・自治会ごとに福祉協力員を委嘱し、その活動を支援します。

②小地域福祉ネットワークの組織化及び強化

ア)小地域福祉ネットワーク活動への支援

○町内の字・自治会単位で組織化されている小地域福祉ネットワークの活動の支援を行い、「高齢者サロン」「子育てサロン」などのサロン活動の充実のほか、交流、訪問、生活支援活動などによる機能の強化を図ります。

イ)小地域福祉ネットワークの組織化推進

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対し、結成の支援を行います。

ウ)小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化

ア)コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置・資質向上

○町内の各字・自治会への地域福祉の支援活動が十分に行っていけるよう、コミュニティソーシャルワーカーを今後も継続して配置するように進めるほか、研修や実践による資質向上を図ります。

イ)個別支援、地域支援の実施による地域支援の強化

○住民一人ひとりの様々な困りごとに対応する「個別支援」及び小地域における福祉問題を住民主体の組織とともに課題解決を図る「地域支援」の両面でのコミュニティソーシャルワークの強化を推進します。

り)生活支援コーディネーターとの連携

○介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」により配置されている「生活支援コーディネーター」と連携し、各種関係機関・団体やインフォーマルなサービスをつないだり、新たなサービスの創出を行うなど、高齢者を含めた住民全体の生活課題・地域課題に対応していくよう図ります。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めるとともに、各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの構築を検討・推進します。



(3) 地域のつながりの向上、強化

■ 町の取り組み ■

①交流やつながりの機会づくり推進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、保健福祉課、こども課】

ア) 交流機会の提供 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○伝統文化継承活動、公民館学級講座、スポーツ大会、文化祭等イベントを開催し、地域の交流や世代間交流、町民同士のふれあいの機会を提供します。

イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながり確保及び社会的孤立対策を図ります。

ウ) 居場所づくりの推進 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○子ども、高齢者、障がい者のための居場所、集いの場の確保により、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

②住民主体の活動による交流の促進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

ア) 住民主体の活動の支援 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

○地域住民が自ら行うスポーツ活動、サークル活動、文化活動等を通して、仲間づくりや交流の機会が図られるよう自主的な活動を支援します。

イ) 交流・活動場所の確保 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○地域交流の活性化に向けて、地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進します。

③住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現） 【推進主体：総務課、保健福祉課】

○地域における日頃からのつながりや、各種活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域活動の活性化支援

○字・自治会を基盤とした地域活動への参加をととした住民の関係づくりの取組みがもっとも効果が期待できることから、字・自治会や地域の各種団体(老人クラブ・青年会・PTA・女性会など)と連携した地域活動活性化促進に努めます。

②居場所づくりの推進

○高齢者のミニデイサービスや高齢者サロン、子育てサロンなど、身近な地域での居場所づくりを推進し、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

③住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現）

○地域における日頃からのつながりや各種活動をととした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。



(4) 福祉意識の高揚

■ 町の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

ア) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

○次代を担う子ども達が福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、「社協の出前講座」や「学校応援隊はえばる」の活用等により、学校と地域住民等が連携して、福祉講話や高齢者及び障がい者との交流、ボランティア体験学習等多様な活動を行い、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進します。

イ) 「福祉教育連絡会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○町と社協、学校等の福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

ウ) 「福祉教育実践報告会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○福祉教育の実践報告等により課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

エ) 教職員への福祉教育の機会確保 【推進主体：学校教育課】

○学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実が図られるよう、保育所(園)や学校教育部門と社会福祉協議会との連携により、「町内学校教諭等福祉研修会」を実施し、福祉教育や地域共生社会を啓発する機会を確保します。

②地域住民への福祉意識啓発の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

ア) 福祉意識の啓発広報活動 【推進主体：こども課】

○共に生きる地域社会を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設、自治会、小地域福祉ネットワーク等関係機関・団体と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

イ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○地域のイベントにおいては、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会などを開催し、啓発を図ります。

ウ) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○「〇〇週間」や「〇〇月間」といった高齢者、障がい者、児童等の福祉啓発期間においては、それぞれの週間や月間の趣旨が住民に広く周知されるよう開催方法に工夫を凝らし、啓発の強化を図ります。また、開催についての周知も充実を図ります。

エ) 福祉に関する「学びの場」の提供（再掲） 【推進主体：こども課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進

ア) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進

○子どもたちが地域社会の一員として、地域のつながりや共に生きる社会といった「地域福祉の大切さ」を理解していくように、町内の全保育園、幼稚園、小中学校等を福祉教育推進校に指定し、各学校や地域支援コーディネーター、学校支援地域本部事業等と連携を取りながら、出前講座や福祉体験などの福祉教育を今後も実施していきます。

イ) 「福祉教育連絡会」の開催

○町及び学校等とともに福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

ウ) 福祉教育実践報告の充実

○「福祉教育実践報告書」を発行し、実践報告等による取り組みの蓄積及び課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

エ) 福祉教育研究会の開催

○地域を基盤とした福祉教育を推進するために、福祉教育研究会で住民の実践につながる福祉教育の展開について研究していきます。

②住民の福祉意識の高揚

ア) 福祉意識の啓発広報活動

○共に生きる地域社会を形成していくために、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

○社協だより、地域福祉懇談会、福祉協力員連絡会、ミニデイサービス、高齢者サロン、子育てサロン等を通じた活動から福祉意識の高揚が図られるように、広報啓発を行います。

イ) 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保

○「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉への関心・理解を深め、地域のことを「我が事」と受け止められるように、地域福祉懇談会等の住民同士が共に考える機会を確保します。

(5) ボランティア活動の推進

■ 町の取り組み ■

①ボランティアへの参加促進 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを、広報紙等により地域に発信することで、ボランティアに関する情報提供の充実とともに、活動への参加促進を図ります。

②ボランティアセンターの機能充実・支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティアのニーズ把握や情報収集、ボランティアの養成・確保、コーディネート強化等によるボランティアセンターの機能充実を図ります。

③ボランティア活動の活性化 【推進主体：生涯学習文化課】

ア)「学校支援ボランティア」の参加推進 【推進主体：生涯学習文化課】

○地域住民が町内の小中学校で、趣味や特技を活かして学校の教育活動に参加する「学校支援ボランティア」への参加を推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。



■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①ボランティア活動の情報発信

- 各種ボランティア団体と連携し、町内で行われているボランティア活動の情報発信により、ボランティア活動の周知や参加促進を図ります。

②ボランティア同士の交流、仲間づくりの推進

- ボランティア同士が交流する機会づくりを行い、交流によるボランティアへの意欲向上、情報共有、活動の活性化を図ります。
- ボランティアに関心のある方、実際にボランティアに参加されている方の情報提供・交流の場として「ボランティアプラットフォーム」の開催に努めます。

③ボランティアセンターの機能強化

- ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア活動への参加促進、活動状況の広報、ボランティアコーディネーターの資質向上等によるコーディネート強化など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- 「ボランティアセンター運営委員会」において、ボランティア活動等の事業企画や運営を行い、ボランティアの活性化を図ります。

④ボランティアの養成、人材の確保

ア) ボランティア養成講座の開催

- 社会福祉協議会が実施している手話や音訳等の各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成及び確保に努めます。

イ) 10代のボランティア研修会

- 中高生がボランティア活動に関わることで、福祉について学び、理解を深める機会である「10代のボランティア研修会」を、今後も継続して開催します。

⑤ボランティア団体と企業、NPOとの連携

- 地域福祉推進に関わる福祉・ボランティア団体や企業・NPO等も増加し、活発に活動が展開されており、これらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、ボランティアプラットフォームをとおしてネットワークの構築に取り組みます。

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実

■ 町の取り組み ■

①相談支援の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 窓口対応力の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○相談に訪れた住民を適切な相談先につなぐため、職員間(課内・他課)の情報共有を徹底するとともに、社協やNPO、ボランティア活動等も含めたインフォーマルなサービス等も紹介するなど、窓口対応力の充実を図ります。

イ) 相談担当者の資質向上 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○質の高い相談支援が受けられるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。

ウ) 電話やメール等による相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域で相談しづらいと考える住民については、電話やメールなどによる相談を受けるほか、適切な方法により相談につながる仕組みづくりに取り組みます。

エ) 訪問相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を推進します。

②包括的な相談支援体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○住民からの相談を、高齢者福祉や障がい者福祉等といった分野を超えて包括的に受け止める場(窓口)の整備について、町の既存福祉資源や地域の実情等を考慮しながら、適切な担い手について協議を行います。

イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の地域関係者や関係機関等と連携し、相談に来られない方や自ら支援を求めることができない方に関する情報を、包括的な相談の場につなぐ体制づくりを推進します。

○把握した地域生活課題のうち、包括的な相談の場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合の支援を図るため、関係機関・専門機関と連携した支援を行います。

ウ) 多機関の協働による包括的な相談支援体制 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域における高齢や障害、子育て支援、生活困窮者支援等の各種相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を推進します。

③相談窓口の周知と利用促進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子育て支援センター、各保育所(園)、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員など地域の各種相談窓口について、町の広報紙やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図ります。また、相談することの大切さや相談内容の守秘義務についても、あらゆる手段・機会を通して発信します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①福祉総合相談事業の推進

ア) 福祉総合相談室の充実

○住民の日常生活上の心配ごとに対し、相談・支援を行うふれあい福祉相談室(一般相談、専門相談)を継続実施し、住民の生活の安定に向け支援を図ります。また、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室を目指します。

イ) 福祉総合相談室の周知広報

○必要とする住民に周知されるよう随時広報に努めます。

②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化

ア) 地域活動における相談支援の充実・強化

○支えあうまちづくり事業、在宅介護支援センター事業等をとおして積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、問題解決に向け公的サービス、インフォーマルサービスを効果的につなげ地域で安心して暮らせるよう支援体制を強化します。

イ) コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域活動での地域課題把握と課題への対応を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーの活動強化と現体制の維持を図ります。

ウ) 民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実

○身近な地域の相談役である民生委員・児童委員と連携し、相談支援の充実を図ります。

③包括的な相談支援体制づくりに向けた関係機関の連携強化

○地域住民の困り事等に対して包括的な相談支援をしていくよう、日頃から関係機関との連携を密に図ります。さらに、相談機関連絡会をとおして関係機関等の相談・支援ネットワークの強化を図ります。

④住民相互支援体制の充実

○社会福祉協議会の「まちづくりサポートセンター」と町の「南風原人材サポートセンター」は、いずれも支援を受けたい人と支援を行いたい人を結びつける機能であることから、両センターの情報をデータベース化して共有し、マッチングをよりスムーズに行うとともに、会員同士の交流による意欲の向上を図ります。

(2) 情報提供の充実

■ 町の取り組み ■

① 情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課】

ア) 既存の情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課】

○保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度とともに、社会福祉協議会が提供するサービスや活動及び住民参加の福祉活動、ボランティア活動等について、町の広報紙やホームページ、チラシ、パンフレット、マスコミの活用等によりわかりやすい情報提供の充実に取り組みます。

イ) 新たな情報提供手段の検討 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課】

○既存の情報提供手段以外の発信方法について検討を行い、より多くの住民が容易に情報を入手できるように図ります。

② 関係機関・団体や地域への情報発信 【推進主体：こども課、保健福祉課、企画財政課】

ア) 関係機関・団体等への行政情報の発信 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○保健福祉サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図り、包括的な対応に寄与します。

イ) 出前講座の実施 【推進主体：企画財政課】

○地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保します。

③ 相談窓口間の連携 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口に問い合わせても必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組みます。

④ 情報のバリアフリー化の推進 【推進主体：総務課、保健福祉課】

ア) ホームページの利用しやすさの向上 【推進主体：総務課】

○町のホームページについては、今後も文字の大きさや背景色の変更、音声による情報提供など、誰もが情報を入手しやすいものとし、更なる利便性の向上に取り組みます。
○情報の受け手の特性に合わせた情報のバリアフリーに取り組みます。

イ) 声の広報の充実 【推進主体：保健福祉課】

○文字による情報の入手が困難な方については、広報紙等の内容を音声で提供する「声の広報発行事業」を今後も推進します。

⑤ 広報紙配布率の向上 【推進主体：総務課】

○自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の世帯への配布率の向上を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

① 情報提供の充実

○福祉への理解と関心をより深めてもらうため、広報紙「ちむぐる」の発行やホームページ等を含めた多様な媒体を活用した、情報提供の充実に取り組みます。



(3) 保健福祉サービスの向上

■ 町の取り組み ■

①各種保健福祉サービスの充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○高齢者、障がい者、子育て支援、健康・予防活動等といった各種保健福祉サービスについて、本町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を進めます。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組みます。

②インフォーマルサービスへの支援 【推進主体：保健福祉課】

○介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。

③包括的なサービス提供の体制構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、学校教育課】

ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 【推進主体：保健福祉課】

○介護保険において構築が掲げられている「介護」「介護予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つの分野を包括的につなぎ切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

イ) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 【推進主体：保健福祉課】

○精神障がい者も含めた障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていけるよう、「相談」「障害福祉」「医療」「生活支援」「住まい」「社会参加(就労)」「地域助け合い」を包括的に提供できる体制を整備する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

ウ) 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、学校教育課】

○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制(「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター等」)の構築を図ります。

○子どもの成長・発達・人間形成・小学校への接続等について、保・幼・小等が連携し、乳幼児期から学童期までを総合的な視点で捉えて研究するため、保育士、幼稚園教諭、小学校教職員の交流機会の確保、相互理解の推進を図ります。

④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○サービスや制度の利用申請等について、利用者がわかりやすく迅速に行えるように、利用手続きの簡素化など配慮に努めます。

⑤サービスの質の向上 【推進主体：保健福祉課、こども課】

ア) サービス従事者の資質向上 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス利用者の人格が尊重され、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかけます。

イ) 苦情解決体制の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス事業者に対し、サービス利用者の満足度を高めることや利用者の権利を守るために、サービス利用者のサービスへの不満や疑問に対し、適切に対応できる体制(苦情解決体制)が整備されているか確認し、必要に応じて体制整備に向けた取り組みを指導します。

○サービス事業者がサービス利用者の不満や疑問を解決するための制度や仕組みについて地域への周知を図り、利用者及びその家族等が相談しやすい環境となるよう指導します。

ウ) サービスの評価の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○サービス事業者が自らのサービスの質の確保と向上に向けた、自己評価の取り組みが実施されるよう、必要な指導を行います。また、必要に応じて第三者評価の有効性を啓発していきます。



■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①包括的な高齢者福祉サービスの提供

ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実

○高齢者のための在宅福祉サービス事業を引き続き実施し、「介護予防」や「生活支援」を提供することで地域包括ケアシステムの構築に寄与します。

イ) 包括的なサービス提供の推進

○社協各部門及び行政、関係機関と連携し、支援を必要とする方への包括的できめ細かなサービス提供を目指します。

②福祉サービスの質の向上

ア) 利用者満足度の把握

○社協が提供する福祉サービスについて、利用者の満足度を把握するためのアンケートを実施し、利用者の視点に立った効果的・効率的事業運営に努めます。

イ) 研修等による資質向上

○各種サービスに従事する職員の資質向上のため、研修会への参加等による人材育成の取組みを推進します。

ウ) 苦情解決体制の充実

○社協が提供する福祉サービスに関する苦情について、適切な対応を行うため体制を整えとともに、苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報誌等で周知するなど、環境づくりに努めます。

③介護保険事業及び障害福祉サービスの充実

○社協が提供する介護保険事業及び障害福祉サービス事業を継続して実施するとともに、他の在宅福祉サービスとの連携強化による効果的な事業展開を図ります。

④インフォーマルサービスへの支援

○住民参加による地域福祉活動、ボランティア団体、NPO等民間が提供するインフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえたうえで必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービスとの情報共有や連携を図り、地域の包括的なサービス提供を進めます。

(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進

■ 町の取り組み ■

①生活保護制度の適正実施 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。
- 生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行います。

②低所得者への支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、教育総務課、国保年金課】

- 低所得世帯に対し保健・福祉・医療等のサービス利用及び教育・保育機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。また、生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図ります。

③生活困窮世帯への自立支援の推進 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。

④子どもの孤立(貧困)対策の推進 【推進主体：こども課、教育総務課】

ア)「子ども元気ROOM」の充実 【推進主体：こども課】

- 貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を設置し、子どもの生活支援や学習支援、孤立対策を図ると共に、親の支援も行い、自立へとつなげていきます。
- 元気ROOMの支援員である「子ども元気支援員」の資質向上を図るため、研修参加や支援員同士及び他市町村との情報共有などに努めます。
- 保育士や助産師と連携しながら、「家庭訪問型子育て支援事業」を展開し、専門的な助言・指導による産前産後からの切れ目ない支援を図ります。

イ)児童館を活用した居場所づくり 【推進主体：こども課】

- 町内の4つの児童館を活用し、関係機関やボランティア等と連携しながら、子どもの孤立対策を図ります。
- 既存の人的ネットワーク(人材)も活用した連携により、保護者の学び支援や気軽な相談等の機会を提供するなど、保護者への支援策を推進します。

ウ)「家庭訪問型子育て支援事業」の実施検討 【推進主体：こども課】

- 孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消するため、「訪問型子育て支援事業」の実施を検討し、育児不安に対する「傾聴」や、保護者とボランティアと一緒に育児を行う「協働」といった支援展開を目指します。

エ)就学支援認定者への学習支援の推進 【推進主体：教育総務課、こども課】

- 貧困の連鎖を防止するために、県や関係課との連携により、就学支援認定者(準要保護児童)への学習支援を行います。

⑤自殺予防対策の推進 【推進主体：保健福祉課、企画財政課】

- 自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、生活困窮、過労、育児疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。本町の実情に合わせた「自殺対策計画」を策定し、関係機関が連携して「誰も自殺に追い込まれることのない町の実現」を目指します。
- 自殺予防に関するポスター掲示等による啓発を行うほか、相談窓口の周知を行います。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①低所得世帯に対する支援

- 経済不況が続く中、失業、疾病、低収入等生活不安を抱える世帯は増加しており、要援護世帯の生活を支えるセーフティネットとしての貸付事業を実施、相談から貸付まで迅速に対応し安心して日常生活を維持・改善できるよう支援します。
- 町内の低所得世帯の方が、あたたかい気持ちで新年を迎えることができるよう、住民に募金を呼びかけ、区長・自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て対象世帯に激励金を支給します。

②生活困窮者の自立支援の推進

- 生活困窮世帯は複雑な課題を抱えている場合が多く、個人の事情・状況を受け止め、求人情報の提供や職業訓練の情報提供等の就労支援や家計管理の支援、他継続的・総合的に相談対応し、生活の更生に向けた支援に努めます。

③子ども等貧困対策支援事業の推進

- 子どもへの支援をとおしてその世帯が抱える問題の解決を図るため、引き続き子ども等貧困対策支援事業を実施し、課題を抱える世帯を地域で見守り、支援する体制の充実強化を図ります。



(5) 権利擁護の充実

■ 町の取り組み ■

①権利擁護のための制度等の利用支援 【推進主体：保健福祉課】

ア) 成年後見制度の周知・広報、利用促進 【推進主体：保健福祉課】

○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人の権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について周知を図り、必要に応じて利用を促します。

イ) 成年後見制度利用支援事業 【推進主体：保健福祉課】

○成年後見制度の利用において、申立て人がいない場合や成年後見人等への報酬費の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。

ウ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報 【推進主体：保健福祉課】

○社会福祉協議会が窓口となって提供される「日常生活自立支援事業」、「日常的な金銭管理支援事業」について連携をとり情報提供を行います。

②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進 【推進主体：保健福祉課】

○成年後見制度等の利用や権利擁護に関するネットワークを構築するための中核機関の設置・運営について検討し進めていきます。中核機関の設置については、既存の会議体の活用も含めて検討します。

○権利擁護や財産管理等についての相談・金銭管理支援・成年後見などを行う「権利擁護センター」の設置を検討し進めていきます。

③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進 【推進主体：保健福祉課】

○障がい者や認知症に対する理解、障がい者の差別解消、合理的配慮などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。

○庁内においても共生社会の視点を各課職員に周知、研修等を行い、意識向上を図ります。

④虐待等防止対策の推進 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

○高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。

イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

○被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

ウ)「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化 【推進主体：こども課】

○子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、虐待防止を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①金銭管理等日常生活の支援

○判断能力が低下した住民や日常生活に不安を抱えている方等が安心して在宅生活が継続できるよう「日常的金銭管理支援事業」等による支援を行います。

②日常生活自立支援事業の実施

○認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る「日常生活自立支援事業」について、事業の周知広報及び実施体制の充実を図ります。

③法人成年後見の実施検討

○判断能力が不自由になったときに、法律面や生活面で支援する成年後見制度について、法人としての成年後見の実施を検討します。

④地域共生社会についての啓発・広報の推進

○障がい者や認知症に対する理解、障がい者の差別解消、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。



基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり

(1) 地域における防犯対策の推進

■ 町の取り組み ■

①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 【推進主体：総務課、学校教育課】

- 関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行います。
- 消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。
- 子どもを犯罪から守るために、警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組みます。
- 学校安全マップを作成し、子どもたちへの危険箇所の周知を図ります。
- 防犯意識の普及啓発に努め、地域の一人ひとりが防犯の意識を持ち、地域のつながりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

②防犯パトロール等の充実 【推進主体：学校教育課、総務課】

- 老人クラブをはじめ、地域や関係団体等による、通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援します。
- 青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施します。
- 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進めます。

③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 【推進主体：保健福祉課】

- 振り込め詐欺や架空請求など、高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないよう、関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を促します。
- 高齢者、障がい者について、一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促していけるよう呼びかけます。

④防犯灯の整備推進 【推進主体：まちづくり振興課】

- 夜間における犯罪を抑制するため、自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備を進めます。

⑤通報システムの普及推進 【推進主体：保健福祉課】

- 耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

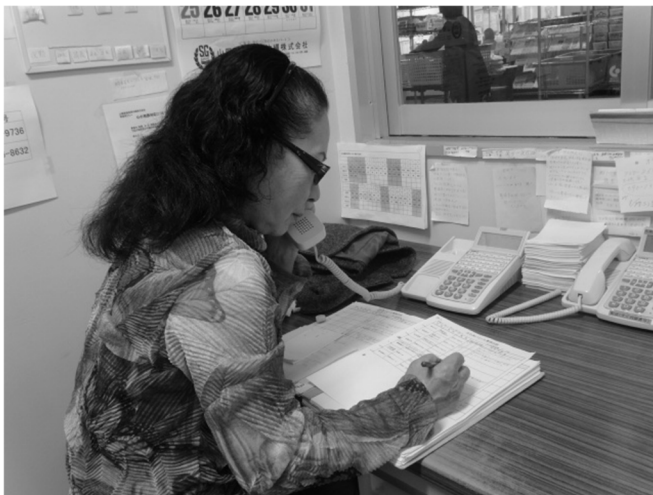
①子どもを守るネットワークづくり

○南風原町老人クラブ連合会等による子どもの登下校時を見守るパトロール活動と連携を密にする
とともに、支援をととして子どもを見守るネットワークづくりを推進します。

②消費者被害への対応の充実

○社会福祉協議会が実施する在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動
をととして、悪徳商法や「オレオレ詐欺」等についての住民への注意喚起を行うとともに「ふれあい
福祉相談事業」や消費者相談等との連携を密にし、問題解決に取り組めます。

○相談員の専門的知識を深めるための研修等の実施・研修参加などにより、消費者被害に関する対応
力の強化を図ります。



(2) 地域における防災対策の推進

■ 町の取り組み ■

①防災意識の普及啓発 【推進主体：総務課】

- 災害を防止し、または災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために、ハザードマップ、防災・減災お役立てマップ帳等を活用した住民への防災知識の普及啓発を進めます。
- 転入手続きの際に、転入者へのハザードマップや、防災・減災お役立てマップ帳の配布を行います。
- 大規模災害の際には、公助による防災・減災対策とともに、地域コミュニティ等における共助が災害対策に重要な役割を果たすため、地域共助による防災対策について啓発を行います。

②自主防災組織の結成や強化の推進 【推進主体：総務課】

- 地域の防災組織である「自主防災組織」の結成を促進するとともに、自主防災組織の強化のため、人材育成や食糧備蓄の充実を支援します。

③避難行動要支援者の支援体制の構築 【推進主体：保健福祉課、総務課】

- 町の「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時に一人では避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の把握を行い、名簿登録を進めます。
- 避難行動要支援者一人ひとりの避難方法や避難経路、避難支援する者等について具体的な方法を示した「個別支援計画」の作成を進めます。
- 警察や消防及び地域の関係機関・関係団体が避難行動要支援者の情報を共有するとともに、地域との連携を図り、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導體制の構築並びに避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の体制を構築します。

④緊急情報伝達手段の充実 【推進主体：総務課】

- 誰もが災害に関する情報を速やかに入手できるよう、個人の特性にも配慮した無線やFAX、パソコン、携帯電話等多様な情報伝達手段の充実に取り組みます。

⑤福祉避難所の確保 【推進主体：総務課、保健福祉課、こども課】

- 支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①災害ボランティアセンター機能の充実

○社協が設置・運営する「災害ボランティアセンター」の機能充実を図り、大規模災害が発生した際、災害ボランティアを各地域ニーズに対応したボランティア活動につなぐ総合調整を行います。

②実践的な防災訓練の実施

○日頃から行政、字・自治会、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施し社協の果たす役割を確認していきます。

③災害時対応マニュアルの充実

○防災訓練での実践や全国の災害時対応事例等の踏まえながら、必要に応じて「社協災害時対応マニュアル」の修正を行います。

④日頃からの見守りネットワーク体制づくりの推進

○災害時に特に配慮が必要となる方(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等)について、日頃から行政、字・自治会、関係機関等と連携を図り、見守りネットワーク体制づくりを推進します。

⑤避難行動要支援者の把握と個別計画作成の支援

○町で把握している避難行動要支援者の情報を共有し、各避難行動要支援者が避難するための「個別計画」の作成支援を行います。



(3) 移動・交通環境の充実

■ 町の取り組み ■

①移動支援の推進 【推進主体：保健福祉課】

○高齢者外出支援サービス事業、障がい者の移動支援事業(日常生活支援、社会参加支援のためのヘルパー派遣)を引続き推進するとともに、新たなニーズ把握に努め、ニーズに基づいた事業を検討します。

②地域共助による移動手段の確保 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○交通弱者(年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者、低所得者等)の移動手段を確保し、社会参加の機会増を図るため、地域住民の支え合いによる移動支援について検討します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①高齢者外出支援サービス事業の充実

(高齢者外出支援サービス事業)

○行政と連携を密にし、高齢者外出支援サービス事業を引き続き実施し、車いす利用者の通院移動の支援を行います。また、より多くの高齢者の社会参加機会づくりに寄与するため、利用要件の緩和について検討します。

○一般高齢者介護予防通所事業(ミニデイサービス)及び高齢者サロン参加促進のため、参加に送迎が必要な方の支援を行います。

②地域共助による移動手段の確保

○地域住民の支え合いによる移動手段の確保を検討するため、地域ニーズの把握とニーズに基づいた事業展開を図ります。





○ 第4章 計画の推進のために ○

第4章 計画の推進のために

1 計画推進の視点

(1) 地域住民等の参加による地域の福祉力向上の視点

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。地域住民一人ひとりが、隣近所のことを「我が事」と受け止め、支え合いの輪が広がっていく「小さな福祉の力」が、身近な地域には必要となっています。

地域のつながり・支え合いによる、安心できる住みよい地域を築いていくために、地域住民のほか、自治会や各種団体、ボランティア団体、NPO、サービス事業者、町内企業、町内社会福祉法人を含めた「地域住民等」が参加し、連携・協力するなど、地域の福祉力向上の視点を重視します。

(2) 人権尊重と「共生社会」～共に生きる地域づくりの視点～

地域生活においては、「一人ひとりの人権を最大限尊重する」ことが大切であり、年齢の違いや障がいの有無、生活困窮などに関わらず、共に生きる「共生社会の実現」の視点を重視します。また、人権問題をはじめ、虐待やDVなどの権利侵害に対して、権利を擁護する取り組みを推進するとともに、子どもの頃からの福祉教育を推進するなど、人権尊重の視点を重視します。

(3) 包括的な支援と利用者本位のサービス提供の視点

法制度や保健福祉サービスが多岐にわたり、複雑化する中で、支援を必要とする人の状況も多様化しています。さらに、世帯の中にいくつもの困りごとを抱えている場合もあり、相談や支援を包括的に行う必要性が増えてきています。

相談機関やサービス提供者等のネットワーク化を促進し、包括的支援の視点を重視するとともに、「自己決定により自らの人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者の持っている力を引き出す援助(エンパワーメント)を重視するなど、利用者本位のサービス提供の視点も重視します。

2 計画の普及・啓発

地域福祉の推進は行政と地域が協働して進めるものであることから、地域に対し、地域福祉への理解を深め、参画する機運を高めていくために、本計画書をホームページで公開します。また、様々な機会を通して、地域福祉推進の趣旨や本計画の方向性、取り組みについて周知を図り、理解と参画を促していきます。

3 協働による計画の推進

本計画を推進していくにあたっては、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要となります。

(1) 行政の役割

行政は、地域の福祉の向上を目指して、本町の福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉推進の方向性を明らかにし、地域住民や地域の関係機関・団体、サービス提供事業者等地域の様々な主体と相互に連携・協力を図りながら、地域の福祉力を高めていきます。とりわけ、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核となる民間組織であることから、より密接な連携と事業・活動への必要な支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育、交通等の生活関連分野との連携を図るために、庁内連携体制を強化していきます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供する活動にも取り組んでいますが、地域福祉推進の中核となる存在として、地域の福祉ニーズの把握と住民福祉活動の推進を担うほか、関係団体、サービス事業者、行政等地域の様々な主体をつなぐコーディネート役としての機能、地域の社会資源の発掘と活用、福祉活動の企画・実施等の役割を担います。

(3) 住民の役割

住民は、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であることの自覚を持つことが大切です。そのため、あいさつや声かけなどで互いに顔の見える関係づくりを心がけ、地域で困っている人を気かけるとともに、自治会への加入や地域活動、地域福祉活動への参加など、主体的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

(4) 関係団体等の役割

自治会、老人クラブ、子ども会、青年会、女性会等の地域組織並びに町内の福祉関係団体、NPO、一般事業所等の様々な主体は、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉に貢献する活動を推進する役割を担います。特に、公的支援のみでは対応が難しい福祉課題については、各団体間の連携及び町や関係機関等との連携を意識し、協働して課題解決に取り組みます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供・公開などを進めるとともに、施設の開放、関係機関・団体及び住民福祉活動との連携を図るなど、積極的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

【住民の参画！】地域福祉において住民等に期待すること

地域参加や支え合いについては

- 地域の福祉課題は自らの課題として捉え、地域の福祉活動にできる範囲で積極的に参加・協力しましょう。
- 地域に貢献することを役割の一つとして捉え、ボランティアなどに関心を持ち自分ができる活動を考え、実践してみましょう。
- 支援を要する人への支援方法に困ったら、行政や社協に相談しましょう。

地域組織や町内事業所等については

- 町内の各種団体や組織及び事業所等では、地域貢献も役割の一つとして捉え、自分達ができる活動を考え実践してみましょう。
- 自治会及び各種団体等は自らの活動について、地域への情報発信を行いましょう。

相談窓口については

- 地域の様々な相談窓口を知り、困った時は進んで相談窓口を利用しましょう。
- 身近に困っている人がいたら、相談窓口の利用を進めてみましょう。

防災や防犯については

- 地域の防災組織や防災訓練に参加しましょう。
- 地域に不審者がいれば、関係機関に連絡しましょう。

情報の把握については

- 「広報紙」や「社協だより」などに目を通し、地域の福祉事情に関心を持ちましょう。

見守りについては

- 支援が必要な世帯が孤立することがないように、見守りや地域のつながりを大切にしましょう。

虐待等の防止については

- 虐待やDVの発見又は疑いがあると考えられる場合は、関係機関に通報しましょう。

4 計画の進行管理

（１）事務局評価の実施

本計画の評価・進行管理を行うために、本計画の取り組むべき施策・事業の進捗状況や成果等を把握し、事務局評価（自己評価）を行います。

（２）計画の進行管理・評価への住民参加

本計画の策定や推進においては、住民参加が大前提となっており、計画の評価においても、住民参加を図る必要があります。そのため、住民ワークショップの開催や地域福祉懇談会の活用などを通して、計画の進捗状況や成果等に対する住民の意見・提言を伺い、とりまとめていきます。

（３）地域福祉推進計画評価委員会による評価（第三者評価）

事務局評価と住民の意見・提言を踏まえた上で、総合的に計画の進行管理と評価を行うために、「地域福祉推進計画評価委員会」による毎年度点検・評価を行います。



○ 【資料編】 ○

- 資料 1 南風原町の概況
- 資料 2 第 1 次計画の評価（内部評価と評価委員会より）
- 資料 3 住民アンケート調査結果の報告
- 資料 4 用語の解説
- 資料 5 第二次南風原町地域福祉推進計画策定方針
- 資料 6 南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例
- 資料 7 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会設置要綱
- 資料 8 第二次地域福祉推進計画策定委員会名簿（平成 30 年度）
- 資料 9 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会名簿
- 資料 10 南風原町地域福祉計画素案作成作業部会名簿
- 資料 11 諮問書
- 資料 12 答申書
- 資料 13 第二次南風原町地域福祉推進計画策定の経過

資料 1 南風原町の概況

1 町の動向

1. 人口・世帯数

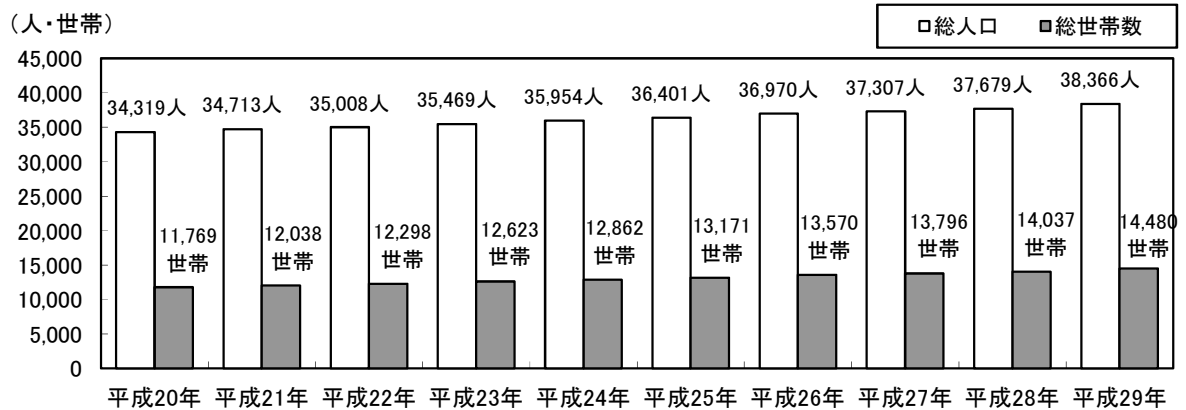
(1) 総人口・総世帯数

本町では総人口、総世帯数とも増え続けており、平成 29 年 10 月現在で総人口が 38,366 人、総世帯数が 14,480 世帯となっています。平成 20 年と比べ、総人口が約 4,047 人、総世帯数が約 2,711 世帯増加しています。

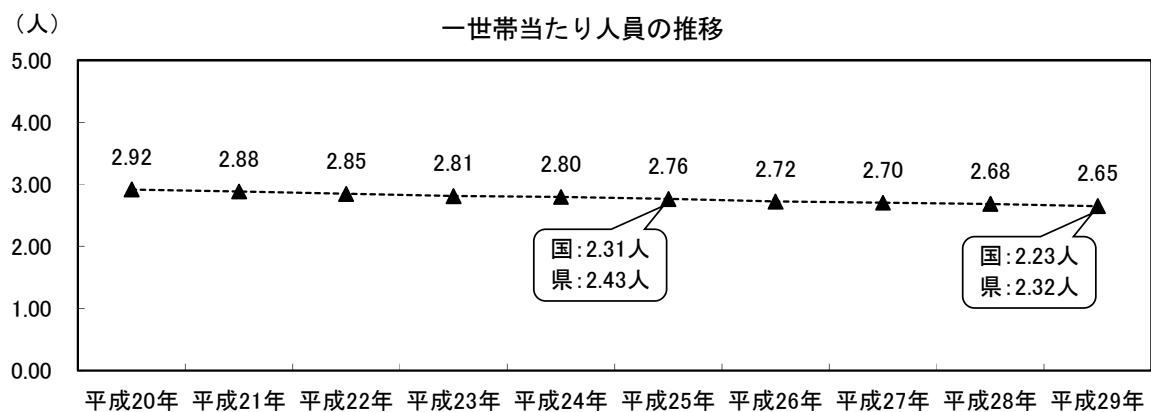
一世帯当たり人員については、毎年微減しており、平成 20 年の 2.92 人が、平成 29 年には 2.65 人となっています。

なお、平成 29 年 3 月 31 日現在の一世帯当たり人員は、全国、沖縄県よりやや高くなっています。

総人口・総世帯数の推移



一世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

平成 23 年までは日本人のみ、平成 24 年以降は外国人を含む

沖縄県・全国は平成 25 年は住民基本台帳(4 月 1 日現在)

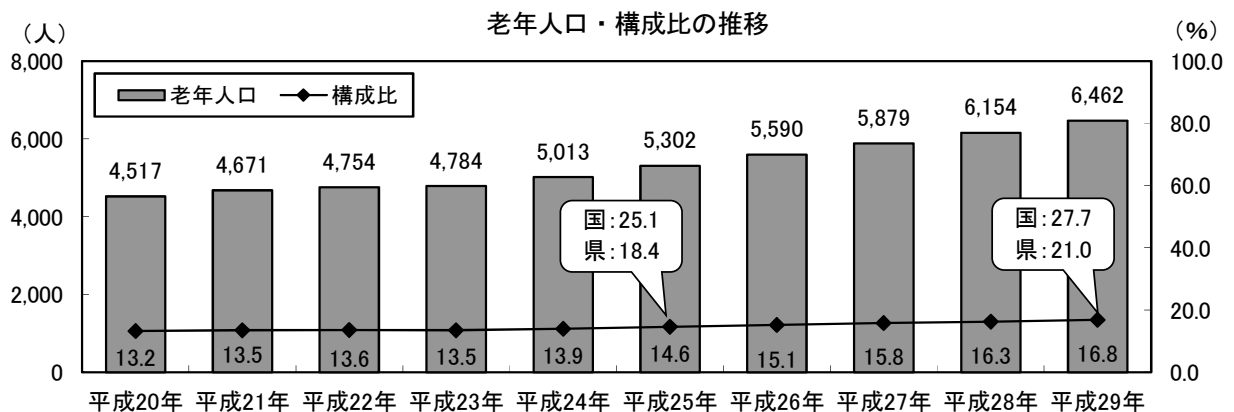
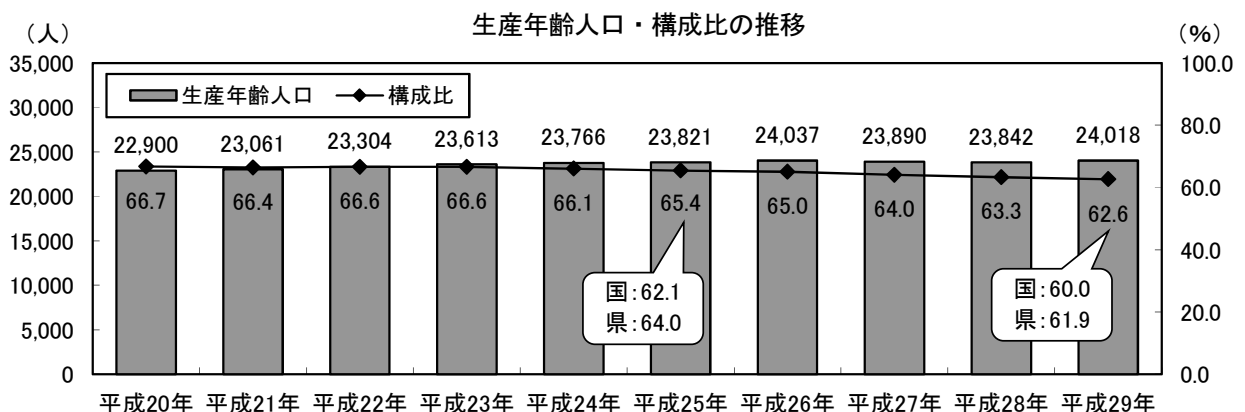
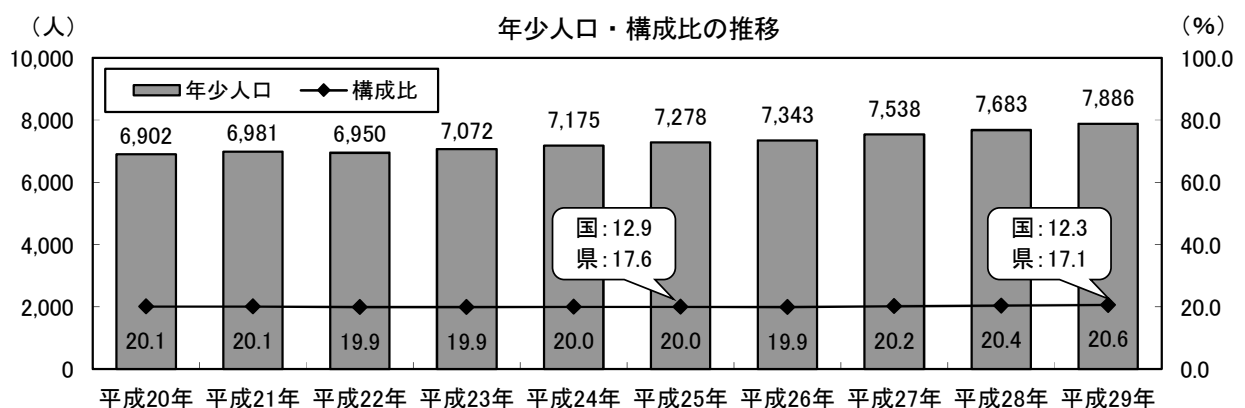
平成 29 年は住民基本台帳(1 月 1 日現在)

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移を見ると、0～14歳の「年少人口」は増加傾向となっています。また、15～64歳の「生産年齢人口」は平成26年を境に増加から減少に転じましたが、平成29年は前年よりやや増加しています。65歳以上の「老年人口」は、毎年増え続けており、3区分の中で最も増加が大きいです。

年齢3区分の構成比を見ると、年少人口は20%前後で推移しており、平成26年以降は僅かながら上昇傾向が見られます。生産年齢人口は平成20年から平成24年まで毎年66%台で推移していましたが、平成25年からは減少傾向となり、平成29年には62.6%となっています。老年人口の構成比は平成20年の13.2%から毎年上昇しており、平成29年には16.8%と3.6ポイント高くなっています。

構成比について全国、沖縄県と比べると、年少人口比は本町が全国、沖縄県より高く、老年人口比は全国、沖縄県より低くなっており、若い世代が多い町であることがわかります。



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)平成23年までは日本人のみ、平成24年以降は外国人を含む
沖縄県・全国は総務省人口推計(各年10月1日現在)

(3) 行政区別世帯数と人口

平成 29 年 10 月 1 日現在の行政区別の世帯数と人口をみると、世帯・人口ともに「津嘉山」がもっとも多く、次に「宮平」、「兼城」と続き、以上の 3 区で、世帯数は町全体の 58.5%、人口は町全体の 59.5%といずれも約 6 割を占めています。

一方、世帯数が最も少ないのは「宮平ハイツ」で、人口が最も少ないのは「第一団地」となっています。また、一世帯あたり人員は、「宮平ハイツ」が 3.38 人と最も多く、唯一 3 人を超えています。最も少ないのは「東新川」の 1.49 人です。

行政区別世帯数・人口

単位：人、世帯、%

行政区	世帯数	人口			構成比		1 世帯 当たり人員
		総数	男性	女性	世帯	人口	
与那覇	926	2,456	1,197	1,259	6.4	6.4	2.65
宮城	348	967	487	480	2.4	2.5	2.78
大名	399	1,017	536	481	2.8	2.7	2.55
新川	1,053	2,470	1,207	1,263	7.3	6.4	2.35
宮平	2,627	7,339	3,635	3,704	18.1	19.1	2.79
兼城	2,147	5,768	2,845	2,923	14.8	15.0	2.69
本部	611	1,669	858	811	4.2	4.4	2.73
喜屋武	447	1,191	608	583	3.1	3.1	2.66
照屋	539	1,499	729	770	3.7	3.9	2.78
津嘉山	3,702	9,738	4,763	4,975	25.6	25.4	2.63
山川	381	1,052	517	535	2.6	2.7	2.76
神里	326	840	435	405	2.3	2.2	2.58
兼本ハイツ	263	629	318	311	1.8	1.6	2.39
第一団地	120	306	137	169	0.8	0.8	2.55
第二団地	170	452	199	253	1.2	1.2	2.66
東新川	173	258	104	154	1.2	0.7	1.49
北丘ハイツ	135	333	165	168	0.9	0.9	2.47
宮平ハイツ	113	382	186	196	0.8	1.0	3.38
計	14,480	38,366	18,926	19,440	100.0	100.0	2.65

資料：住民基本台帳(平成 29 年 10 月 1 日現在)

(4) 外国人登録状況

外国人の登録者数は、平成 20 年以降 70 人前後で推移していましたが、27 年以降急増し、29 年には 136 人となっています。近年は「中国」や東南アジア出身者が増えています。

外国人登録状況

単位：人

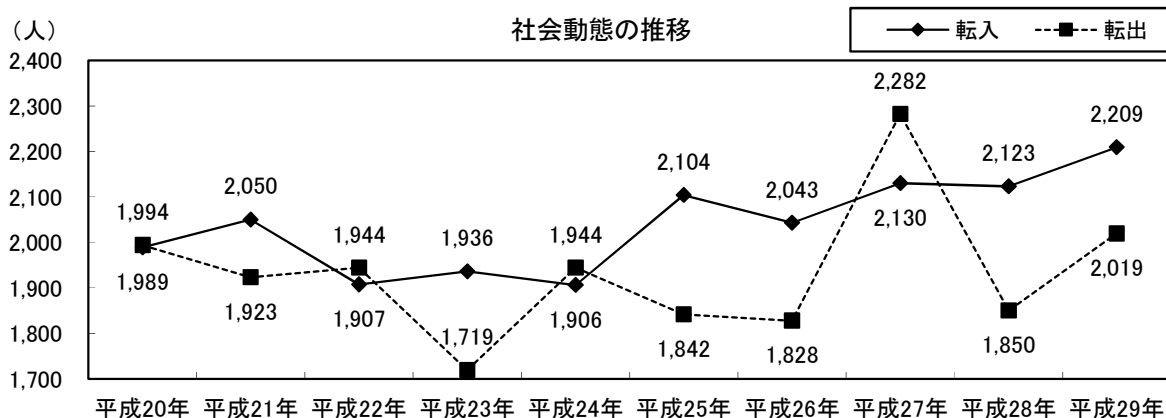
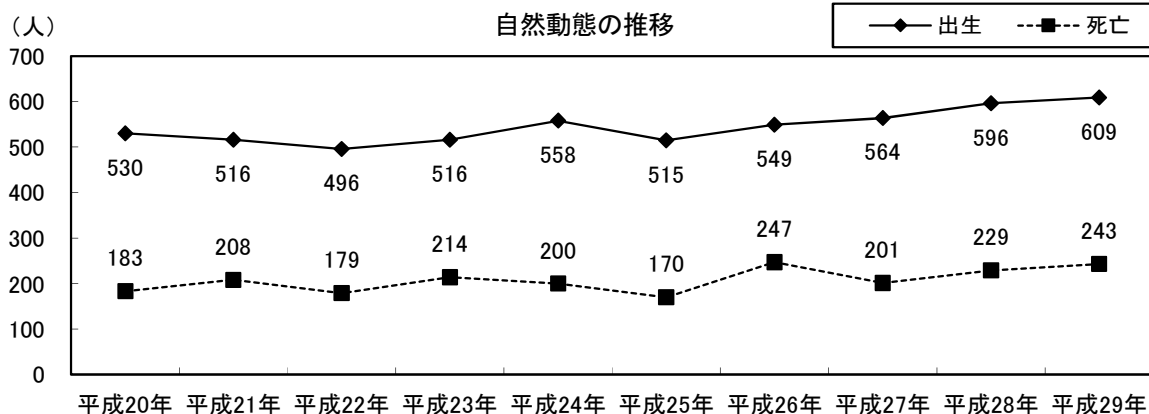
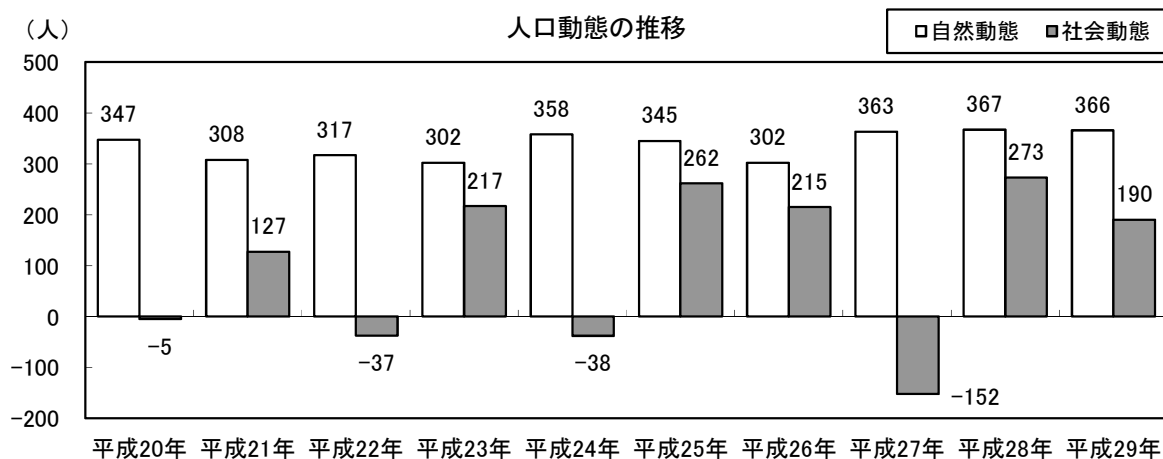
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
中国	17	18	23	22	25	20	25	31	34	32
米国	13	12	14	9	14	15	16	17	19	17
韓国	3	5	6	4	5	4	6	10	13	15
フィリピン	12	12	11	11	15	16	18	18	18	14
ベトナム	※平成 20 年から平成 27 年は「その他」に含まれている。								7	30
インドネシア									9	12
その他	23	21	23	20	19	15	14	21	8	14
計	68	68	77	66	78	70	79	97	111	136

資料：統計はえばる(各年 12 月末現在)

2. 人口動態

本町の人口動態をみると、出生と死亡による自然動態では、毎年出生数が死亡数を大きく上回っており、平成29年では366人の増加となっています。

また、転入と転出による社会動態では、転入が転出を上回る年が多くなっています。近年を見ると、平成27年は152人減ですが、平成28年は273人増、平成29年は190人増となっています。



資料：統計はえばる(各年1月～12月まで)

3. 世帯構成

国勢調査より本町の世帯構成の推移を見ると、親族世帯、非親族世帯、単独世帯とも増え続けていますが、一般総世帯数に占める割合をみると、単独世帯が上昇しており、平成 12 年の 14.5% から 27 年には 22.4% となっています。単独世帯が高くなる一方で、親族世帯は低下しています。

また、親族世帯における 65 歳以上世帯人員のいる世帯割合は、平成 12 年の 22.3% が 27 年には 30.2% に上昇しています。

平成 27 年における世帯の構成比を沖縄県と比べると、親族世帯は本町が高く、単独世帯は低くなっています。単独世帯が増えている本町ですが、県と比べてその比率はまだ低い状況にあります。

世帯構成の推移

単位：世帯、%

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		沖縄県
		%		%		%		%	
1 世帯あたり人員	3.30		3.13		2.98		2.81		
一般世帯総数	9,196		10,150		11,225		12,730		
A. 親族世帯	7,808	84.9	8,445	83.2	9,015	80.3	9,678	76.0	66.0
1. 核家族世帯	6,801	87.1	7,478	88.5	8,015	88.9	8,798	90.9	88.7
2. 核家族以外の世帯	1,007	12.9	967	11.5	1,000	11.1	880	9.1	11.3
3. 65 歳以上世帯人員のいる世帯	1,743	22.3	2,167	25.7	2,502	27.8	2,923	30.2	35.2
B. 非親族世帯	59	0.6	78	0.8	118	1.1	149	1.2	1.3
C. 単独世帯	1,329	14.5	1,627	16.0	2,076	18.5	2,851	22.4	32.4

資料：国勢調査

% (構成比)：A. ～C. は一般世帯総数に対する割合、1. ～3. は親族世帯に対する割合

4. 業種別男女別就業者数

平成 27 年の就業状況を見ると、第三次産業に関わっている人が圧倒的に多く、就業者の 76%を占めています。特に「医療、福祉」と「卸売業、小売業」が非常に多く、「医療、福祉」では女性が圧倒的に多いです。また「卸売業、小売業」では男女ほぼ同率の割合となっています。

第一次産業や第二次産業では、いずれも男性の就業者数が女性の就業者数を大きく上回っています。

第三次産業では、「電気、ガス、熱供給、水道業」、「運輸業、郵便業」でいずれも男性が 80%前後と高く、また、「公務」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「複合サービス業」でも男性が 60%台から 70%台を占めます。

一方、女性では「医療、福祉」が 72.5%と最も高く、「金融業、保険業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援」、「宿泊業、飲食サービス業」でもそれぞれ 60%前後を占めています。

業種別男女別就業者数

単位：人、%

業 種	就業者数			構成比(%)	
	総数	男性	女性	男性	女性
	16,390	8,861	7,529	54.1	45.9
第一次産業	564	400	164	70.9	29.1
農業、林業	551	388	163	70.4	29.6
漁業	13	12	1	92.3	7.7
第二次産業	2,462	1,924	538	78.1	21.9
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	0	100.0	0.0
建設業	1,483	1,320	163	89.0	11.0
製造業	977	602	375	61.6	38.4
第三次産業	12,449	6,034	6,415	48.5	51.5
電気、ガス、熱供給、水道業	125	99	26	79.2	20.8
情報通信業	399	265	134	66.4	33.6
運輸業、郵便業	714	584	130	81.8	18.2
卸売業、小売業	2,367	1,165	1,202	49.2	50.8
金融業、保険業	322	114	208	35.4	64.6
不動産業、物品賃貸業	335	217	118	64.8	35.2
学術研究、専門・技術サービス業	562	381	181	67.8	32.2
宿泊業、飲食サービス業	808	344	464	42.6	57.4
生活関連サービス業、娯楽業	601	237	364	39.4	60.6
教育、学習支援業	1,061	432	629	40.7	59.3
医療、福祉	2,868	789	2,079	27.5	72.5
複合サービス業	207	146	61	70.5	29.5
サービス業	1,161	630	531	54.3	45.7
公務	919	631	288	68.7	31.3
分類不能の産業	915	503	412	55.0	45.0

資料：国勢調査(平成 27 年)

構成比：総数に対する割合

5. 生活保護世帯

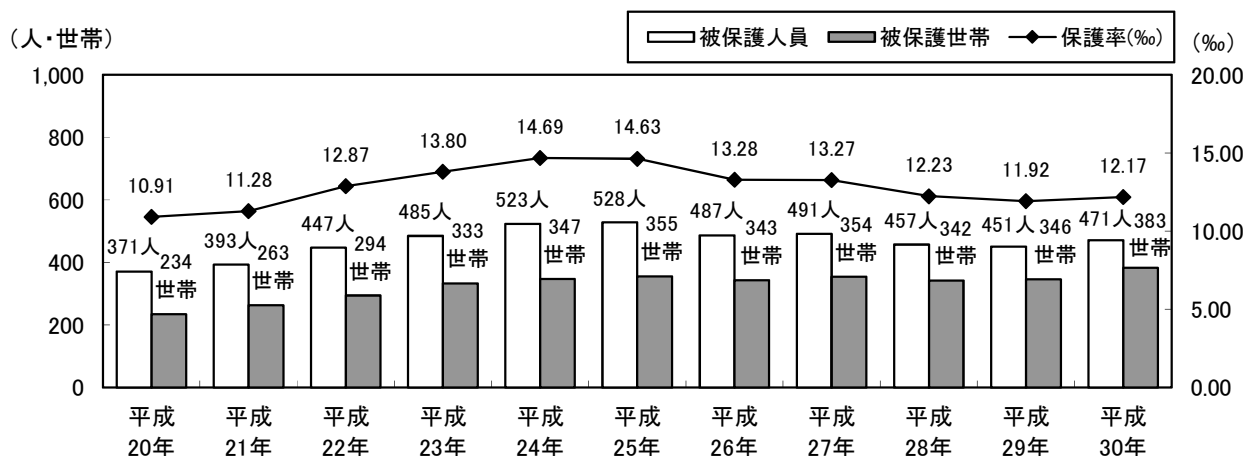
(1) 保護率

生活保護の被保護人員、被保護世帯とも平成 25 年をピークに減少傾向にありますが、平成 30 年は、20 年と比べて被保護人員が 1.3 倍、被保護世帯が 1.6 倍の増となっています。

また、保護率も平成 24 年をピークに減少傾向にありますが、平成 20 年の 10.91‰[※]と比べ、30 年には 12.17‰と高くなっています。

※‰＝パーミル（千分率）

生活保護の推移



資料：統計はえばる（各年 4 月 1 日現在）

※保護率は人口千人あたりの被保護人員の割合

(2) 生活保護世帯の内訳

生活保護世帯の内訳を見ると、平成 27 年までは「傷病、障がい者世帯」が最も多くなっていますが、その後は「高齢者世帯」がこれを上回り、平成 30 年では 211 人に上っています。「高齢者世帯」は平成 20 年に比べて約 2.7 倍となっています。

生活保護世帯の推移

単位：世帯

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
高齢者世帯	78	98	87	100	95	119	117	129	135	167	211
傷病・障がい者世帯	108	116	152	175	183	160	146	149	138	119	114
母子世帯	26	25	25	27	24	26	19	19	20	17	15
その他の世帯	21	23	30	31	45	50	61	57	49	43	43
計	233	262	294	333	347	355	343	354	342	346	383

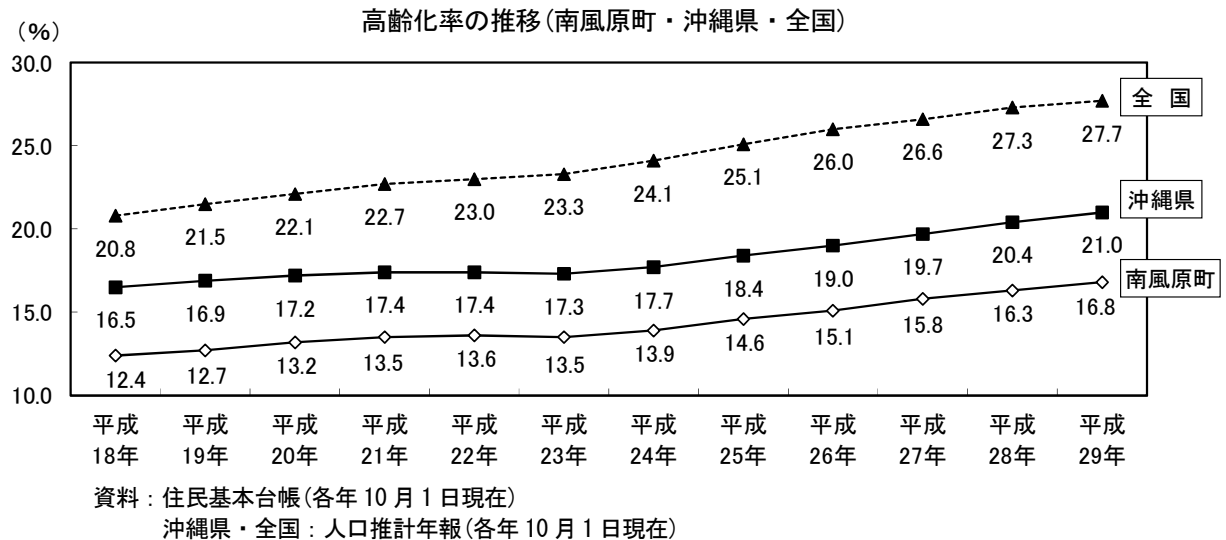
資料：統計はえばる（各年 4 月 1 日現在）

2 高齢者の概況

1. 高齢化率

本町の高齢化率は上昇傾向にあり、平成 18 年の 12.4% が 29 年には 16.8% に上がっています。特に平成 24 年以降の増加が大きくなっています。

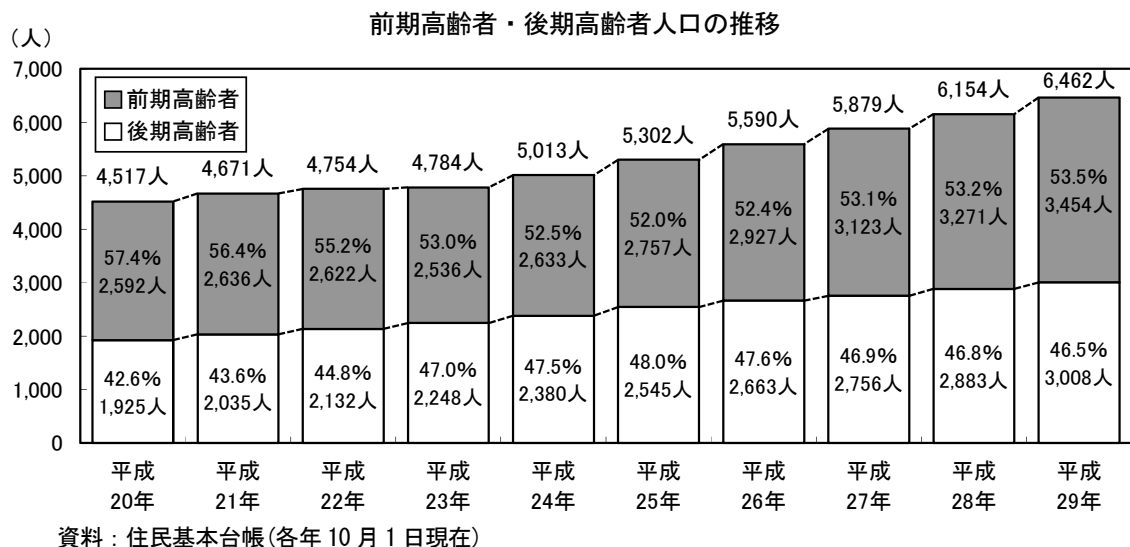
また、町の高齢化率は全国、沖縄県より低く、特に全国とは 10 ポイント程の差となっています。



2. 前期・後期高齢者人口

高齢者を前期(65～74 歳)、後期(75 歳以上)別に見ると、平成 20 年以降、各年とも前期高齢者が後期高齢者より多くなっています。また、後期高齢者は平成 24 年までは前期高齢者を上回る勢いで増えていましたが、平成 25 年以降は前期高齢者の人口増が後期高齢者をやや上回っています。

高齢者全体に占める後期高齢者人口の割合は平成 25 年をピークに微減傾向に転じていますが、平成 20 年の 42.6% から、平成 29 年では 46.5% と 3.9 ポイント上昇しています。



3. 行政区別高齢化率

行政区別の高齢化率をみると、「東新川」が 48.1%と最も高くなっています。また「兼本ハイツ」も 45.3%あり、この 2 行政区が特に高いです。その他、「第一団地」が 30.7%、「神里」が 29.9%、「北丘ハイツ」が 28.5%であり、これら 3 行政区が 30%程度となっています。

一方、高齢化率が低いのは、「宮平ハイツ」の 7.1%、続いて「津嘉山」の 12.4%、「本部」と「照屋」の 13%台となっています。

行政区別高齢化率

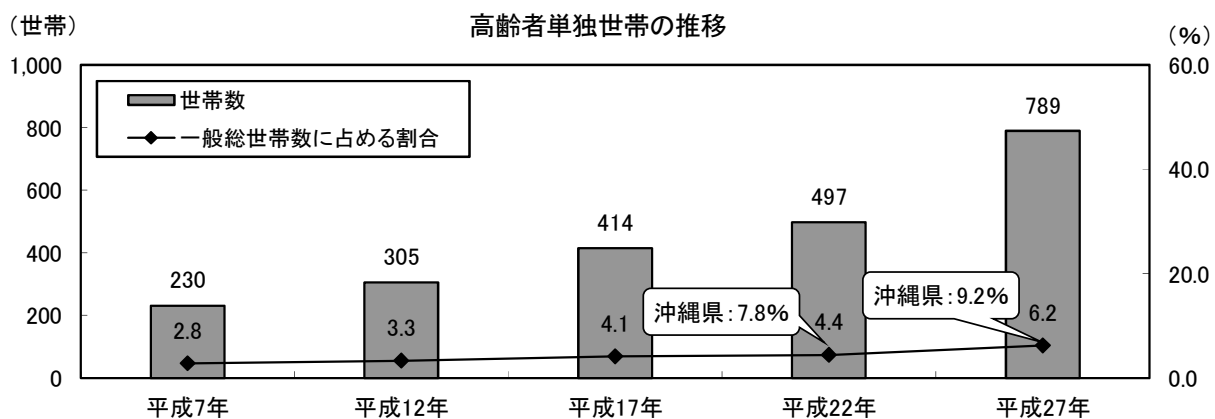
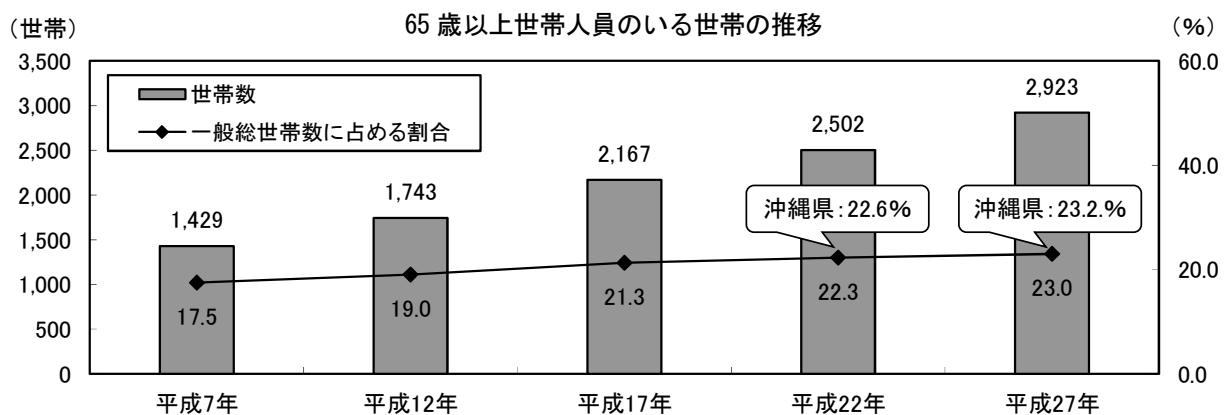
単位：人、世帯、%

	世帯数 (再掲)	人口 (再掲)	65 歳以上人口			
			前期高齢者	後期高齢者	合 計	高齢化率
与那覇	926	2,456	229	198	427	17.4
宮城	348	967	124	139	263	27.2
大名	399	1,017	139	90	229	22.5
新川	1,053	2,470	227	212	439	17.8
宮平	2,627	7,339	604	472	1,076	14.7
兼城	2,147	5,768	524	378	902	15.6
本部	611	1,669	107	120	227	13.6
喜屋武	447	1,191	135	141	276	23.2
照屋	539	1,499	103	105	208	13.9
津嘉山	3,702	9,738	620	584	1,204	12.4
山川	381	1,052	116	114	230	21.9
神里	326	840	119	132	251	29.9
兼本ハイツ	263	629	143	142	285	45.3
第一団地	120	306	68	26	94	30.7
第二団地	170	452	73	32	105	23.2
東新川	173	258	38	86	124	48.1
北丘ハイツ	135	333	67	28	95	28.5
宮平ハイツ	113	382	18	9	27	7.1
計	14,480	38,366	3,454	3,008	6,462	16.8

資料：住民基本台帳(平成 29 年 10 月 1 日現在)

4. 高齢者のいる世帯

国勢調査から本町の「65 歳以上世帯人員のいる世帯」、「高齢者単独世帯」の推移をみると、いずれも増え続けており、世帯数は平成 7 年に比べて平成 27 年では、「65 歳以上世帯人員のいる世帯」が約 2 倍、「高齢者単独世帯」が約 3.4 倍となっています。また、一般総世帯数に占める割合も上昇しており、平成 27 年では「65 歳以上世帯人員のいる世帯」が 23.0%、「高齢者単独世帯」が 6.2%となっています。沖縄県と比べると、平成 27 年では、「65 歳以上世帯人員のいる世帯」はほぼ同率ですが、「高齢者単独世帯」は本町が 3 ポイント低いです。

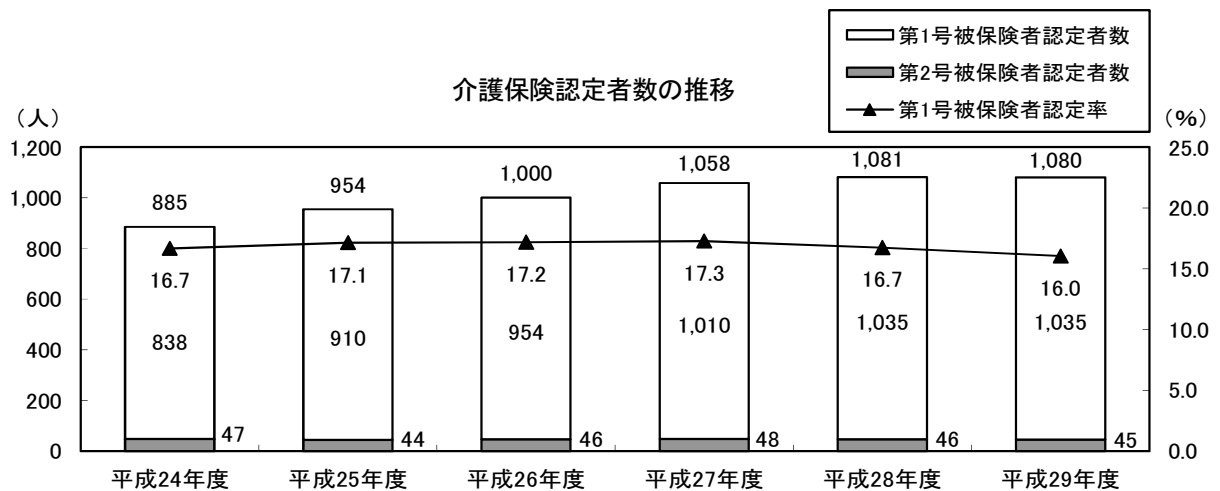


資料：国勢調査

5. 介護保険の状況

(1) 認定者数

訪問介護や通所介護、老人福祉施設等の「介護保険サービス」を利用するための要支援・要介護認定者数は増え続けており、平成24年度の885人に対し、平成29年度は1,080人と、この5年間で195人増えています。また、高齢者に占める認定者割合を示す認定率は、平成25～27年度は17%台でしたが、平成29年には16.0に減少しています。

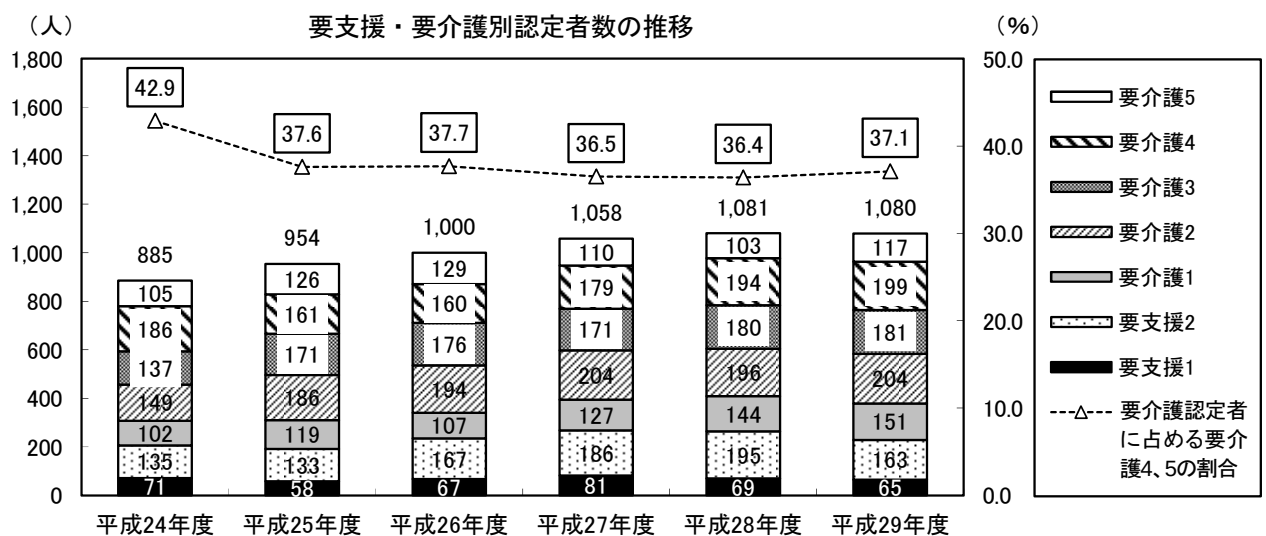


資料：介護保険事業状況報告

(2) 要介護度別認定者数

要介護度別に認定者数を見ると、要介護2、3、4が増加傾向にありますが、平成27年以降では、特に要介護4の増加が大きくなっています。平成25年度以降は各年とも要介護2が最も多くなっていますが、要介護4は、これと同程度に増えてきています。

要介護認定者に占める重度者(要介護4、5)の割合は、平成24年度の42.9%が29年には37.1%となっています。



資料：介護保険事業状況報告(2号被保険者含む)

(3) 認知症の状況

認知症の状況をみると、介護保険認定者全体の 86.5%(1,107 人中、「自立」の 150 人を除いた 957 人)に何らかの認知症状が見られます。また、介護度が高いほど、認知症の自立度は低くなる傾向にあります。

認知症の自立度は、「Ⅱb」の割合が全体の 30.1%と最も高く、次いで「Ⅰ」と「Ⅲa」がいずれも 19%程度となっています。

介護度と認知症の自立度

単位：人

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
									割合
自立	23	81	1	21	11	7	6	150	13.6
Ⅰ	24	87	7	44	29	20	4	215	19.4
Ⅱa	7	3	45	22	14	10	0	101	9.1
Ⅱb	1	1	103	97	60	59	12	333	30.1
Ⅲa	0	0	2	20	64	69	55	210	19.0
Ⅲb	0	0	0	1	4	8	5	18	1.6
Ⅳ	0	0	0	0	4	34	39	77	7.0
M	0	0	0	0	0	2	1	3	0.3
計	55	172	158	205	186	209	122	1,107	100.0

資料：沖縄県介護保険広域連合(平成 30 年 3 月末現在)

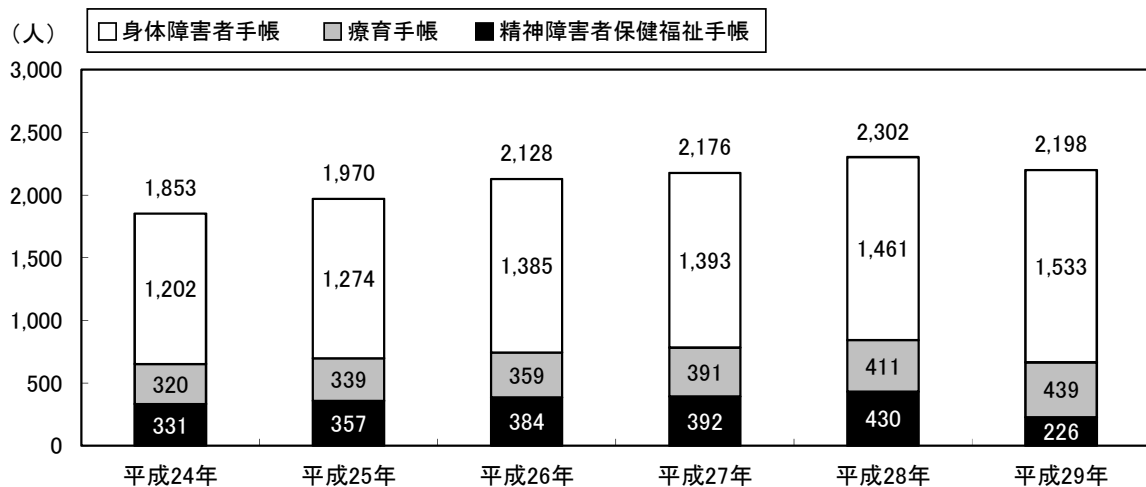
3 障がい者の概況

1. 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は増加傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 28 年まで一貫して増加していましたが、29 年には減少しています。全体の手帳所持者は、平成 24 年の 1,853 人に対し、平成 29 年では 2,198 人と、この 5 年間で約 1.2 倍の増となっています。

各手帳所持者の構成比を見ると、「身体障害者手帳」が最も多く、全体の約 7 割を占めています。「療育手帳」は 2 割、「精神障害者保健福祉手帳」は 1 割となっています。

障がい者手帳所持者の推移



単位：％

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
構成比	身体障害手帳	64.9	64.7	65.1	64.0	63.5	69.7
	療育手帳	17.3	17.2	16.9	18.0	17.9	20.0
	精神障害者保健福祉手帳	17.9	18.1	18.0	18.0	18.7	10.3

資料：町保健福祉課(各年度末現在)

精神障がい者の医療費を公費で負担する精神通院医療費(自立支援医療)の支給認定者数を見ると、平成 26 年までは 800 人台で推移していましたが、平 27～28 年は 900 人台、29 年には 1,000 人を超えており、年々増加しています。

精神通院医療費支給認定者

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給認定者	849	859	861	922	986	1,028

資料：町保健福祉課(各年度末現在)

2. 身体障がいの種類別人数

身体障がいの種類別人数を見ると、「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」が最も多く、次に「心臓機能障害」となっており、両障害を合わせると、各年とも全体の6割余りを占めています。また、構成比をみると「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」は平成26年まで37%台とほぼ横ばいでその後は微減しているのに対し、「心臓機能障害」は年々微増しており、平成24年の25.7%が平成29年には29.5%となっています。

身体障がいの種類別人数の推移

単位：人、%

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	対平成24年増数
視覚障害	89	7.4	96	7.5	97	7.0	100	7.2	103	7.0	108	7.0	19
聴覚障害	114	9.5	124	9.7	131	9.5	135	9.7	148	10.1	157	10.2	43
音声・言語・咀嚼機能障害	16	1.3	16	1.3	16	1.2	17	1.2	14	1.0	16	1.0	0
肢体不自由	504	41.9	533	41.8	571	41.2	548	39.3	574	39.3	591	38.6	87
上肢・下肢・四肢	451	37.5	481	37.8	522	37.7	491	35.2	511	35.0	512	33.4	61
体幹機能障害	50	4.2	45	3.5	39	2.8	45	3.2	51	3.5	54	3.5	4
運動機能障害	3	0.2	7	0.5	10	0.7	12	0.9	12	0.8	25	1.6	22
内部機能障害	479	39.9	505	39.6	570	41.2	593	42.6	622	42.6	661	43.1	182
心臓機能障害	309	25.7	331	26.0	379	27.4	400	28.7	423	29.0	452	29.5	143
じん臓機能障害	106	8.8	108	8.5	121	8.7	126	9.0	129	8.8	133	8.7	27
呼吸器機能障害	17	1.4	18	1.4	19	1.4	18	1.3	19	1.3	18	1.2	1
ぼうこう機能障害	26	2.2	26	2.0	27	1.9	40	2.9	41	2.8	47	3.1	21
直腸・小腸機能障害	7	0.6	9	0.7	11	0.8	4	0.3	4	0.3	4	0.3	-3
免疫機能障害	2	0.2	2	0.2	2	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1	0
その他	12	1.0	11	0.9	11	0.8	3	0.2	4	0.3	5	0.3	-7
合 計	1,202		1,274		1,385		1,393		1,461		1,533		600

資料：町保健福祉課(各年度末現在)

3. 障がいの程度

①身体障がい者

身体障がい者の障がいの程度は、1級が532人と最も多く、続いて4級が312人、3級が277人、2級が257人となっています。

心臓機能障害では、1級、3級、4級が多く、じん臓機能障害では1級、ぼうこう・直腸機能障害では4級がほとんどです。

身体障がいの程度							単位：人
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	58	31	8	4	6	1	108
聴覚障害	10	40	12	39	0	56	157
音声・言語・咀嚼機能障害	3	0	6	7	0	0	16
肢体不自由(上肢・下肢・四肢)	109	157	72	89	60	25	512
肢体不自由(体幹機能障害)	27	13	7	1	6	0	54
肢体不自由(運動機能障害)	17	4	1	2	1	0	25
心臓機能障害	180	9	141	122	0	0	452
じん臓機能障害	115	0	16	2	0	0	133
呼吸器機能障害	7	1	9	1	0	0	18
ぼうこう・直腸機能障害	0	1	5	41	0	0	47
小腸機能障害	1	0	0	3	0	0	4
免疫機能障害	0	1	0	1	0	0	2
肝臓機能障害	5	0	0	0	0	0	5
合 計	532	257	277	312	73	82	1,533

資料：町保健福祉課(平成30年3月末現在)

②知的障がい者

知的障がい者の障がいの程度をみると、最も軽度の「B2」が162人で3割半ば、「B1」が133人で3割となっており、これらを合わせた“B判定”が知的障がい者(療育手帳所持者)全体の7割近くを占めています。

知的障がいの程度		単位：人、%
	人数	構成比
A1	39	8.9
A2	105	23.9
B1	133	30.3
B2	162	36.9
合計	439	

資料：町保健福祉課(平成30年3月末現在)

③精神障がい者

精神障がい者の障がいの等級は、「2級」が128人と最も多く、全体の5割半ばを占めます。

精神障がい者の等級		単位：人、%
	人数	構成比
1級	67	29.6
2級	128	56.6
3級	31	13.7
合計	226	

資料：町保健福祉課(平成30年3月末現在)

4. 障がい児の教育・保育

本町では、障がいや発達が気になる未就学の子について、早期療育の観点から、親子で通園し、親子の交流や集団生活の訓練、発達に関する指導等を行うために「親子通園事業」を実施しています。毎年 10 人程度が利用しています。

また、各保育所(園)では障がい児保育を実施しています。近年では、約 20 人が利用しています。

障がい児の療育・保育

単位：人

施設等名称	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
親子通園事業(ゆうな園)	9	12	9	11	17	14	11	7
保育所(園)	14	12	14	16	15	20	22	23

資料：通園事業は町保健福祉課、保育所(園)は町こども課(各年 4 月 1 日現在)

幼稚園に就園する障がいのある子は、毎年 10 人程度となっていました。平成 30 年では 25 人に増加しています。

幼稚園

単位：人

名称	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
幼稚園	6	6	10	5	8	12	17	25

資料：町教育委員会(各年 5 月 1 日現在)

本町には、通常の学級における教育では、十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために、小学校・中学校に「特別支援学級」が設置されています。

また、特別支援学級は、障がいの状況に応じて「知的」、「言語」、「情緒」の学級を設置しています。

児童・生徒数は、増加傾向にあり、平成 25 年の 75 人に対し、平成 30 年では 134 人とこの 5 年間で 59 人増えています。

また、「知的」の学級の児童・生徒数は平成 27 年度まで最も多くなっていましたが、平成 28 年からは「情緒」が多くなっています。

特別支援学級

単位：人

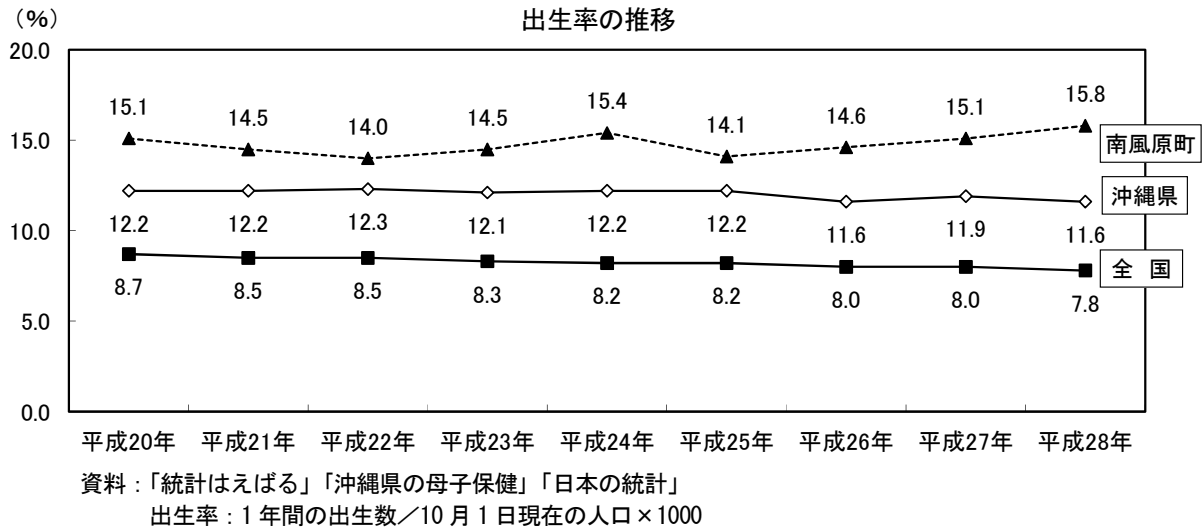
	平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年			平成 28 年			平成 29 年			平成 30 年		
	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒
小学校	36	12	12	33	14	31	35	11	38	30	13	47	32	10	54	34	8	53
中学校	7	1	7	16	0	8	17	0	9	18	0	7	13	0	7	22	0	17
計	43	13	19	49	14	39	52	11	47	48	13	54	45	10	61	56	8	70
合計	75			102			110			115			116			134		

資料：町教育委員会(各年 5 月 1 日現在)

4 子どもの概況

1. 出生率

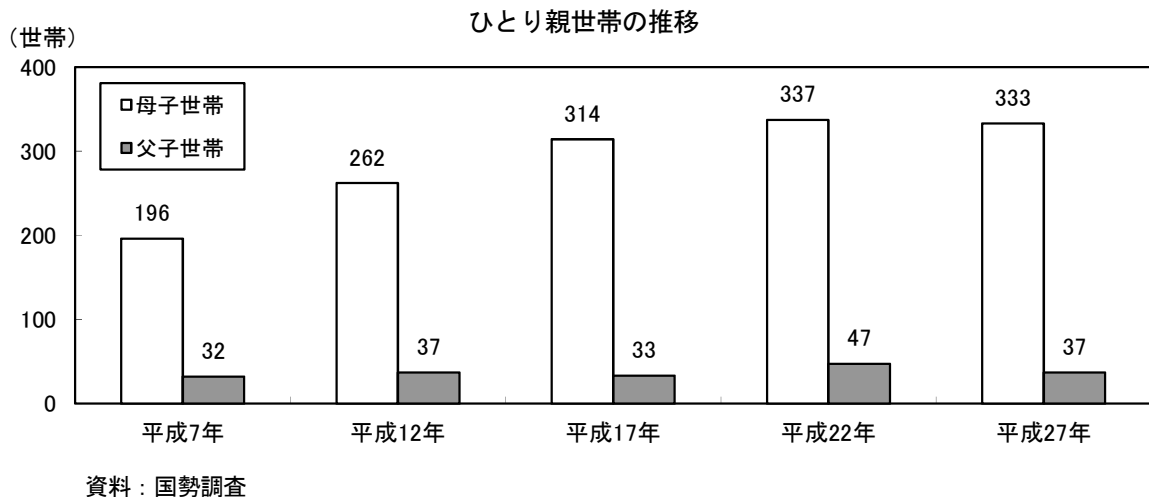
本町の出生率は、沖縄県、全国より高い位置で推移しており、平成 28 年度では沖縄県より 4.2 ポイント、全国より 8.0 ポイント高くなっています。



2. ひとり親世帯

国勢調査より、ひとり親世帯の状況をみると、母子世帯が増加傾向にあり、平成 7 年の 196 世帯から、平成 27 年では 333 世帯と約 1.7 倍の増となっています。

父子世帯は平成 22 年では 47 世帯とやや増えましたが、その他の年度は 30 世帯～40 世帯の間で推移しています。



3. 保育所(園)

(1) 認可保育園児数

町内には、14 の認可保育園があります。平成 30 年 4 月では、定員 1,607 人に対し 1,632 人を受け入れています。年齢別に見ると、1 歳児から 3 歳児までが各 300 人を超えており、特に 3 歳が 371 人で最も多くなっています。なお、0 歳児については産休や育休明けによる年度途中の入所希望が増える傾向となっています。

保育所(園)児数

単位：人

保育所(園)	定員数	入所児数						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
宮平保育所	60	53	5	8	12	15	13	0
津嘉山保育園	150	156	21	32	34	34	35	0
かねぐすく保育園	100	104	15	18	18	20	18	15
はなぞの保育園	141	144	21	24	24	30	28	17
若夏保育園	120	121	17	27	28	28	21	0
みつわ保育園	136	139	14	28	29	28	23	17
さんご保育園	180	190	18	36	36	36	37	27
はえばる保育園	150	178	24	36	41	40	37	0
マイフレンズ保育園	120	99	9	18	19	25	19	9
ていだ保育園	120	124	17	24	30	30	23	0
なのはな保育園	120	126	15	30	29	28	18	6
よなは保育園	90	82	12	18	18	21	13	0
ももの木保育園	60	51	3	12	18	14	4	0
やまがわ保育園	60	65	5	12	18	22	8	0
計	1,607	1,632	196	323	354	371	297	91

資料：町こども課(平成 30 年 4 月 1 日現在)

(2) 待機児童数

町内の保育所等待機児童数は、平成 30 年度で 194 人となっており、平成 22 年以降では、過去最も多かった 28 年の 188 人を上回っています。平成 27 年以降は各年 100 人を超えており、早急な待機児童解消が不可欠となっています。

待機児童数の推移

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要保育児数	1,276	1,338	1,491	1,401	1,492	1,619	1,743	1,769	1,919
保育所(園)入所児数	1,167	1,215	1,270	1,356	1,405	1,440	1,498	1,534	1,713
待機児童数	27	40	48	23	49	127	188	150	194
待機率	2.1	3.0	3.2	1.6	3.3	7.8	10.8	8.5	10.1

資料：町こども課(各年 4 月 1 日現在)

4. 幼稚園児・小学生・中学生の人数

本町の幼稚園就園児は、平成 27 年までは毎年 300 人台で推移していましたが、その後の 4 歳児の受け入れ開始や人口増等もあり、近年は増加しています。

また、小学生は平成 26 年まで 2,600 人台から 2,700 人台で推移していましたが、27 年以降は 2,800 人を超え、30 年には 3,033 人と 3,000 人を上回っています。

中学生は 1,200 人台から 1,300 人台で推移しており、平成 30 年には 1,327 人となっています。

幼稚園児・小中学校児童・生徒の推移

単位：人

施設名		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
幼稚園	南風原幼稚園	74	74	90	76	90	81	123	146	168
	津嘉山幼稚園	103	103	107	122	119	134	160	210	204
	北丘幼稚園	95	100	96	98	100	75	115	155	147
	翔南幼稚園	46	52	56	44	51	61	89	79	92
	計	318	329	349	340	360	351	487	590	611
小学校	南風原小学校	709	704	704	720	705	757	771	815	804
	津嘉山小学校	703	690	702	726	757	760	778	818	853
	北丘小学校	801	778	799	812	838	862	850	848	893
	翔南小学校	501	518	477	473	451	453	461	484	483
	計	2,714	2,690	2,682	2,731	2,751	2,832	2,860	2,965	3,033
中学校	南風原中学校	686	713	731	769	782	742	730	738	768
	南星中学校	563	571	577	586	600	588	599	551	559
	計	1,249	1,284	1,308	1,355	1,382	1,330	1,329	1,289	1,327
計		4,281	4,303	4,339	4,426	4,493	4,513	4,676	4,844	4,971

資料：南風原町の教育(各年 5 月 1 日現在)

5 まとめ

【人口・世帯数】

- ・総人口や総世帯数は増加を続けている。平成 29 年 10 月で 38,366 人、14,480 世帯。
- ・総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は 16.8%。県や国より低いが少しずつ上昇している。
- ・地区別に見ると、人口や世帯数は「津嘉山」が最も多く、「宮平」「兼城」がこれに続いている。この 3 地区で総人口の約 6 割を占めている。
- ・1 世帯あたりの人数が最も多いのは「宮平ハイツ」で 3.38 人、最も少ないのは「東新川」で 1.49 人。
- ・町内の外国人が近年増えてきている。特に中国や東南アジアから来ている人が急増。

【人口動態(出生死亡／転入転出)】

- ・町では、出生数が死亡数を上回っている。また転入数が転出数を上回っている。転出数も少なくないため、転入による増加よりも、出生による増加のほうが大きくなっている。

【世帯構成】

- ・単独世帯(一人暮らし)の割合が増えてきており、平成 27 年では 2 割あまりを占めている。
- ・65 歳以上の高齢者がいる世帯の割合も上昇傾向で、平成 27 年は 3 割を占めている。

【生活保護】

- ・生活保護を受けている世帯は平成 30 年で 383 世帯。保護率は 12‰[※]程度で平成 25 年以降は減少傾向。[※] ‰=パーミル(千分率)
- ・生活保護を受けている世帯は、以前は「傷病・障がい者世帯」が最も多かったが、平成 27 年以降は「高齢者世帯」がこれを上回っている。

【高齢者】

- ・町の高齢者数は平成 29 年 10 月で 6,462 人。75 歳未満の前期高齢者が 53.5%、75 歳以上の後期高齢者が 46.5%となっている。
- ・高齢化率を地区別に見ると、最も高いのは「東新川」の 48.1%。また「兼本ハイツ」も 45.3%であり、この 2 地区が特に高い。「北丘ハイツ」「神里」「第一団地」も 3 割程度の高齢化率となっている。
- ・「東新川」は一人あたり世帯人員が 1.49 と低いので、一人暮らし高齢者の割合も高いと考えられる。
- ・高齢者の一人暮らし世帯数は平成 27 年で 789 世帯。総世帯に占める割合は 6.2%。県よりは低いですが、上昇傾向となっている。

【介護保険サービス】

- ・介護保険サービスの認定者数は平成 29 年度で 1,080 人。認定率は 16.0%。
- ・重度者(要介護 4 と要介護 5)の占める割合は 37.1%で、認定者の 4 割弱が重度となっている。
- ・認定者の中の 86.5%に何らかの認知症状が見られる。約 6 割は比較的軽度者の認知症となっている。

【障がい者】

- ・町の障がい者数は平成 29 年度末で 2,198 人。身体障がい者が約 7 割を占めている。知的障がい者が 2 割、精神障がい者が 1 割。
- ・精神に関しては、通院医療費の支給を受けている認定者数が 1,028 人となっており、手帳を所持していないが精神疾患を抱えている人が多いことがわかる。
- ・身体障がい者の障害部位では、「上肢・下肢・四肢」が最も多く、次いで「心臓機能障害」となっている。「心臓機能障害」の占める割合は、年々上昇している。
- ・障がい児の教育や保育については、認可保育園や公立幼稚園では 20 人程度、小中学校の特別支援学級では 130 人程度が通園・通学している。(平成 30 年度)

【児童】

- ・出生率は平成 28 年で 15.8%となっており、県や全国より高い。
- ・ひとり親世帯は平成 27 年で 370 世帯あり、母子家庭が 333 世帯、父子家庭が 37 世帯となっている。
- ・母子家庭は、平成 7 年の約 1.7 倍に増えている。
- ・認可保育園では平成 30 年 4 月の定員 1,607 人を上回る 1,632 人の児童を受け入れている。また、待機児童は平成 27 年以降 100 人を超えており、30 年 4 月現在では 194 人となっている。
- ・公立幼稚園の園児数は平成 30 年 4 月で 611 人。平成 27 年までは 300 人台であったが、28 年は 500 人程度、29 年は 600 人程度へと急増している。

資料2 第1次計画の評価（内部評価と評価委員会より）

1 数値目標

1. 町民意識調査結果による指標の達成状況

第1次計画では町民意識調査結果から把握する指標を8項目掲げていた。今回の調査結果(平成30年度実施)は、ほとんどの項目で平成25年度の現状値から僅かに下がっているが、概ね変化なく横ばいと捉えられる。

達成はしていないが平成25年度時点より上がった項目は、「町の広報紙の世帯配布率(毎月)」、「社協の広報紙の世帯配布率(毎月)」であった。

反対に、下がった項目は、「福祉に非常に関心がある」、「ボランティア活動に参加した割合」、「相談窓口(相談員)を利用した」、「近所づきあい」、「昔からあった互いに支え合うという意識」であった。

なお、今回の町民意識調査では、町内居住年数30年以上の人の割合が前回調査時点より減少した。そして5年未満の市内居住者が増加している。「若い世代」、「アパート世帯」、「居住年数が短い人」は、自治会加入や地域福祉活動に消極的な傾向が見られる。居住年数が短い人が増えた＝アパート世帯や若い世代が増えたことにつながり、地域福祉に積極的な声が減った一つの要因にもなっていると考えられる。

2. 取り組みの実績による指標の達成状況

第1次計画では、取り組み実績から把握する指標も22項目掲げていた。今回は、多くの項目で平成25年度の現状値より29年度実績が上回っており、取り組みは推進されていることがわかる。しかし、第2次計画で掲げていた目標値を達しているのは「支えあうまちづくり事業(個別ネットワーク)」、「職員等による出前講座の実施」、「まちづくりサポートセンター提供会員」、「日常的金銭管理支援事業(利用世帯)」、「一般高齢介護予防通所事業(地域型)(ミニデイサービス)」、「特定保健指導実施率」の6項目だけであり、推進はされているが目標まで届いていない指標が多くなっている。

達成はしていないが平成25年度時点より上がった項目は、「民生委員・児童委員の充足率」、「声の広報等発行事業(利用者)」、「高齢者外出支援事業(実利用者)」、「ふれあいコールサービス事業(実利用者)」、「軽度生活支援事業(実利用者)」であった。

反対に、下がった項目は「自治会加入率」、「地域福祉懇談会」、「栄養改善事業(実利用者)」、「高齢者健康づくり推進事業」、「特定健康診査受診率」であった。

そのほか、「小地域福祉ネットワーク組織」、「子育てサロン」、「福祉教育連絡会」、「日常生活自立支援事業(利用世帯)」、「防災訓練」、「災害ボランティアセンター設置訓練」の項目については25年度から変わりがなかった。

地域福祉の推進において重要である自治会加入や民生委員児童委員の定数確保に課題があり、第2次計画を作るにあたってはこれらの課題解決に向けた取り組みを検討する必要がある。

・アンケート調査結果による指標一覧

	評価指標	平成 25 年度 時点	目標値	現状値	項目	前回調 査項目 (設問)	今回調 査項目 (設問)
			平成 30 年度	平成 30 年度			
1	近所づきあいが減っている	53.2%	45.0%	50.2%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進	問43内	問43内
2	住みよいまちづくりを話し合う 機会に参加したい	50.3%	60.0%	35.2%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進	問44	問44
3	昔からあった互いに支え合うと いう意識が弱くなっている	35.6%	25.6%	28.9%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	問43内	問43内
4	福祉に非常に関心がある	15.4%	30.0%	11.4%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚	問24	問31
5	ボランティア活動に参加した割合	36.5%	40.0%	31.8%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (4)ボランティア活動の推進・関係団体等への支援	問34	問36
6	相談窓口(相談員)を利用した	26.8%	50.0%	24.4%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (1)相談支援の充実	問21	問28
7	町の広報紙の世帯配布率(毎月)	77.7%	88.0%	78.9%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (2)情報提供の充実	問29	問34
8	社協の広報紙の世帯配布率(毎月)	55.9%	77.0%	59.2%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (2)情報提供の充実	問29	問34

※[2]は今回「学び合う機会」として聞いている。

・取り組みの実績による指標一覧

	評価指標	平成 25 年度 時点	目標値	現状値	項目	指標根拠	担当課
			平成 30 年度	平成 29 年度			
1	自治会加入率	53.2% (H23年度)	70.0%	44.76%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進	町実績	総務課 社協
2	地域福祉懇談会	5 地区	7 地区	3 地区	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進	社協実績	社協
3	小地域福祉ネットワーク組織	16 地区	17 地区	16 地区	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	社協実績	社協
4	子育てサロン	6 箇所	7 箇所	6 箇所	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	社協実績	社協
5	支えあうまちづくり事業 (個別ネットワーク)	20 ネット	200 ネット	H28-29 ネット H29-未調査	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	社協実績	社協
6	福祉教育連絡会	1 回	3 回	1 回	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚	社協実績	学校教育課 社協
7	職員等による出前講座の実施	3 回	6 回	13 回	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚	社協実績	社協
8	民生委員・児童委員の充足率	77.3%	100.0%	78.8%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (4)ボランティア活動の推進・関係団体等への支援	町実績	こども課 社協
9	まちづくりサポートセンター 提供会員	80 人	100 人	124 人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (1)相談支援の充実	社協実績	社協
10	声の広報等発行事業(利用者)	15 人	25 人	17 人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (2)情報提供の充実	社協実績	保健福祉課 社協
11	栄養改善事業(実利用者)	45 人	60 人	42 人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (3)福祉サービスの向上	社協実績	保健福祉課 社協
12	高齢者外出支援事業 (実利用者)	通院 10人 サロン 30人	通院 20人 サロン 40人	通院 16人 サロン 42人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (3)福祉サービスの向上	社協実績	保健福祉課 社協

	評価指標	平成 25 年度 時点	目標値	現状値	項目	指標根拠	担当課
			平成 30 年度	平成 29 年度			
13	ふれあいコールサービス事業 (実利用者)	10 人	25 人	16 人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (3)福祉サービスの向上	社協実績	保健福祉課 社協
14	軽度生活支援事業(実利用者)	12 人	15 人	13 人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (3)福祉サービスの向上	社協実績	保健福祉課 社協
15	日常生活自立支援事業 (利用世帯)	1 世帯	5 世帯	1 世帯	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (5)権利擁護の充実	社協実績	社協
16	日常的金銭管理支援事業 (利用世帯)	10 世帯	20 世帯	29 世帯	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (5)権利擁護の充実	社協実績	社協
17	一般高齢介護予防通所事業 (地域型) (ミニデイサービス)	16 箇所 410 人 (実人数) (H24 年度)	17 箇所 480 人 (実人数)	17 箇所 489 人 (実人数)	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (6)生きがいづくり推進	社協実績	保健福祉課 社協
18	高齢者健康づくり推進事業	3 回/週 243 人 (実人数) (H24 年度)	5 回/週 360 人 (実人数)	3 回/週 122 人 (実人数)	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (6)生きがいづくり推進	社協実績	社協
19	特定健康診査受診率	44. 9% (H24 年度)	60. 0%	43. 8%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (7)健康づくり推進	町実績	国保年金課 保健福祉課
20	特定保健指導実施率	62. 4% (H24 年度)	65. 0%	70%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (7)健康づくり推進	町実績	国保年金課 保健福祉課
21	防災訓練	0 回	1 回	0 回	基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (4)防災対策の推進	町実績	総務課
22	災害ボランティアセンター設置訓練	0 回	1 回	0 回	基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (4)防災対策の推進	社協実績	社協

※19・・特定健康診査受診率（表内はH28 年度 H30. 4 月末現在 38. 3% ）

2 平成 29 年度評価委員会で提起された課題と取組状況

○本計画は、毎年、評価委員会(外部委員)による各施策の点検・評価を行っている。平成 29 年度に開催された評価委員会では、以下のような点が指摘された。このような課題も踏まえながら第 2 次計画の施策を検討していく必要がある。

1. ボランティアセンターの充実と福祉教育の振興について（福祉教育推進基本方針等）

項 目	H30 の状況や方向性
(1) ボランティアセンター運営委員会の設置について ○社会福祉協議会に設置されている「ボランティアセンター」の運営について協議する「ボランティア運営委員会」が長く開催されず機能していない。	・平成 29 年 9 月に設置。10 名の委員(福祉・ボランティア団体のメンバーで構成)と協働でボランティアセンターの事業企画・運営を行い、活性化を図っている。
(2) プラットフォームの開催について ○ボランティア活動について、プラットフォーム型での展開が全国的に広がっており、こういった視点での取り組みも検討が必要である。	・ボランティアセンター運営委員を中心に、各種福祉・ボランティア団体等を広く呼びかけ、ボランティアプラットフォームを 8 月に開催。団体同士(個人)の交流とつながりを目的に、定期的に開催予定。
(3) 福祉教育連絡会の開催 ○教育委員会と学校、社会福祉協議会が連携して福祉教育を行っている。連絡会は年 1 回開催されているがあまり機能していない。	・平成 30 年からは、年 2 回開催し、福祉教育推進事業への共通認識(社協と学校間)を図る。
(4) 福祉教育研究会の開催 ○福祉教育研究会も設置されており、「福祉教育推進基本方針」の検討などを行ってきた。	・必要に応じて開催を検討する。
(5) 福祉教育実践報告会の開催 ○「福祉教育実践報告会」が平成 29 年度は実施されていない。	・平成 30 年度、2 月頃開催予定。町内保育所 1 カ所、小学校 1 カ所、地域 1 カ所の発表(報告)を予定。

※「プラットフォーム」: 列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近は「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、それらの枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

2. 小地域福祉活動の振興

項 目	H30 の状況や方向性
(1) 小地域福祉推進組織(推進地区) 小地域ネットワーク ○町内ほとんどの自治会で組織化されている。もう少し自治会を含めての活動組織にできないものか。	・16 カ所の小地域福祉ネットワーク活動の支援を積極的に行うと共に、未設置地域への発足調整を行う。
(2) 福祉協力員 ○地域福祉の人材である「福祉協力員」について、もっと活用できるように検討する必要がある。	・現在、8 地区で福祉協力員が委嘱されており、さらに平成 30 年度は宮平地区で委嘱予定。あわせて、活動支援を積極的に行う
(3) 見守りネットワーク ○一人暮らし高齢者等に対する地域の見守りネットワークを広げる必要がある。	・見守り世帯(気になる世帯)について、福祉協力員連絡会等で、マップ作り等を通して状況把握と情報共有が継続的に実施できるよう支援する。
(4) 社会的孤立化対策モデル事業について ○社協では県の「社会的孤立化対策モデル事業」の取り組みを行っている。	・平成 30 年度がモデル指定の最終年度となる。3 年間で地域における支え合い活動を推進することができたが、今後も状況に応じて実施する必要がある。(地域づくり推進委員会、福祉協力員の育成、企業との見守り協定など)。

3. 地域包括ケアシステムの構築（2025 年）※ 1

項 目	H30 の状況や方向性
(1) 5 年、10 年後の南風原町の状況判断 ○高齢者人口や一人暮らし高齢者、介護サービスの利用状況などについて、将来像を分析し、地域の実情に応じた地域包括ケアを推進する必要がある。	・検討中。高齢者保健福祉計画策定の際には、介護保険広域連合と連携し、地域把握や将来推計を行っている。
(2) 日常生活圏域（介護保険における圏域）の設定をどうするか。 ○介護保険では日常生活圏域（歩いて行動できる範囲・中学校区等）を設定し、その圏域の中で地域密着型サービス等を展開することが示されている。	・検討中。高齢者福祉計画や介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画の中で、検討と調整を行う。
(3) 小地域推進組織（自治会区）、及び中継域の推進組織の設置 ○自治会を単位とした協議体のほか、中継域にあたる圏域での協議体設置についての検討が必要である。	・検討中。高齢者福祉計画や介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画の中で、検討と調整を行う。
(4) 生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員等の連携 ※ 2 ○「生活支援コーディネーター」（高齢者の地域における生活支援体制を作る調整役）と「認知症地域支援推進員」（認知症の方やその家族支援、認知症についての周知・理解促進活動を行う）が連携した認知症対策。	・地域ケア会議（月 1 回開催）において、連携を図っている。
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※ 3 ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、これまでの関係機関連携の強化を図るため、保健・医療・福祉関係者等による協議体設置を目標としている。	・保健、医療、福祉関係者による協議の場を平成 32 年に設置予定。

※ 1 「地域包括ケアシステムの構築」：高齢者福祉（介護保険事業）の分野で、団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者になる 2025 年に向けて、一人ひとりの高齢者を「サービス提供」などの一元的な角度から支えるのではなく、「介護・予防・住まい・医療・生活支援」といった多分野が包括的にかかわり支援していくことで、元気な高齢者・介護が必要な高齢者を支えていくシステムを構築しようというもの。

※ 2 介護保険の「生活支援体制整備事業」（地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実）においては、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置（高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした情報共有・連携の場）が求められている。

※ 3 障害福祉の分野においては、障がい者が地域で共に生活する「共生社会の実現」のために、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合いによる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指すよう国から示されている。

4. 災害時要援護者支援（災害時要援護者避難計画策定）

項 目	H30 の状況や方向性
(1) 災害時要援護者の登録 ○災害発生時に一人では避難することが難しい災害時要援護者（避難行動要支援者）を把握し、一人ひとりにどのような避難支援を行うか個別計画作成を行っていく必要がある。	・登録は実施している。医療的ケアが必要な障がい児から個別計画作成を始めている。
(2) 関係機関団体との情報共有はどのように行うか ○情報共有をどのようにするか検討が必要である。	・南風原町社会福祉協議会、沖縄県南部福祉事務所と情報共有の会議を行っている。
(3) 支援者の確保と支援体制の構築 ○災害時要援護者が避難するためには避難の「支援者」が不可欠なため、支援者の確保、支援体制の構築が必要である。	・検討中。
(4) 要支援者の確認と避難訓練実施（夜間の実施も含め） ○災害時要援護者も含めた避難訓練を行い、実践対応における課題把握などが必要である。	・検討中。
(5) 災害ボランティアセンターの取り組み ○社会福祉協議会で設置する「災害ボランティアセンター」について、マニュアルを作成するほか、実践的な訓練を行っていく必要がある。	・防災訓練が実施できるよう町担当課と社協が連携・調整を図るとともに、災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しについて検討する。地域での防災意識向上に努める。
(6) 避難所と福祉避難所の確保（福祉施設等と協定書の締結） ○避難所の確保のほか、要介護者等のための「福祉避難所」の確保が必要である。	・【保健福祉課】平成30年度内に沖縄第一病院、南部徳洲会病院と医療的ケアが必要な要配慮者の受入のための協定を締結予定。 ・【こども課】平成30年9月中に町内認可保育園全園と協定書を締結予定。
(7) 町民の意識改革と情報提供 ○災害に対する町民の意識を高めるため、災害や避難についての情報提供が必要である。	・現在、「ちむぐくるプラン住民会議」を開催し、意識改革（気づきと学び合い）、情報提供を行っており、平成31年度以降も継続的に学びの場の設定を検討している。

5. コミュニティソーシャルワーカーの配置と専門性

・町内にコミュニティソーシャルワーカーを8名（各小学校区に2名ずつ）配置しており、アウトリーチによる地域の福祉ニーズの把握及び、地域や関係機関連携による相談援助の充実が図られてきた。今後も、地域に密着した活動が継続的に実施できるよう、8名体制の維持が必要不可欠である。
--

6. 社会福祉法人の地域における公益的活動の取り組み

項 目	H30 の状況や方向性
○社会福祉法人に地域における公益的活動が義務付けられ、地域福祉活動等への参加が期待される。	・社協（社会福祉法人）で把握している地域の課題・ニーズ等を集約して、他の社会福祉法人が地域で必要な公益的な活動ができるよう情報提供を行う。

3 平成 29 年度評価委員会で提起された課題の第二次計画への反映状況

提起された課題（第一次計画での項目）	第二次計画への反映（施策番号）	備考
基本目標 1：共に支え合えるまちづくり		
1. ボランティアセンターの充実と福祉教育の振興について		
(1) ボランティアセンター運営委員会の設置について	社協 1－(5)③	
(2) プラットフォームの開催について	社協 1－(5)②	
(3) 福祉教育連絡会の開催	1－(4)①イ	
(4) 福祉教育研究会の開催 学校における総合的な学習の時間、福祉教育プログラム等への人材派遣		
(5) 福祉教育実践報告会の開催	1－(4)①ウ	
2. 小地域福祉活動の振興		
(1) 小地域福祉推進組織（推進地区） 小地域ネットワーク	1－(2)②	
(2) 福祉協力員	1－(1)⑤ア	
(3) 見守りネットワーク	1－(1)③	
(4) 社会的孤立化対策モデル事業の取り組みについて	1－(1)③、⑤ア、 (2)①ウ	見守り、福祉協力員、地域づくり推進委員会で対応
基本目標 2：自分らしく自立して暮らせるまちづくり		
3. 地域包括ケアシステムの構築（2025 年）		
(1) 5 年、10 年後の南風原町の状況判断 人口、特に乳幼児、高齢者問題		町高齢者保健福祉計画で対応
(2) 日常生活圏域の設定をどうするか。 (地域福祉計画の中圏域は中学校区)		町高齢者保健福祉計画で対応
(3) 小地域推進組織（自治会区）、及び中継域の推進組織の設置		町高齢者保健福祉計画で対応
(4) 生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員等の連携		町高齢者保健福祉計画で対応 (地域ケア会議で)
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（2017. 2）	2－(3)③イ	町障害福祉計画で対応
基本目標 3：安心・安全な人にやさしいまちづくり		
4. 災害時要援護者支援（災害時要援護者避難計画策定）～実際に機能させるために～		
(1) 災害時要援護者の登録	3－(2)③	
(2) 関係機関団体との情報共有はどのように行うか	3－(2)③	
(3) 支援者の確保と支援体制の構築	3－(2)③	
(4) 要支援者の確認と避難訓練実施（夜間の実施も含めて）	社協 3－(2)③	
(5) 災害ボランティアセンターの取り組み	社協 3－(2)①	
(6) 避難所と福祉避難所の確保（福祉施設等と協定書の締結）	3－(2)⑤	
(7) 町民の意識改革と情報提供	3－(2)①	
5. コミュニティソーシャルワーカーの配置と専門性	1－(2)③	
6. 社会福祉法人の地域における公益的活動の取り組み	1－(1)⑥	

4 平成 30 年度評価委員会より

○平成 30 年度の評価委員会は、第 1 回が 8 月 22 日に開催された。会議では、以下のような疑義・意見が出された。このような点も踏まえて第 2 次計画案を作成している。

課 題	第二次計画への 反映（施策番号）	備 考
【防災対策関連】		
●災害に関する情報発信		
・「災害マップ」の住民全世帯への再配布が必要ではないか	3－(2)①	転入世帯には新たに配布している
●災害時の支援体制		
・ 自主防災組織の結成	3－(2)②	H30 で 3 か所結成
・ 水や食料の備蓄（町、各字・自治会）	3－(2)①	賞味期限が切れた後、水の補充
・ 災害ボランティアセンター	社協 3－(2)①	社協の災害対応マニュアルに基づいて運営
・ 防災訓練も必要である	社協 3－(2)②	9 月に実施
・ 災害時は共助による地域力が大事である	3－(2)①	
●避難行動要支援者への支援対策		
・ 避難行動要支援者の定義について	3－(2)③	全体計画で示されている。
・ 福祉避難所	3－(2)⑤	今後、医療機関と協定を結ぶ予定
【小地域福祉ネットワーク関連】		
●小地域福祉ネットワークの状況		
・ 結成状況	1－(2)②イ) 社協 1－(2)②イ)	19 か所のうち 16 か所で実施
・ 活動状況	1－(2)②ア)ウ) 社協 1－(2)②ア)ウ)	サロン活動は充実。見守り・生活支援などはまだできていない
●コミュニティソーシャルワーカー		
・ 体制は？	社協 1－(2)③ア)	嘱託で 8 名配置
・ 専門性に地域差はないか。	社協 1－(2)③ア)	各地区に配置している担当の専門性は同レベル
・ 正規職員での配置が好ましい	社協 1－(2)③ア)	身分の保障が必要。嘱託職員が辞めて他市町村の正規職員になってしまうことも。
●推進組織について（地域づくり推進委員会等）		
・ 小地域の推進組織が必要。現状は？ ・ 先進地を視察してはどうか	1－(2)①ウ) 社協 1－(2)①ア)	モデル事業で 8 か所。委員会を設置して話し合う場を設けているが機能していない
【子どもの貧困・孤立対策関連】		
・ 学習支援の状況、元気 ROOM は継続するか	2－(4)④ア)イ)エ)	元気 ROOM は 3 年目。今後も実施したい。さらに、児童館を活用した支援もしたい 県予算の無料塾も実施している

資料3 町民意識調査結果

1 調査の概要

1. 調査の目的

○第2次計画を策定するに当たり、町民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として町民意識調査を実施した。

2. 調査の実施方法

(1) 調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。
(平成30年6月5日時点)

(2) 調査方法

- ・郵送による配布・回収

(3) 調査期間

- ・平成30年6月28日～平成30年7月18日

(4) 回収率

- ・発送数：3,100件 回収数：1,035件 回収率：33.4%

(5) 調査項目

- ・基本的なことについて（小学校区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住みごこち、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法、広報紙等について など）
- ・ボランティアについて（ボランティア活動への参加状況、理由、参加意向 など）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実で必要なこと）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）

3. 標本誤差について

調査票の有効回収数は、母集団に対し、どの程度の誤差を持つかによって決まります。母集団を推定する際のサンプル数(有効回収数)とのずれの大きさ(標本誤差率)は、下式によって求められます。

$$\text{標本誤差率} = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}} \times \pm 1.96 \times 100\%$$

N=母集団の大きさ(調査対象となる20代~80代の人口)

n=サンプルの大きさ(ここでは有効回収数とする)

P=回答率(通常は0.5を用いる)

±1.96=標準化補正值

N	n (有効回収数)	P	標本誤差率
27,913	1,035	0.5	±2.99

N(母集団): 平成29年10月1日現在の20代~80代の人口

一般的に、許容できる標本誤差率の範囲は±4%未満の範囲までであり、今回の調査の有効回収数は1,035件、標本誤差率は±2.99で、回収件数として問題はないと言えます。

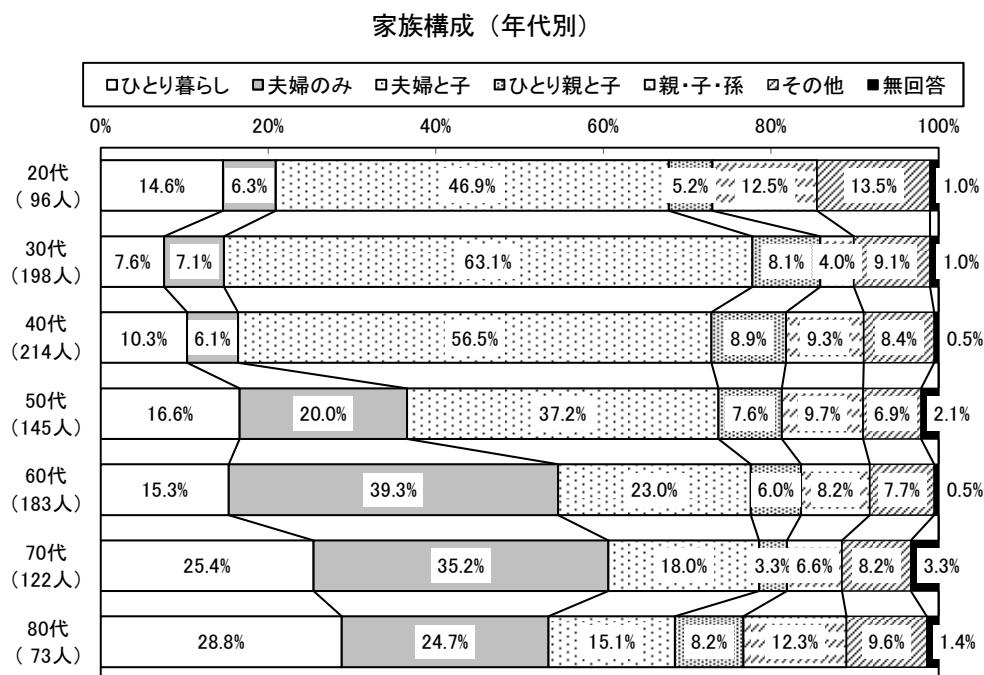
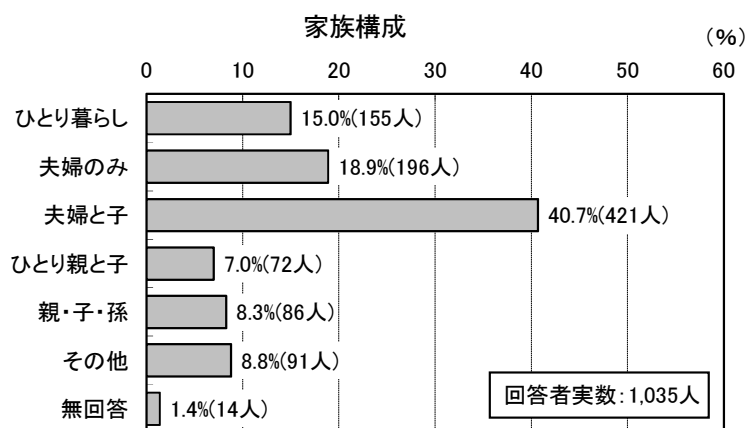
4. 集計・表示について

- (1) 集計は単純集計、回答者の属性とのクロス集計及び必要に応じて設問間のクロス集計を行いました。
- (2) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率を合計しても100.0%とならないことがあります。
- (3) 複数回答の設問については、比率の合計が100%を超えることがあります。
- (4) 「無回答」には回答がなかったもの及び回答の判別が困難(不明)なものを含みます。
- (5) 帯グラフでは、特に必要な場合を除いて2.0%未満の割合については、表示していません。
- (6) 帯グラフの左端の()内は回答者実数を表します。
- (7) 報告書の文章や図表において、選択肢の一部を省略して記載している場合があります。

2 調査結果の概要

(1) 家族構成

- ・家族構成は、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が40.7%、年代別にみると、30代、40代が多く半数以上あり、特に30代は63.1%あります。「夫婦のみ世帯」が18.9%、「ひとり暮らし」が15.0%となっています。
- ・「夫婦のみ世帯」は、40代までは10%以下ですが、50代以降では20%以上あります。特に、「60代」が39.3%でもっとも高いです。
- ・「ひとり暮らし」は、「50代」、「60代」で10%半ば、「70代」、「80代」で20%半ばあります。

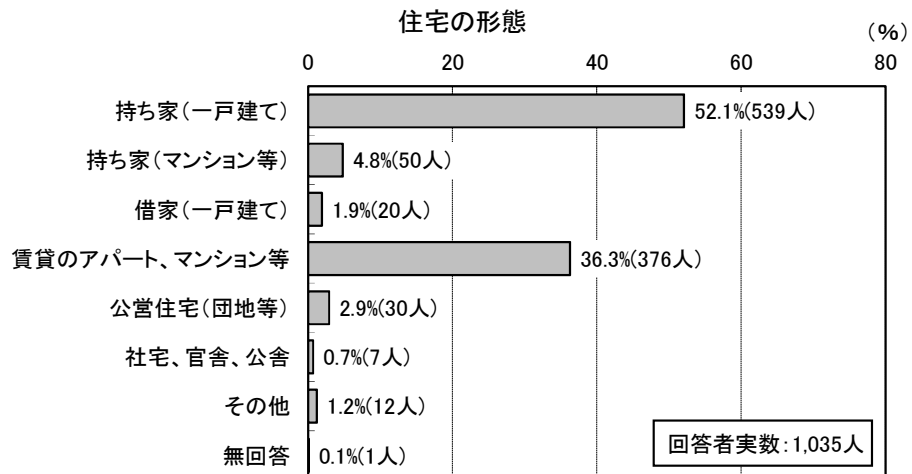


●前回アンケート結果より

- ・世帯構成は、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が44.0%でもっとも高い。特に50歳未満。

(2) 住宅の形態

- ・住宅の形態は、「持家(一戸建て)」が52.1%でもっとも高く、次いで「賃貸のアパート、マンション等」が36.3%で比較的高いです。
- ・「持家(一戸建て)」は「20代」から「40代」が20～30%台と低く、「50代」以降年代が高いほど割合も高くなり、「80代以上」では82.2%となっています。
- ・「賃貸のアパート、マンション等」は若い世代で割合は高く、特に「20代」が60.4%、「30代」は62.1%と半数以上を占めています。



住宅の形態 (年代別)

	回答者実数	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (マンション等)	借家 (一戸建て)	賃貸のアパート、 マンション等	公営住宅 (団地等)	社宅、官舎、 公舎	その他	無回答
20代	96人	32.3% (31人)	2.1% (2人)	0.0% (0人)	60.4% (58人)	5.2% (5人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
30代	198人	25.8% (51人)	7.1% (14人)	2.5% (5人)	62.1% (123人)	0.5% (1人)	1.5% (3人)	0.5% (1人)	0.0% (0人)
40代	214人	38.8% (83人)	7.0% (15人)	3.3% (7人)	47.2% (101人)	1.4% (3人)	1.4% (3人)	0.9% (2人)	0.0% (0人)
50代	145人	55.2% (80人)	6.2% (9人)	1.4% (2人)	30.3% (44人)	4.1% (6人)	0.7% (1人)	1.4% (2人)	0.7% (1人)
60代	183人	75.4% (138人)	3.8% (7人)	1.6% (3人)	15.8% (29人)	2.2% (4人)	0.0% (0人)	1.1% (2人)	0.0% (0人)
70代	122人	77.9% (95人)	1.6% (2人)	1.6% (2人)	10.7% (13人)	6.6% (8人)	0.0% (0人)	1.6% (2人)	0.0% (0人)
80代	73人	82.2% (60人)	1.4% (1人)	1.4% (1人)	8.2% (6人)	2.7% (2人)	0.0% (0人)	4.1% (3人)	0.0% (0人)

- ・地区別では、「持家(一戸建て)」は「翔南小学校区」が65.1%でもっとも高く、次に「北丘小学校区」の59.2%、「南風原小学校区」は58.0%となっています。「津嘉山小学校区」が29.8%ともっとも少なくなっています。
- ・「賃貸のアパート、マンション等」は「津嘉山小学校区」が52.5%でもっとも高く、次に「北丘小学校区」の34.5%、「南風原小学校区」は32.9%となっています。「翔南小学校区」が20.4%ともっとも少なくなっています。

住宅の形態（地区別）

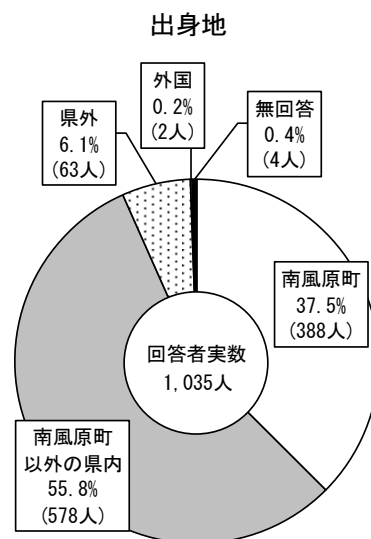
	回答者実数	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (マンション等)	借家 (一戸建て)	賃貸のアパート、 マンション等	公営住宅 (団地等)	社宅、官舎、 公舎	その他	無回答
南風原 小学校区	243人	58.0% (141人)	5.8% (14人)	2.1% (5人)	32.9% (80人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.8% (2人)	0.4% (1人)
北丘 小学校区	319人	59.2% (189人)	2.2% (7人)	1.9% (6人)	34.5% (110人)	0.3% (1人)	0.6% (2人)	1.3% (4人)	0.0% (0人)
津嘉山 小学校区	265人	29.8% (79人)	6.8% (18人)	1.5% (4人)	52.5% (139人)	6.8% (18人)	1.1% (3人)	1.5% (4人)	0.0% (0人)
翔南 小学校区	186人	65.1% (121人)	4.8% (9人)	2.2% (4人)	20.4% (38人)	5.4% (10人)	1.1% (2人)	1.1% (2人)	0.0% (0人)

●前回アンケート結果より

- ・住宅の形態は、「持家(一戸建て)」が65.8%でもっとも高い。次に「借家(アパート、マンション等)」が23.2%。

(3) 出身地

- ・町内出身者は37.5%です。
- ・「南風原町以外の県内」が55.8%でもっとも高く、「県外」の6.1%、「外国」の0.2%を合わせると町外出身者が62.1%を占めます。

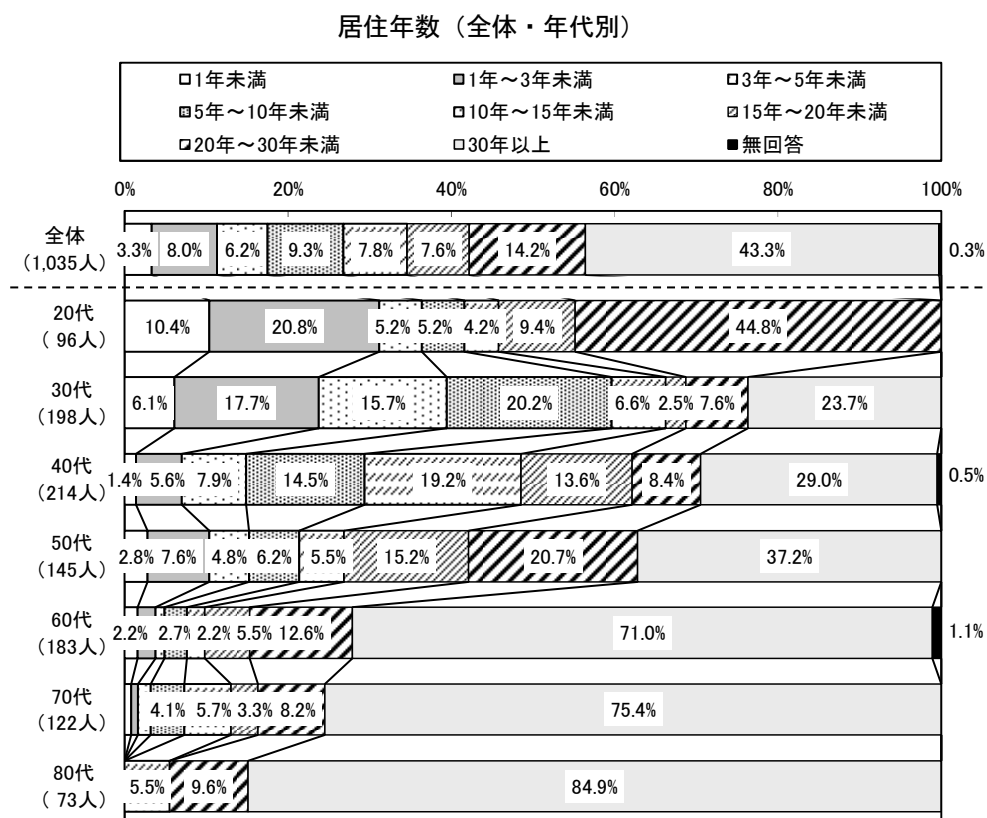


●前回アンケート結果より

- ・町内出身者は39.1%。町外出身者は「南風原町以外の県内」の方が56.5%。「県外」が3.5%、「外国」が0.3%

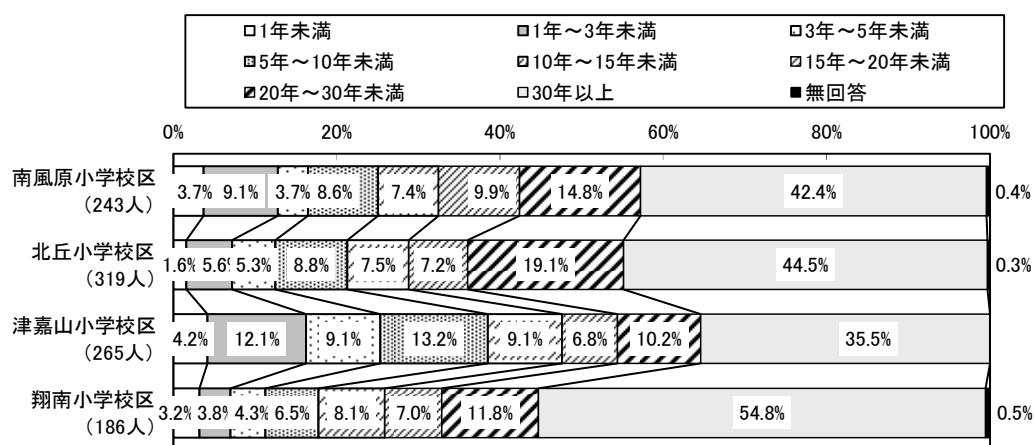
(4) 居住年数

- ・町内への居住年数は、「30年以上」が43.3%でもっとも高いです。
- ・72.9%は10年以上住んでいます。
- ・「30年以上」は年代が上がるとともに高くなる傾向にあります。30代～50代は20～30%台となっています。60代、70代は70%台、80代はもっとも多く84.9%となっています。
- ・一方、「1年未満」「1～3年未満」は年代が高いほど割合は低くなっています。



- ・地区別にみると、「30年以上」は、「翔南小学校区」が54.8%と高く、次に「北丘小学校区」が44.5%、「南風原小学校区」が42.4%となり、「津嘉山小学校区」が35.5%でもっとも低くなっています。

居住年数（地区別）



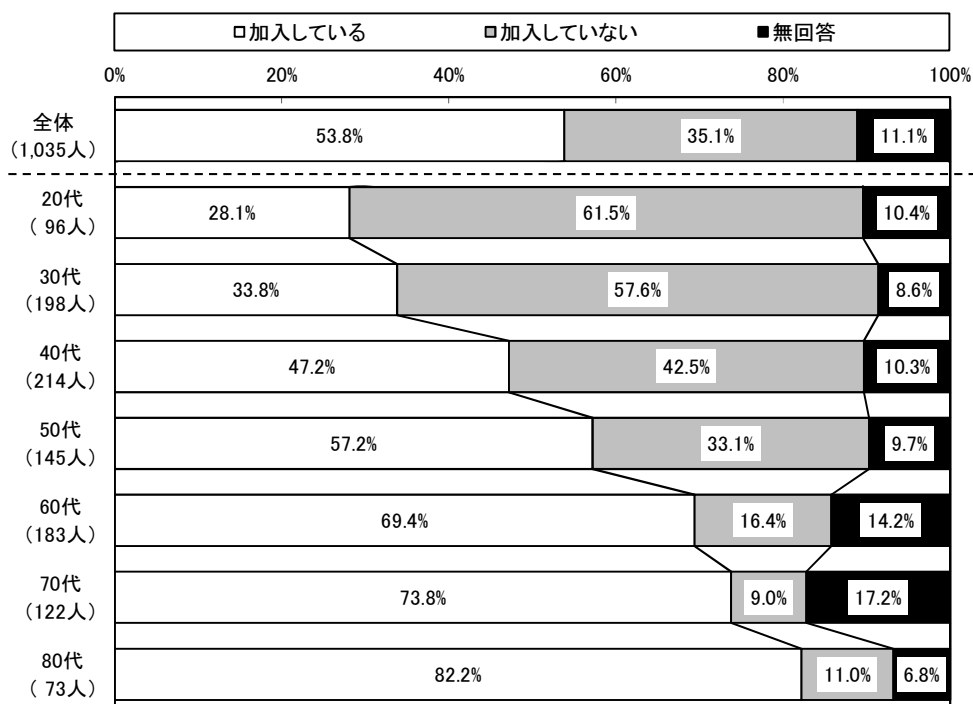
●前回アンケート結果より

- ・居住年数は、30年以上の人が50.0%。翔南小学校区、津嘉山小学校区は50%以上を占める。

(5) 自治会への加入状況

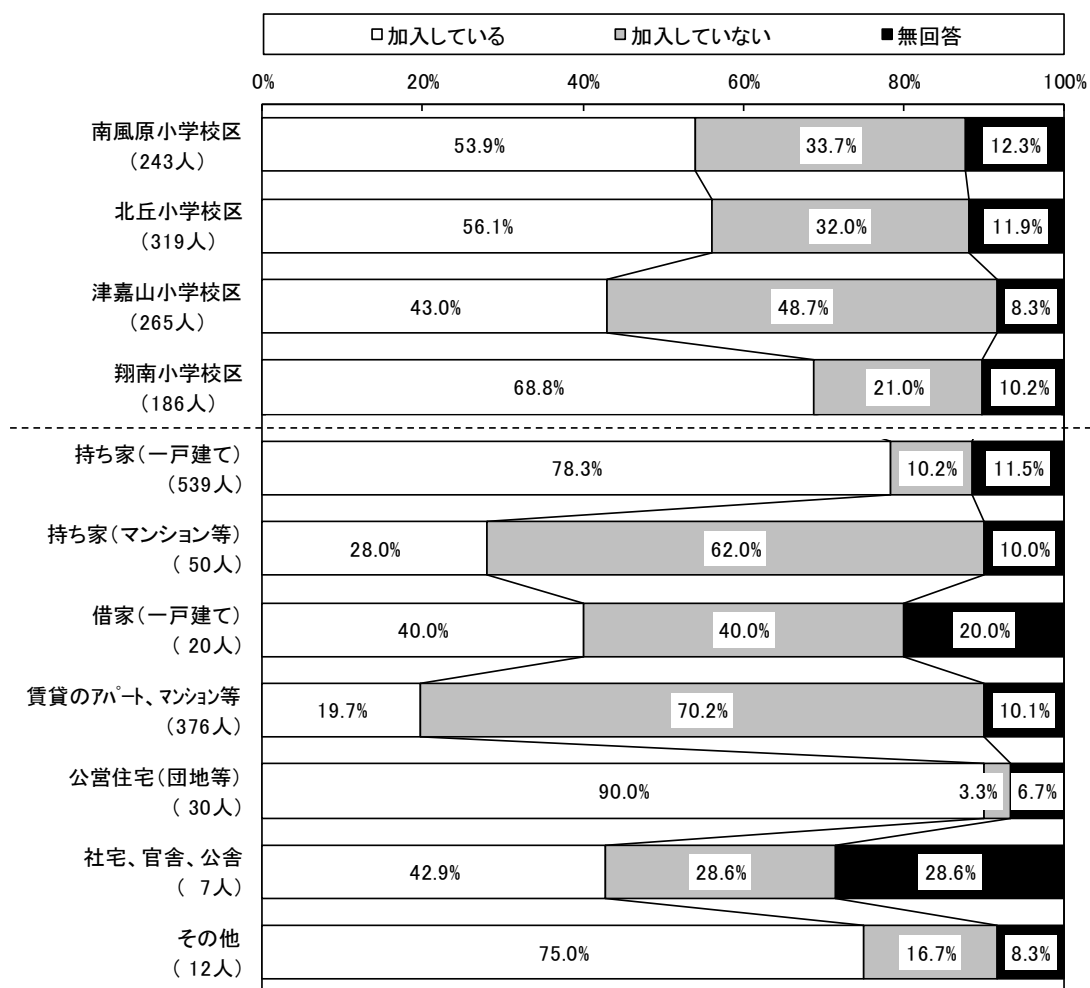
- ・自治会への加入については、「加入している」が53.8%あります。
- ・年代別にみると、「加入している」は年代があがると割合も高くなり、「20代」が28.1%であるのに対し、「80代以上」では82.2%となっています。
- ・「加入していない」は年代が高くなるほど割合は低くなる傾向にあります。

自治会への加入状況（全体・年代別）



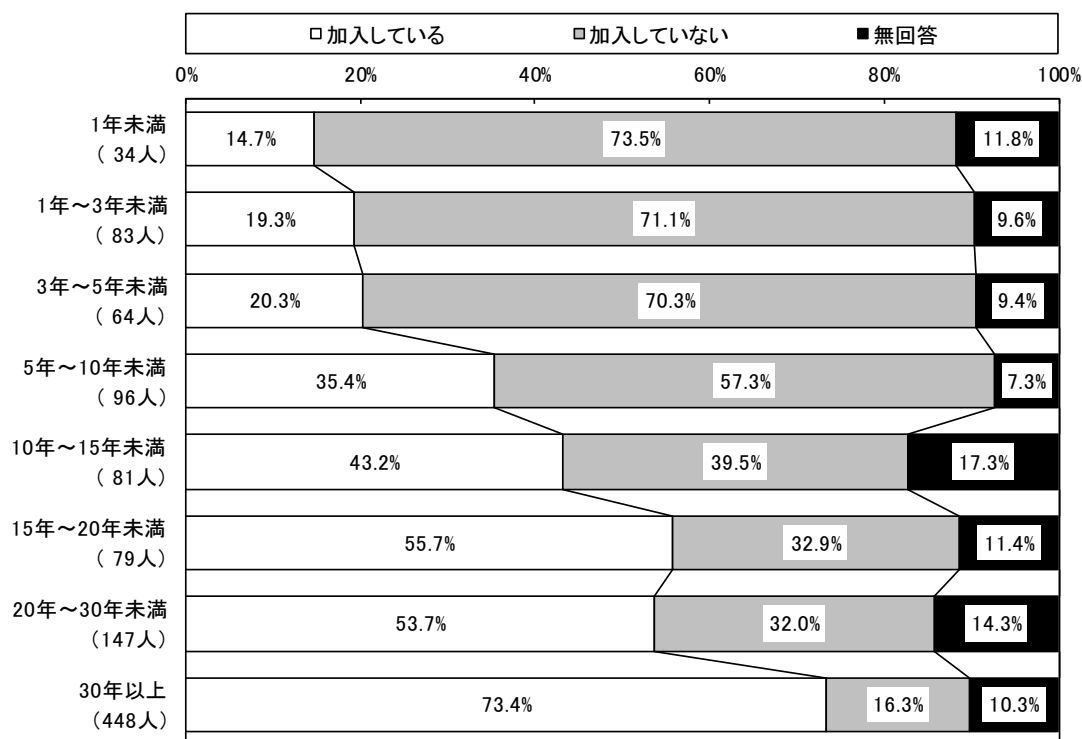
- ・地区別にみると、「加入している」は「翔南小学校区」が68.8%でもっとも高く、「北丘小学校区」、「南風原小学校区」は50%台となっています。「津嘉山小学校区」は43.0%でもっとも低くなっています。
- ・住宅の形態別にみると、「加入している」は「公営住宅(団地等)」90.0%、「持ち家(一戸建て)」が78.3%で高くなっています。反対に、「賃貸のアパート、マンション等」では加入率は19.7%であり、もっとも低くなっています。

自治会への加入状況（地区別・住宅の形態別）



- ・居住年数別にみると、「加入している」は居住年数が長くなるほど加入率が上がり、居住年数5年未満が20%以下で低く、「30年以上」では73.4%となっています。

自治会への加入状況（居住年数別）

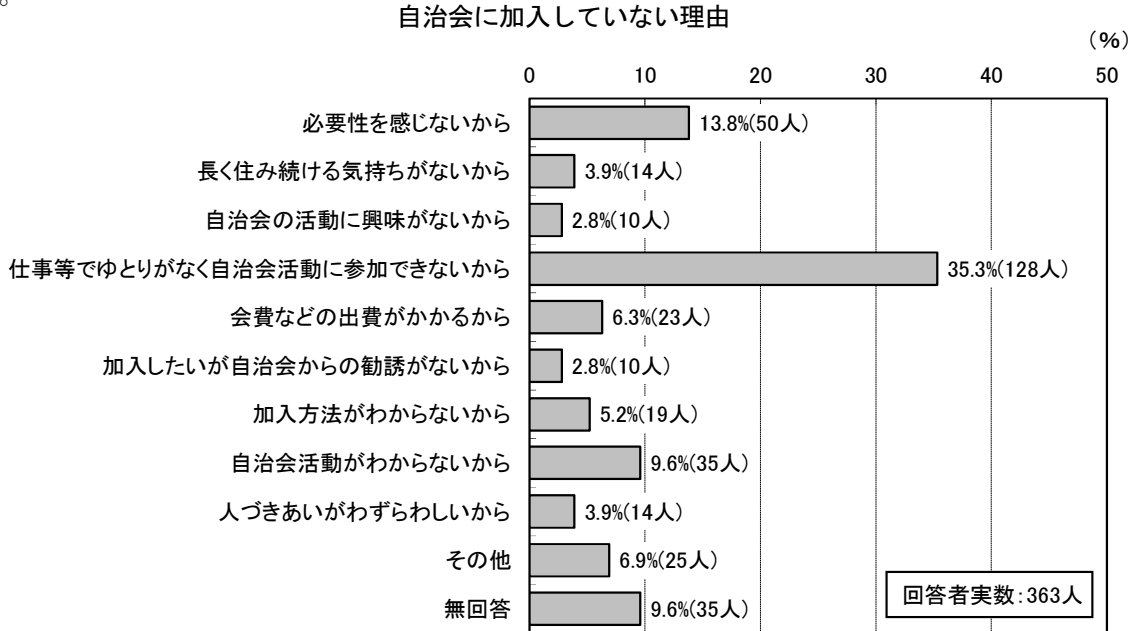


●前回アンケート結果より

- ・自治会への加入率は64.5%。公営住宅(団地等)が82.5%、持ち家(一戸建て)が81.2%。借家(アパート、マンション等)は20.3%。

(6) 自治会に加入していない理由

- ・自治会に「加入していない」理由は、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」が35.3%で、家族構成でみると、「ひとり親と子」と「夫婦と子」が高く、40%半ばあります。
- ・そのほか、「必要性を感じないから」が13.8%、「自治会活動がわからないから」が9.6%となっています。



自治会に加入していない理由（家族構成別）

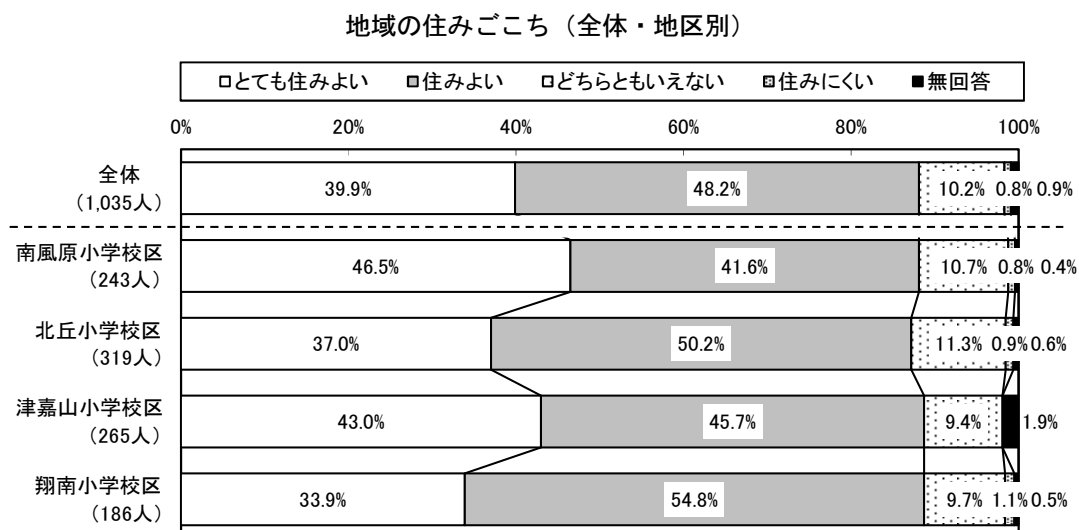
	回答者実数	必要性を感じないから	長く住み続ける気持ちはないから	自治会の活動に興味がないから	仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから	会費などの出費がかかるから	加入したいが自治会からの勧誘がないから	加入方法がわからないから	自治会活動がわからないから	人づきあいがわずらわしいから	その他	無回答
ひとり暮らし	75人	18.7% (14人)	5.3% (4人)	1.3% (1人)	21.3% (16人)	4.0% (3人)	2.7% (2人)	5.3% (4人)	9.3% (7人)	6.7% (5人)	12.0% (9人)	13.3% (10人)
夫婦のみ	49人	18.4% (9人)	4.1% (2人)	8.2% (4人)	22.4% (11人)	10.2% (5人)	0.0% (0人)	6.1% (3人)	12.2% (6人)	6.1% (3人)	6.1% (3人)	6.1% (3人)
夫婦と子	166人	10.8% (18人)	3.6% (6人)	1.2% (2人)	45.2% (75人)	6.0% (10人)	4.2% (7人)	6.0% (10人)	9.6% (16人)	1.2% (2人)	3.6% (6人)	8.4% (14人)
ひとり親と子	32人	15.6% (5人)	0.0% (0人)	6.3% (2人)	46.9% (15人)	9.4% (3人)	3.1% (1人)	3.1% (1人)	3.1% (1人)	3.1% (1人)	3.1% (1人)	6.3% (2人)
親・子・孫	13人	7.7% (1人)	7.7% (1人)	0.0% (0人)	23.1% (3人)	7.7% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	7.7% (1人)	23.1% (3人)	23.1% (3人)
その他	22人	9.1% (2人)	4.5% (1人)	4.5% (1人)	31.8% (7人)	4.5% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	18.2% (4人)	0.0% (0人)	13.6% (3人)	13.6% (3人)

●前回アンケート結果より

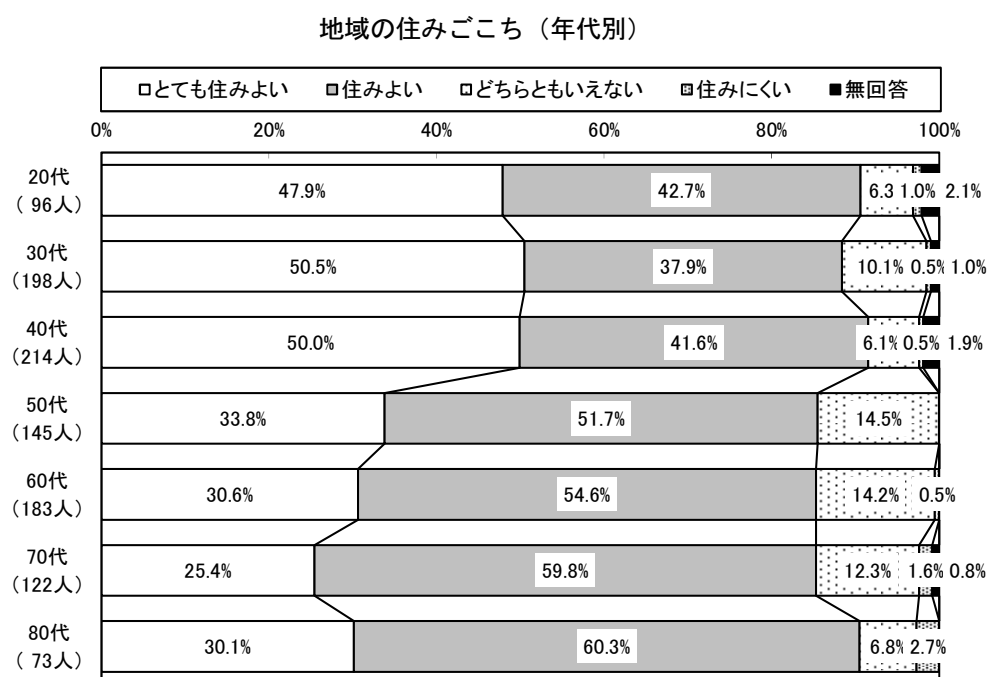
- ・「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」は40.3%。夫婦と未婚の子のみの世帯が45.5%、片親と未婚の子のみの世帯が41.7%。
- ・「必要性を感じないから」は16.9%。

(7) 地域の住みごち

- ・町の住みごちは、「住みよい」が48.2%と最も多く、次いで「とても住みよい」が39.9%で「住みよい」と「とても住みよい」を合わせると88.1%となっています。「どちらともいえない」の10.2%、「住みにくい」は0.8%となっています。
- ・「とても住みよい」、「住みよい」と答えた方はすべての地区で80%台後半となっております。



- ・年代別にみると、「住みよい」と「とても住みよい」が最も多いのは40代で91.6%、20代、30代と80代でも80%台後半～90%程度と高くなっており、そのほかの年代でも85%程度となっております。

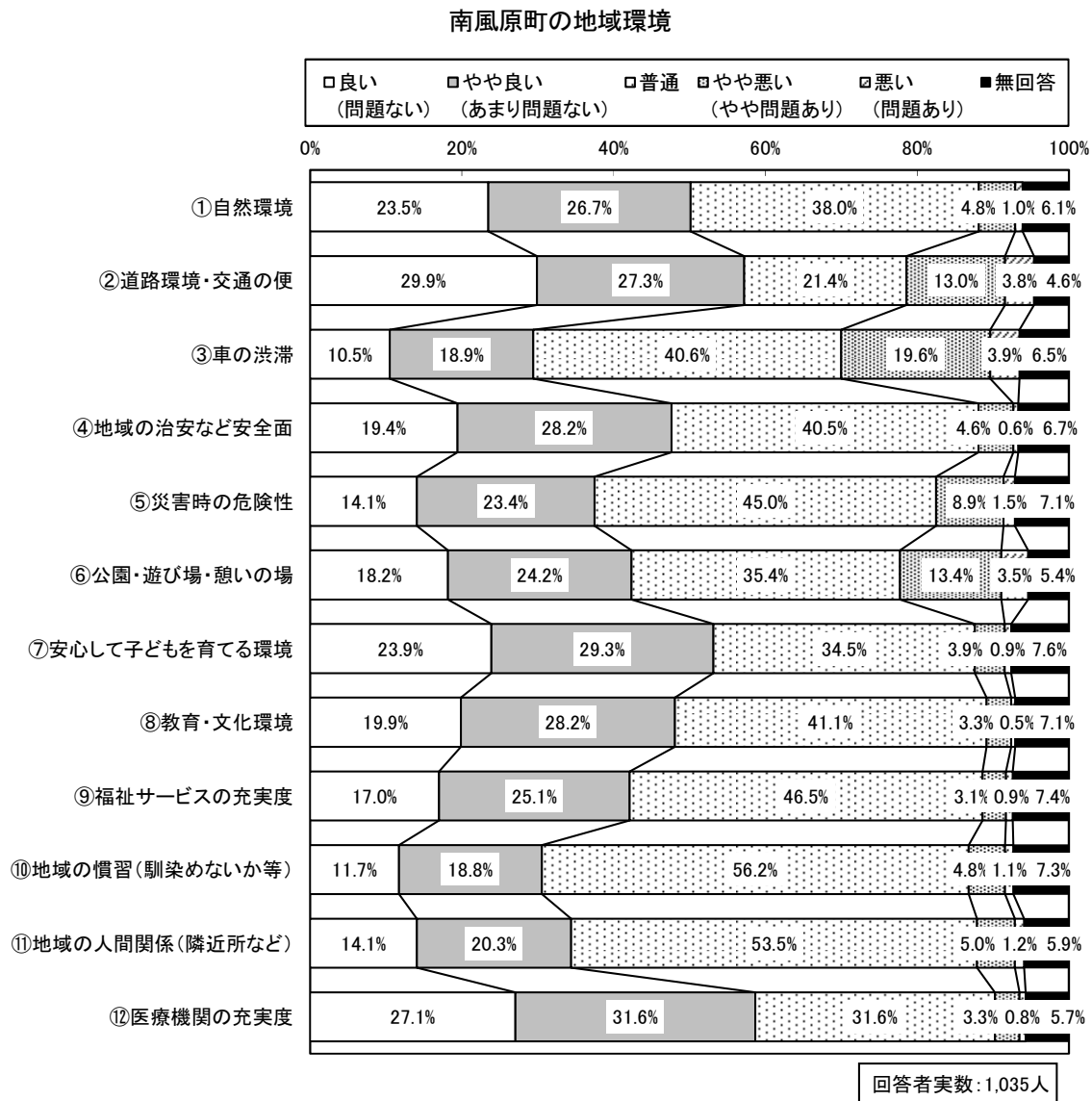


●前回アンケート結果より

- ・「住みよい」が53.5%、「とても住みよい」が32.1%で合わせると85.6%。「どちらともいえない」が11.4%、「住みにくい」は1.5%

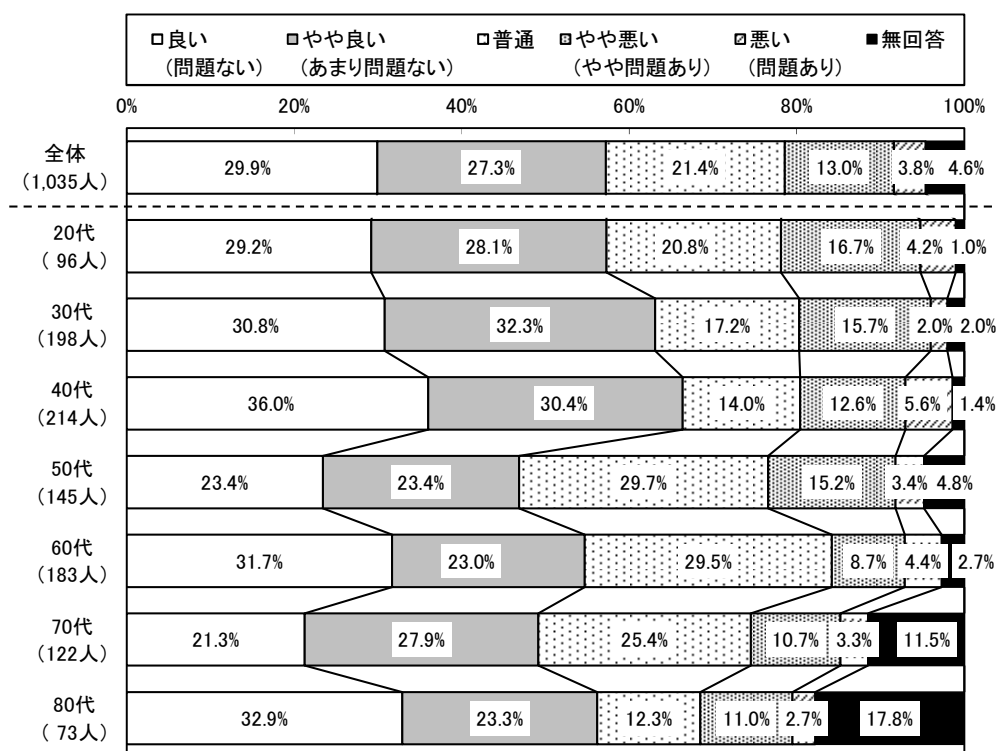
(8) 南風原町の地域環境

- ・南風原町の地域環境について見ると、「良い(問題ない)」と「やや良い(あまり問題ない)」を合わせた“良い”がもっとも多いのは、「医療機関の充実度」で58.6%、次いで「道路環境・交通の便」が57.2%となっています。また、「やや悪い(やや問題あり)」と「悪い(問題あり)」を合わせた“悪い”がもっとも多いのは、「車の渋滞」の23.5%となっています。

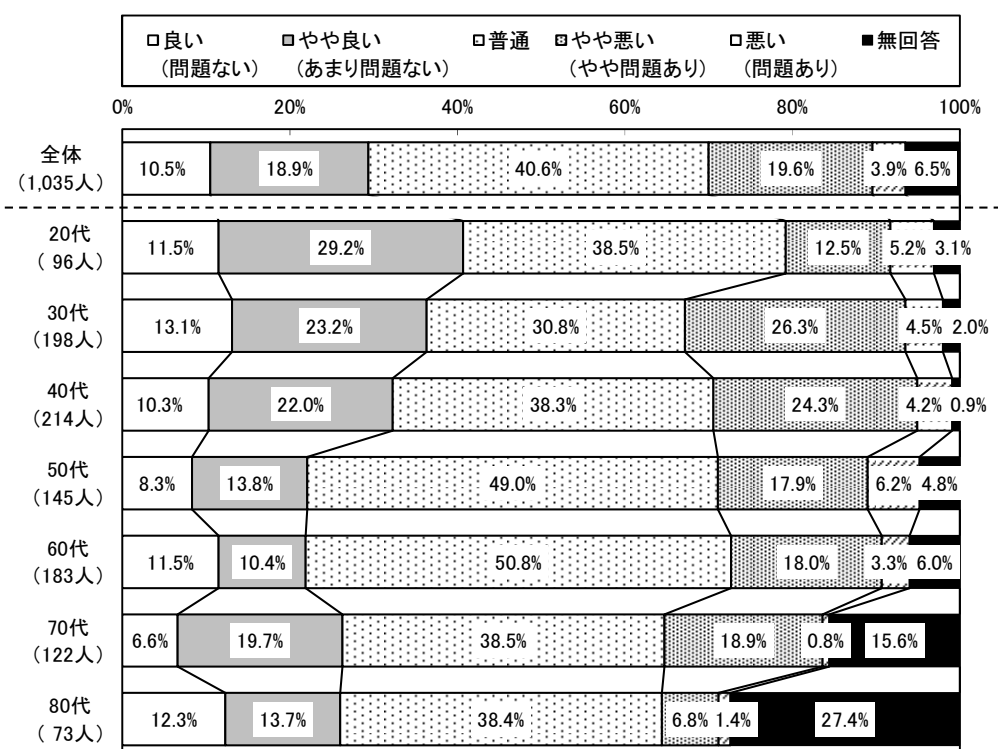


- ・年代別にみると、「道路環境・交通の便」の“良い”は、20代から40代の世代では50%台後半～60%台後半で、50代からは40%半ば～50%半ばとなっています。“悪い”は、20代が20.8%と最も高く、年代が高くなるとともに低くなっており、80代では13.7%となっております。
- 「車の渋滞」では、“良い”は20代から40代の世代では30～40%台、50代からは20%台となっております。“悪い”は30代から60代の世代では20～30%台、そのほかの世代では10%台となっております。

道路環境・交通の便（全体・年代別）

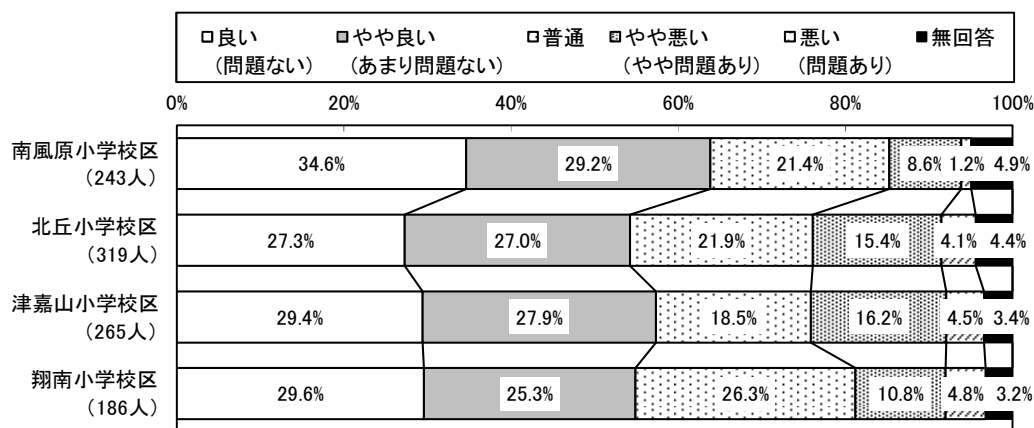


車の渋滞（全体・年代別）

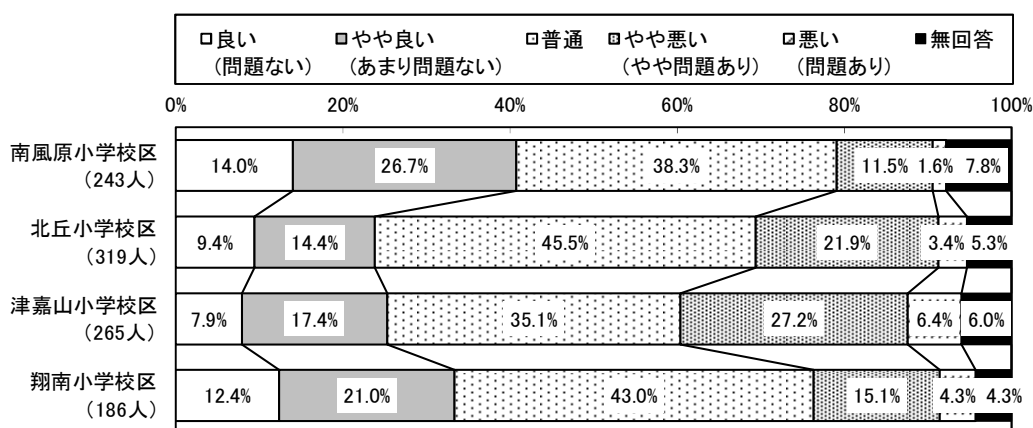


- ・地区別にみると、「道路環境・交通の便」の“良い”は、「南風原小学校区」がもっとも高く、63.8%あります。“悪い”は「津嘉山小学校区」の20.8%や「北丘小学校区」の19.5%が高いです。「車の渋滞」でも“良い”は「南風原小学校区」がもっとも高く、40.7%あります。“悪い”は「津嘉山小学校区」の33.6%でもっとも高いです。

道路環境・交通の便（地区別）

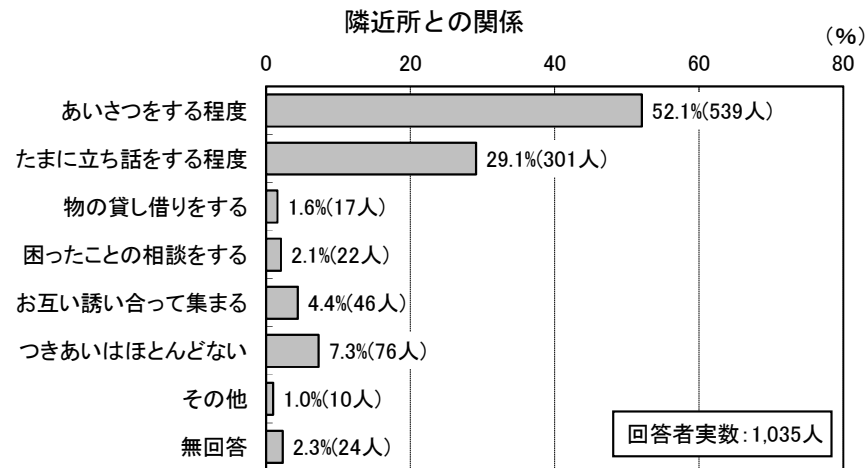


車の渋滞（地区別）



(9) 隣近所との関係

- ・隣近所とのつきあいの状況は、「あいさつをする程度」が52.1%、「たまに立ち話をする程度」が29.1%となっています。
- ・「つきあいはほとんどない」は7.3%となっています。



- ・年代別にみると、あいさつをする程度のつきあいは、「20代」が67.7%、「30代」が65.7%、「40代」が64.0%で高くなっていますが、年代が高くなるほど割合は低くなっています。
- ・反対に、たまに立ち話をする程度のつきあいは、「20代」が10.4%で低く、年代が高くなるほど割合は概ね高くなり「70代」、「80代」は40%台となっています。
- ・「つきあいはほとんどない」は、「20代」が17.7%で高く、それ以外の年代では割合は低く、10%未満となっています。

隣近所との関係（年代別）

	回答者 実数	あいさつを する程度	たまに立 ち話をす る程度	物の貸し借 りをする	困ったこ との相談 をする	お互い誘 い合って 集まる	つきあい はほとん どない	その他	無回答
20代	96人	67.7% (65人)	10.4% (10人)	1.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	17.7% (17人)	1.0% (1人)	2.1% (2人)
30代	198人	65.7% (130人)	20.2% (40人)	0.5% (1人)	1.5% (3人)	3.0% (6人)	6.1% (12人)	1.0% (2人)	2.0% (4人)
40代	214人	64.0% (137人)	22.4% (48人)	0.5% (1人)	1.9% (4人)	1.9% (4人)	6.5% (14人)	0.5% (1人)	2.3% (5人)
50代	145人	53.8% (78人)	26.9% (39人)	1.4% (2人)	1.4% (2人)	7.6% (11人)	6.9% (10人)	0.7% (1人)	1.4% (2人)
60代	183人	42.6% (78人)	39.9% (73人)	2.7% (5人)	1.6% (3人)	4.4% (8人)	7.1% (13人)	1.1% (2人)	0.5% (1人)
70代	122人	27.0% (33人)	45.1% (55人)	1.6% (2人)	3.3% (4人)	8.2% (10人)	6.6% (8人)	2.5% (3人)	5.7% (7人)
80代	73人	24.7% (18人)	43.8% (32人)	6.8% (5人)	8.2% (6人)	9.6% (7人)	2.7% (2人)	0.0% (0人)	4.1% (3人)

- ・地区別にみると、あいさつをする程度のつきあいは、「津嘉山小学校区」、「北丘小学校区」、「南風原小学校区」が50％台と半数以上となっており、「翔南小学校区」は44.1％と他の地区より低くなっております。
- ・たまに立ち話をする程度のつきあいは、「翔南小学校区」が34.9％で他の地区より高く、次に「北丘小学校区」と「南風原小学校区」が30％程度、「津嘉山小学校区」が23.0％となっております。
- ・「つきあいはほとんどない」は「津嘉山小学校区」が9.8％と、比較的高くなっています。

隣近所との関係（地区別）

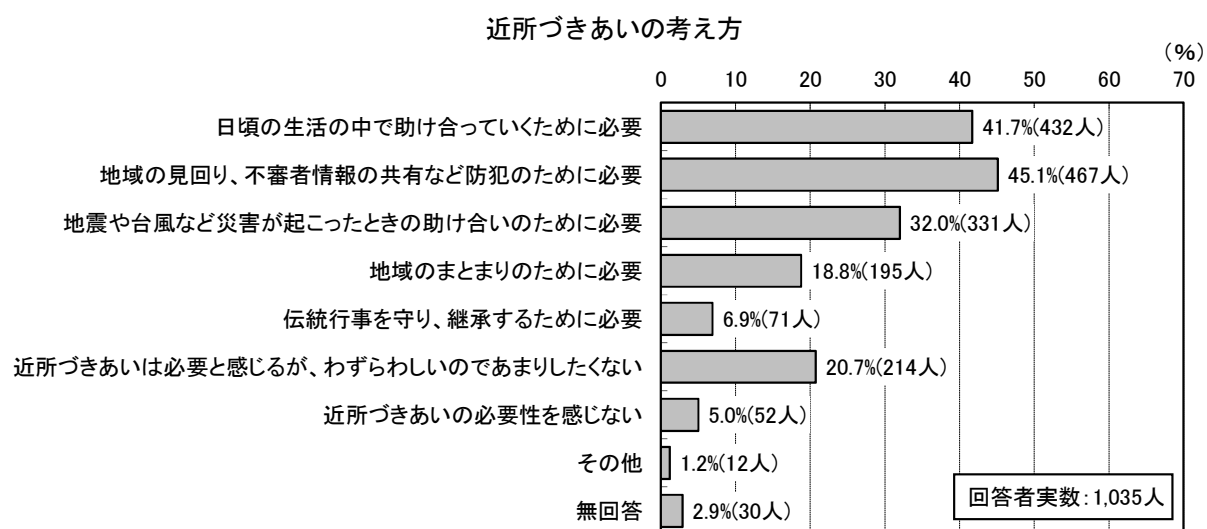
	回答者 実数	あいさつを する程度	たまに立 ち話をする 程度	物の貸し借 りをする	困ったこ との相談 をする	お互い誘 い合っ て集まる	つきあ いはほと んどない	その他	無回答
南風原 小学校区	243人	52.3% (127人)	29.6% (72人)	1.6% (4人)	1.6% (4人)	4.5% (11人)	5.8% (14人)	0.8% (2人)	3.7% (9人)
北丘 小学校区	319人	53.6% (171人)	30.4% (97人)	0.6% (2人)	0.9% (3人)	3.8% (12人)	7.8% (25人)	0.3% (1人)	2.5% (8人)
津嘉山 小学校区	265人	55.8% (148人)	23.0% (61人)	2.3% (6人)	2.3% (6人)	4.5% (12人)	9.8% (26人)	1.1% (3人)	1.1% (3人)
翔南 小学校区	186人	44.1% (82人)	34.9% (65人)	2.2% (4人)	4.8% (9人)	4.8% (9人)	5.4% (10人)	2.2% (4人)	1.6% (3人)

●前回アンケート結果より

- ・隣近所との関係：「あいさつをする程度」40.2％（若い世代でやや高め）
「たまに立ち話をする程度」36.0％（若い世代では低い）
- ・「つきあいはほとんどない」が7.6％（40代以下がやや高め。）

(10) 近所づきあいの考え方（複数回答）

- ・近所づきあいの考え方については、「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」が45.1%でもっとも高く、次に「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が41.7%、「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」が32.0%となっており、これら3つが他の項目より高いです。



- ・地区別にみると、「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」は、「翔南小学校区」は39.2%と他地区より低くなっていますが、そのほかの地区では40%台後半と高くなっています。「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」は、「南風原小学校区」と「翔南小学校区」で40%台後半と高くなっています。「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」は「北丘小学校区」、「津嘉山小学校区」が37%程度で高く、「南風原小学校区」と「翔南小学校区」は20%台と低くなっています。
- ・近所づきあいに否定的な意見は、「北丘小学校区」が30.4%でもっとも高く、次に「津嘉山小学校区」が24.2%、「翔南小学校区」が23.1%、「南風原小学校区」が23.0%となっています。

近所づきあいの考え方（地区別）

	回答者実数	日頃の生活の中で助け合っていくために必要	地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要	地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要	地域のまとまりのために必要	伝統行事を守り、継承するために必要	近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない	近所づきあいの必要性を感じない	その他	無回答
南風原小学校区	243人	47.7% (116人)	46.1% (112人)	26.3% (64人)	22.2% (54人)	6.2% (15人)	19.8% (48人)	3.3% (8人)	0.0% (0人)	3.3% (8人)
北丘小学校区	319人	36.1% (115人)	45.1% (144人)	37.0% (118人)	12.5% (40人)	4.1% (13人)	23.2% (74人)	7.2% (23人)	2.2% (7人)	3.4% (11人)
津嘉山小学校区	265人	40.4% (107人)	48.7% (129人)	37.4% (99人)	17.4% (46人)	6.8% (18人)	17.7% (47人)	6.4% (17人)	1.5% (4人)	1.9% (5人)
翔南小学校区	186人	46.2% (86人)	39.2% (73人)	23.7% (44人)	27.4% (51人)	12.9% (24人)	22.0% (41人)	1.1% (2人)	0.5% (1人)	2.7% (5人)

- 年代別にみると、「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」は若い世代が高く、20代から40代が50%台となっており、そのほかでは80代が高く、43.8%となっています。「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」は年代が上がるとともに割合は高くなり、20代から40代では30%台となっていますが、70代以上では50%以上と高くなっています。「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」は年代による差はあまりみられませんが、比較的若い世代が高く「30代」が37.4%となっています。
- 一方、「近所づきあいが必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」は、30代が26.3%と最も高く、80代が4.1%と最も低くなっています。

近所づきあいの考え方（年代別）

	回答者実数	日頃の生活の中で助け合っていくために必要	地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要	地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要	地域のまとまりのために必要	伝統行事を守り、継承するため必要	近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない	近所づきあいの必要性を感じない	その他	無回答
20代	96人	39.6% (38人)	52.1% (50人)	34.4% (33人)	8.3% (8人)	3.1% (3人)	18.8% (18人)	7.3% (7人)	1.0% (1人)	3.1% (3人)
30代	198人	35.4% (70人)	55.6% (110人)	37.4% (74人)	10.6% (21人)	3.5% (7人)	26.3% (52人)	3.0% (6人)	1.0% (2人)	1.5% (3人)
40代	214人	38.3% (82人)	50.0% (107人)	32.2% (69人)	14.5% (31人)	5.1% (11人)	25.7% (55人)	3.7% (8人)	0.9% (2人)	2.3% (5人)
50代	145人	40.0% (58人)	35.2% (51人)	29.7% (43人)	23.4% (34人)	9.0% (13人)	22.1% (32人)	7.6% (11人)	3.4% (5人)	2.8% (4人)
60代	183人	44.3% (81人)	39.9% (73人)	30.1% (55人)	27.9% (51人)	9.8% (18人)	19.1% (35人)	6.6% (12人)	0.5% (1人)	1.6% (3人)
70代	122人	51.6% (63人)	33.6% (41人)	31.1% (38人)	27.9% (34人)	7.4% (9人)	15.6% (19人)	4.9% (6人)	0.0% (0人)	4.1% (5人)
80代	73人	50.7% (37人)	43.8% (32人)	24.7% (18人)	21.9% (16人)	13.7% (10人)	4.1% (3人)	2.7% (2人)	1.4% (1人)	9.6% (7人)

- ・同居家族別にみると、「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」は、「幼児」と「小学生」と「専門・大学生」がいる世帯が50%台と半数以上を占めています。「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」では、すべての同居家族で30%台後半から40%台とあまり違いはありませんが、「高齢者」が44.9%と最も高くなっております。「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」では、すべての同居家族で20%台半ばから30%台とあまり違いはありませんが、「乳児」が38.9%と最も高くなっております。

近所づきあいの考え方（同居家族別）

	回答者実数	日頃の生活の中で助け合っていくために必要	地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要	地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要	地域のまとまりのために必要	伝統行事を守り、継承するために必要	近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない	近所づきあいの必要性を感じない	その他	無回答
乳児	54人	38.9% (21人)	46.3% (25人)	38.9% (21人)	9.3% (5人)	7.4% (4人)	27.8% (15人)	5.6% (3人)	1.9% (1人)	3.7% (2人)
幼児	179人	43.0% (77人)	59.2% (106人)	34.1% (61人)	11.2% (20人)	3.4% (6人)	19.0% (34人)	3.4% (6人)	0.6% (1人)	1.1% (2人)
高齢者	247人	44.9% (111人)	42.9% (106人)	26.3% (65人)	27.5% (68人)	8.1% (20人)	18.6% (46人)	3.2% (8人)	0.0% (0人)	3.2% (8人)
要介護者	60人	43.3% (26人)	35.0% (21人)	31.7% (19人)	23.3% (14人)	10.0% (6人)	21.7% (13人)	5.0% (3人)	3.3% (2人)	3.3% (2人)
障がい者	80人	42.5% (34人)	32.5% (26人)	27.5% (22人)	17.5% (14人)	13.8% (11人)	21.3% (17人)	5.0% (4人)	1.3% (1人)	7.5% (6人)
小学生	199人	40.2% (80人)	58.8% (117人)	33.7% (67人)	13.1% (26人)	4.0% (8人)	20.1% (40人)	2.5% (5人)	0.5% (1人)	2.0% (4人)
中・高校生	150人	41.3% (62人)	48.7% (73人)	28.7% (43人)	22.7% (34人)	8.0% (12人)	18.0% (27人)	4.0% (6人)	0.7% (1人)	2.0% (3人)
専門・大学生	65人	40.0% (26人)	55.4% (36人)	27.7% (18人)	20.0% (13人)	9.2% (6人)	16.9% (11人)	1.5% (1人)	1.5% (1人)	4.6% (3人)
いずれもいない	319人	39.8% (127人)	38.9% (124人)	34.5% (110人)	18.8% (60人)	7.2% (23人)	23.8% (76人)	7.2% (23人)	1.6% (5人)	1.9% (6人)

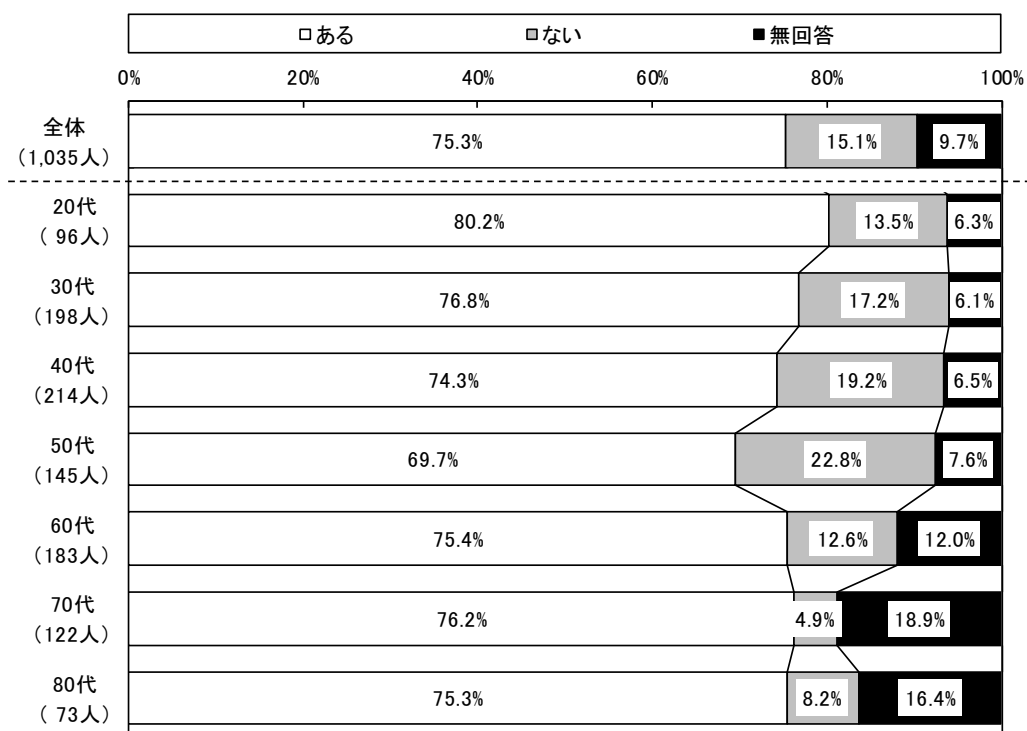
●前回アンケート結果より

- ・近所づきあいは「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が47.3%、翔南小学校区は56.5%
- ・「地域の防犯のために必要」は36.0%。30代でやや高い
- ・「災害が起こったときの助け合いのために必要」は30.7%。津嘉山小学校区、北丘小学校区で30%台。その他の地域は20%台。

(11) 孤立

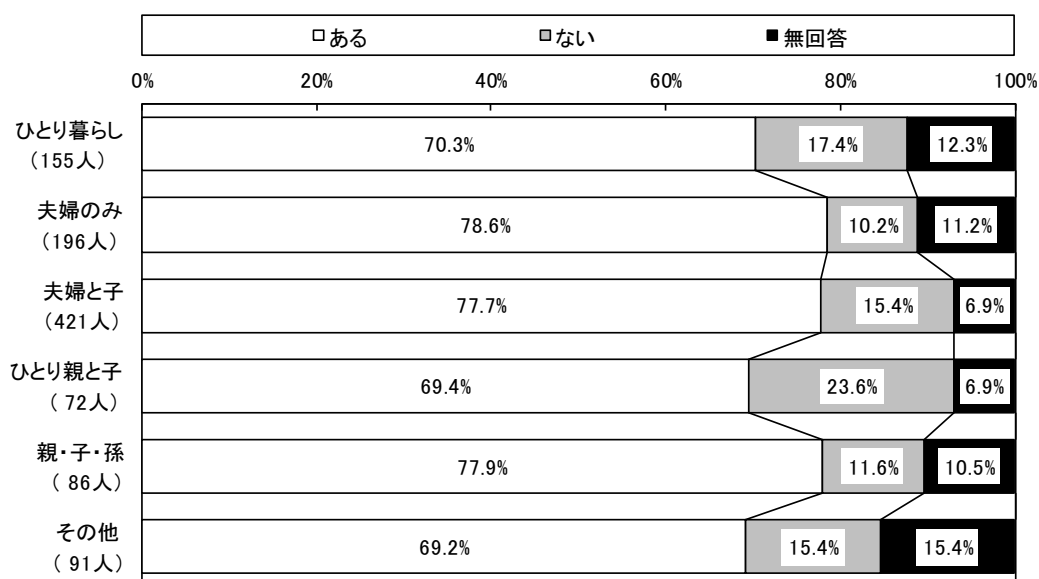
- ・人とふれあう機会については、「ある」が75.3%と大半を占め「ない」が15.1%となっています。
- ・年代別にみると、「ある」は20代が80.2%と最も高く、50代が69.7%と最も低くなっています。また、そのほかの年代では70%半ばとなっています。「ない」は、50代が22.8%、40代が19.2%と高くなっています。

人とふれあう機会の有無（全体・年代別）



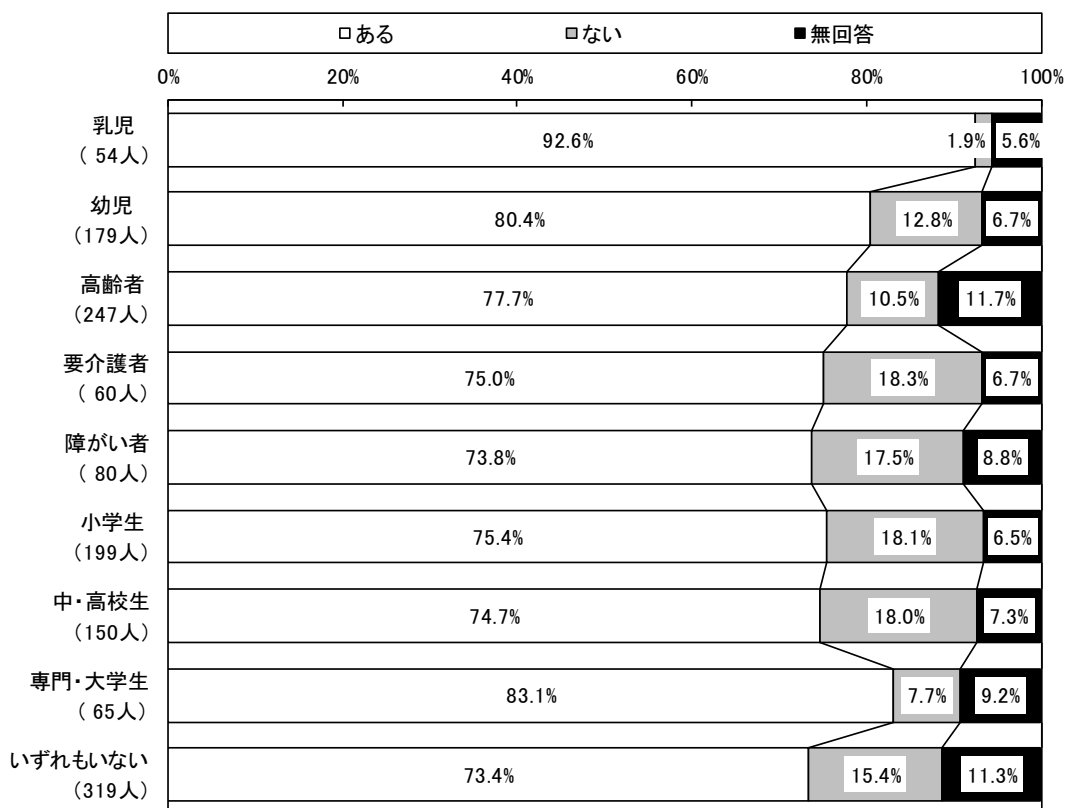
- ・家族構成別でみると、「ある」は夫婦のみが最も高く78.6%あり、ひとり親と子が最も低く69.4%となっています。
- ・「ない」はひとり親と子が最も高く23.6%となっています。

人とふれあう機会の有無（家族構成別）



- ・同居家族別でみると、「ある」は乳児のいる世帯が最も高く92.6%あり、障がい者が最も低く73.8%となっています。
- ・「ない」は要介護者が最も高く18.3%となっています。

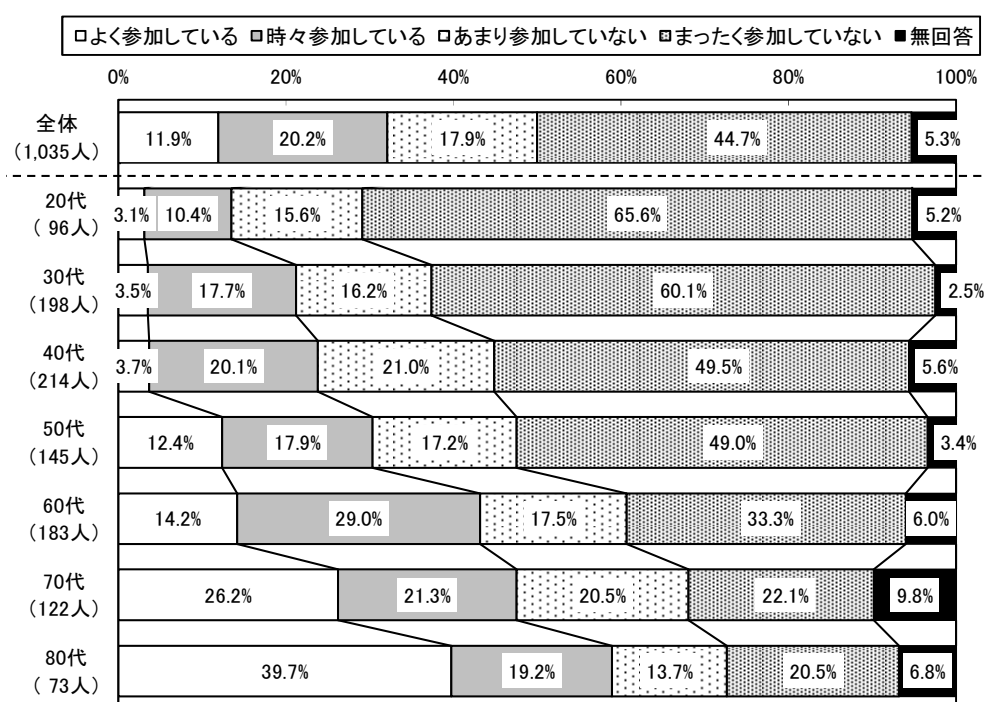
人とふれあう機会の有無（同居家族別）



(12) 地域活動・行事への参加状況

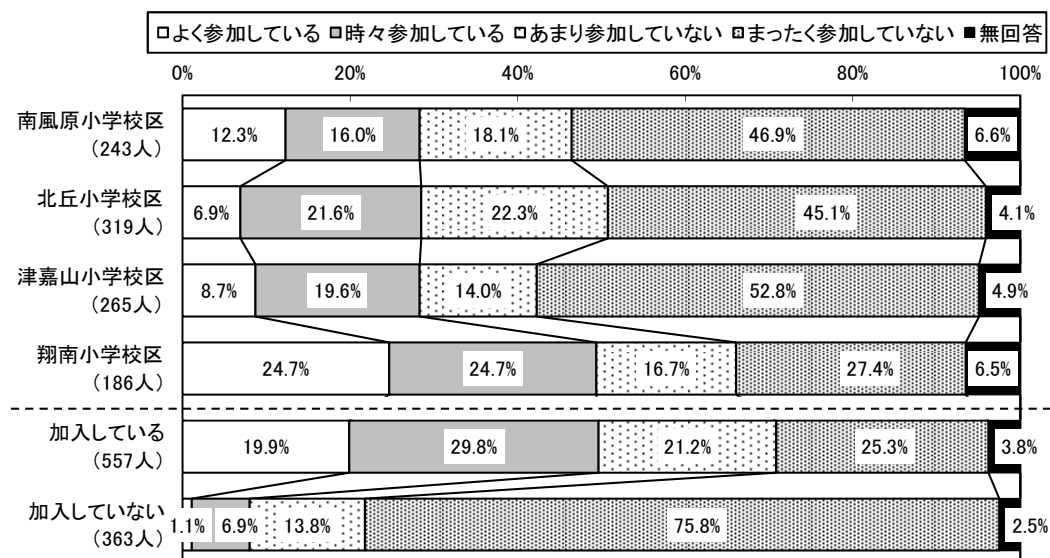
- ・地域活動への参加については、「まったく参加していない」が44.7%、「あまり参加していない」が17.9%で合わせると62.6%となっています。参加している割合は、「よく参加している」が11.9%、「時々参加している」が20.2%で合わせると32.1%となっています。
- ・年代別にみると、「まったく参加していない」と「あまり参加していない」を合わせた参加していない割合は年代があがるとともに割合は低くなっており、「20代」が81.3%に対し、「80代」では34.2%となっています。
- ・「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた参加している割合は、年代があがるとともに割合も高くなっており、「20代」の13.5%に対し、「80代」では58.9%となっています。

地域活動・行事への参加状況（全体・年代別）



- ・地区別にみると、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた参加している割合は「翔南小学校区」が49.5%を占め、その他の地域は20%台後半となっている。
- ・自治会の加入の状況別にみると、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた参加している割合は「加入している」が49.7%、「加入していない」が8.0%程度となっています。加入者の割合が、未加入者の割合を大きく上回っています。

地域活動・行事への参加状況（地区別・自治会加入状況別）

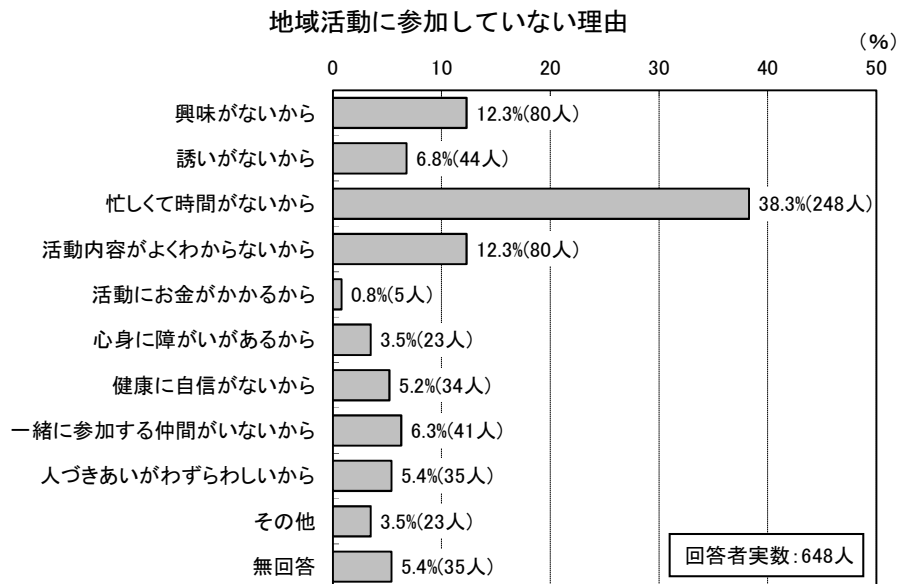


●前回アンケート結果より

- ・地域活動や行事に参加している：40.6%。

(13) 地域活動に参加していない理由

- ・地域活動に参加していない理由としては、「忙しくて時間がないから」が38.3%、「興味がないから」、「活動内容がよくわからないから」が12.3%と高くなっています。
- ・活動がよくわからないといった理由については、活動の周知を行うことで、活動への参加者は増えることが考えられます。

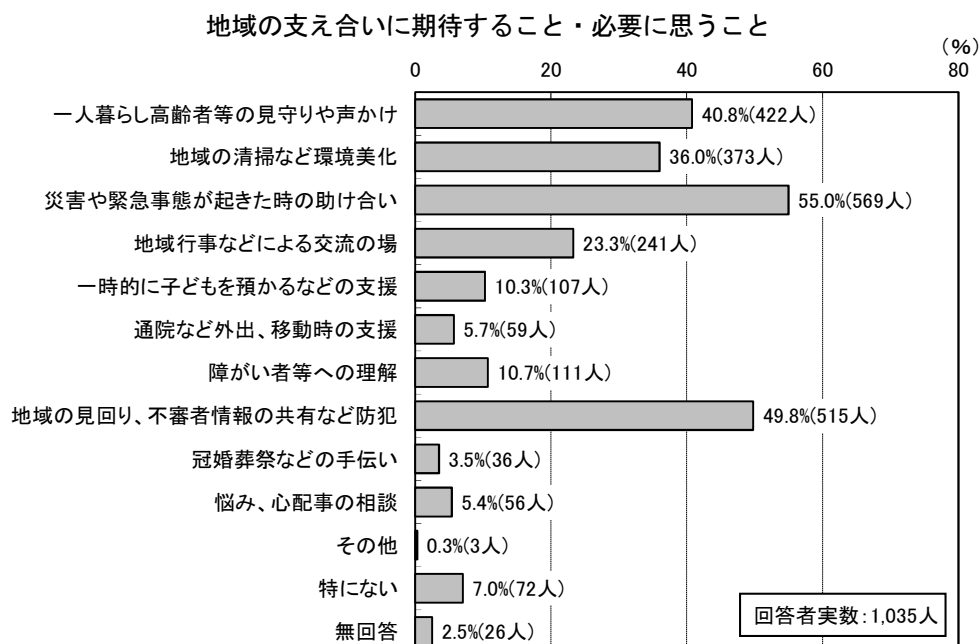


●前回アンケート結果より

- ・参加していない理由は「忙しくて時間がないから」34.3%。また、「興味がないから」が10.6%

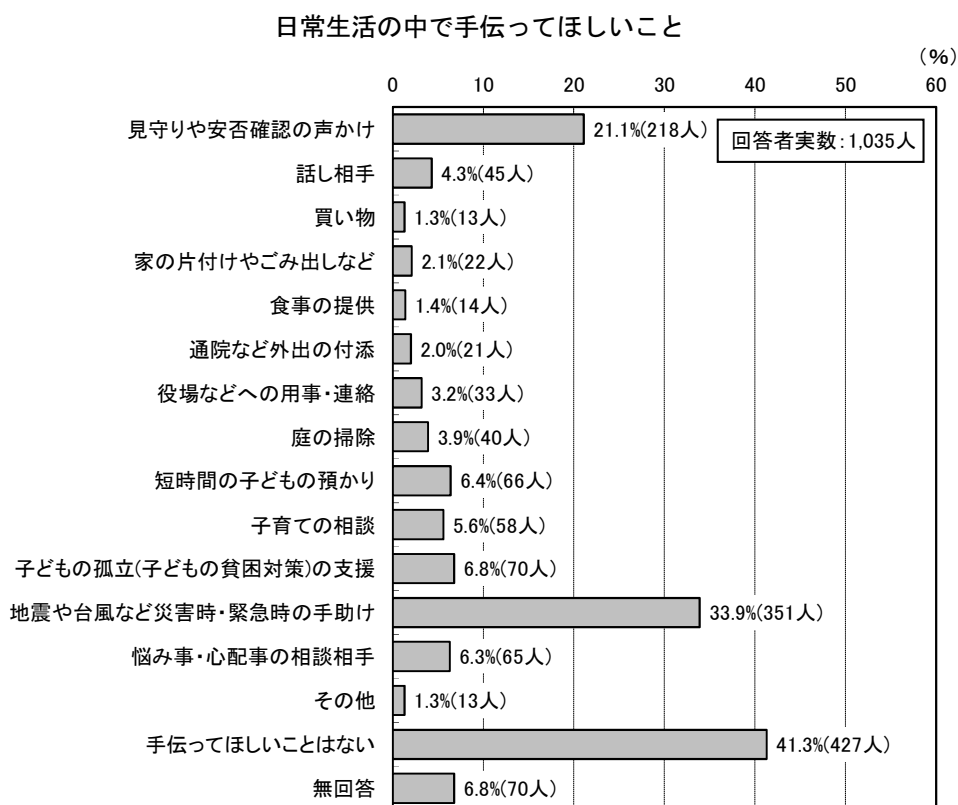
(14) 地域の支え合いに期待すること・必要に思うこと（複数回答）

- ・地域の支え合いに期待すること(必要に思うこと)については、「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」が55.0%でもっとも高いです。次に「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯」の49.8%、「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」40.8%となっています。



(15) 日常生活の中で手伝ってほしいこと（複数回答）

- ・地域の方に日常生活の中で手伝ってほしいことについては、「手伝ってほしいことはない」が41.3%を占めています。
- ・具体的に手伝ってほしいこととしては、「地震や台風など災害時・緊急時の手助け」33.9%、「見守りや安否確認の声かけ」が21.1%で、この2つの手伝いを希望する声が高いです。



- ・同居家族別にみると「地震や台風など災害時・緊急時の手助け」は、「幼児」、「要介護者」が40%台、「乳児」、「小学生」、「高齢者」が30%台後半で高くなっています。「見守りや安否確認の声かけ」は「幼児」が31.3%でもっとも多く、そのほか「乳児」、「小学生」、「要介護者」が20%台後半となっております。

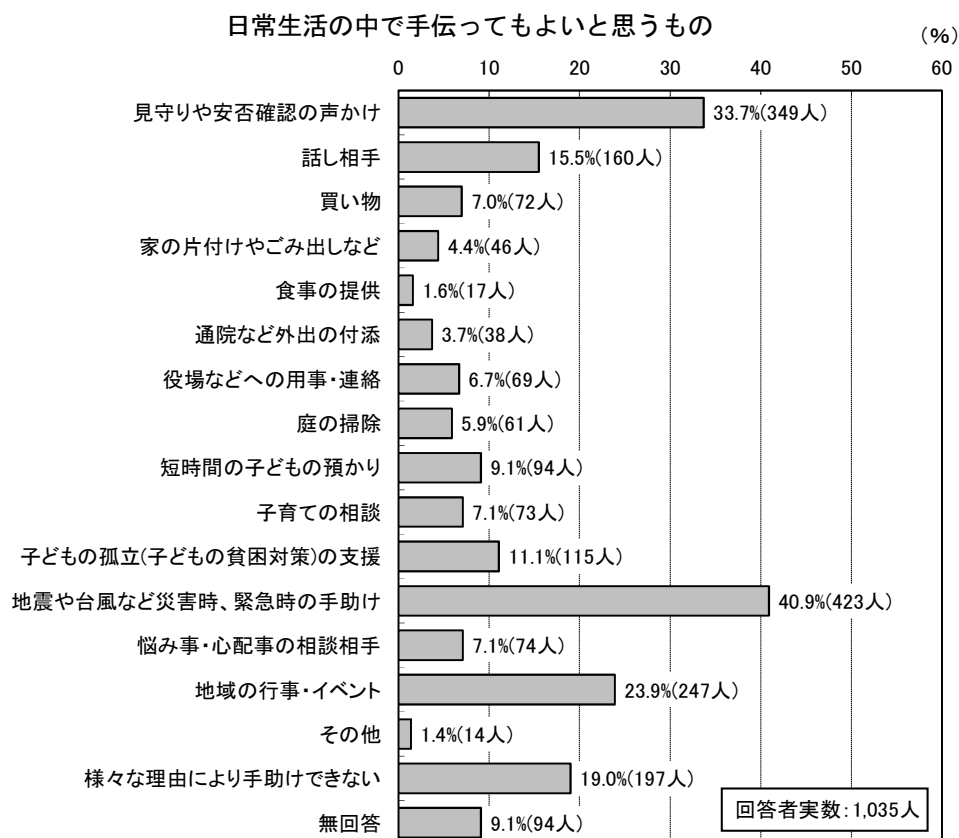
日常生活の中で手伝ってほしいこと（同居家族別）

	回答者実数	見守りや安否確認の声かけ	話し相手	買い物	家の片付けやごみ出しなど	食事の提供	通院など外出の付添	役場などへの用事・連絡	庭の掃除
乳児	54人	27.8% (15人)	0.0% (0人)	1.9% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	3.7% (2人)	0.0% (0人)
幼児	179人	31.3% (56人)	0.6% (1人)	0.0% (0人)	0.6% (1人)	0.0% (0人)	1.7% (3人)	2.2% (4人)	1.1% (2人)
高齢者	247人	18.6% (46人)	6.1% (15人)	2.0% (5人)	4.0% (10人)	2.4% (6人)	4.0% (10人)	2.8% (7人)	5.3% (13人)
要介護者	60人	25.0% (15人)	11.7% (7人)	8.3% (5人)	5.0% (3人)	6.7% (4人)	11.7% (7人)	10.0% (6人)	13.3% (8人)
障がい者	80人	15.0% (12人)	8.8% (7人)	3.8% (3人)	7.5% (6人)	2.5% (2人)	2.5% (2人)	5.0% (4人)	11.3% (9人)
小学生	199人	26.1% (52人)	2.5% (5人)	0.0% (0人)	1.5% (3人)	0.0% (0人)	1.5% (3人)	3.0% (6人)	1.5% (3人)
中・高校生	150人	24.7% (37人)	4.0% (6人)	0.7% (1人)	2.7% (4人)	1.3% (2人)	2.0% (3人)	4.0% (6人)	2.7% (4人)
専門・大学生	65人	21.5% (14人)	1.5% (1人)	0.0% (0人)	4.6% (3人)	1.5% (1人)	0.0% (0人)	1.5% (1人)	4.6% (3人)
いずれもない	319人	17.6% (56人)	5.3% (17人)	1.3% (4人)	1.3% (4人)	1.6% (5人)	0.6% (2人)	2.8% (9人)	3.4% (11人)

	回答者実数	短時間の子ども預かり	子育ての相談	子どもの孤立（子どもの貧困）対策の支援	地震や台風など災害時・緊急時の手助け	悩み事・心配事の相談相手	その他	手伝ってほしいことはない	無回答
乳児	54人	27.8% (15人)	18.5% (10人)	11.1% (6人)	38.9% (21人)	3.7% (2人)	0.0% (0人)	24.1% (13人)	3.7% (2人)
幼児	179人	20.7% (37人)	13.4% (24人)	14.5% (26人)	43.6% (78人)	3.9% (7人)	0.6% (1人)	29.1% (52人)	1.7% (3人)
高齢者	247人	2.8% (7人)	1.6% (4人)	3.2% (8人)	37.2% (92人)	8.9% (22人)	0.8% (2人)	42.9% (106人)	8.9% (22人)
要介護者	60人	3.3% (2人)	3.3% (2人)	6.7% (4人)	41.7% (25人)	8.3% (5人)	1.7% (1人)	31.7% (19人)	10.0% (6人)
障がい者	80人	3.8% (3人)	5.0% (4人)	6.3% (5人)	20.0% (16人)	8.8% (7人)	0.0% (0人)	40.0% (32人)	13.8% (11人)
小学生	199人	8.5% (17人)	9.0% (18人)	15.6% (31人)	38.7% (77人)	3.5% (7人)	0.5% (1人)	37.2% (74人)	4.0% (8人)
中・高校生	150人	3.3% (5人)	2.7% (4人)	8.0% (12人)	32.0% (48人)	8.7% (13人)	0.7% (1人)	47.3% (71人)	5.3% (8人)
専門・大学生	65人	1.5% (1人)	0.0% (0人)	3.1% (2人)	36.9% (24人)	3.1% (2人)	0.0% (0人)	41.5% (27人)	7.7% (5人)
いずれもない	319人	3.1% (10人)	4.1% (13人)	4.1% (13人)	29.8% (95人)	5.3% (17人)	2.5% (8人)	47.6% (152人)	6.6% (21人)

(16) 日常生活の中で手伝ってもよいと思うもの（複数回答）

・地域の方へ日常生活の中で手伝ってもよいと思うものについては、「地震や台風など災害時、緊急時の手助け」40.9%でもっとも多く、年代別でみると、年代が高くなるほど低くなる傾向にあり、20代では49.0%と半数近くを占めますが、80代では12.3%となっています。次いで「見守りや安否確認の声かけ」が33.7%で、年代別でみると、20代、30代が40%台あります。次に「地域の行事・イベント」が23.9%となっています。



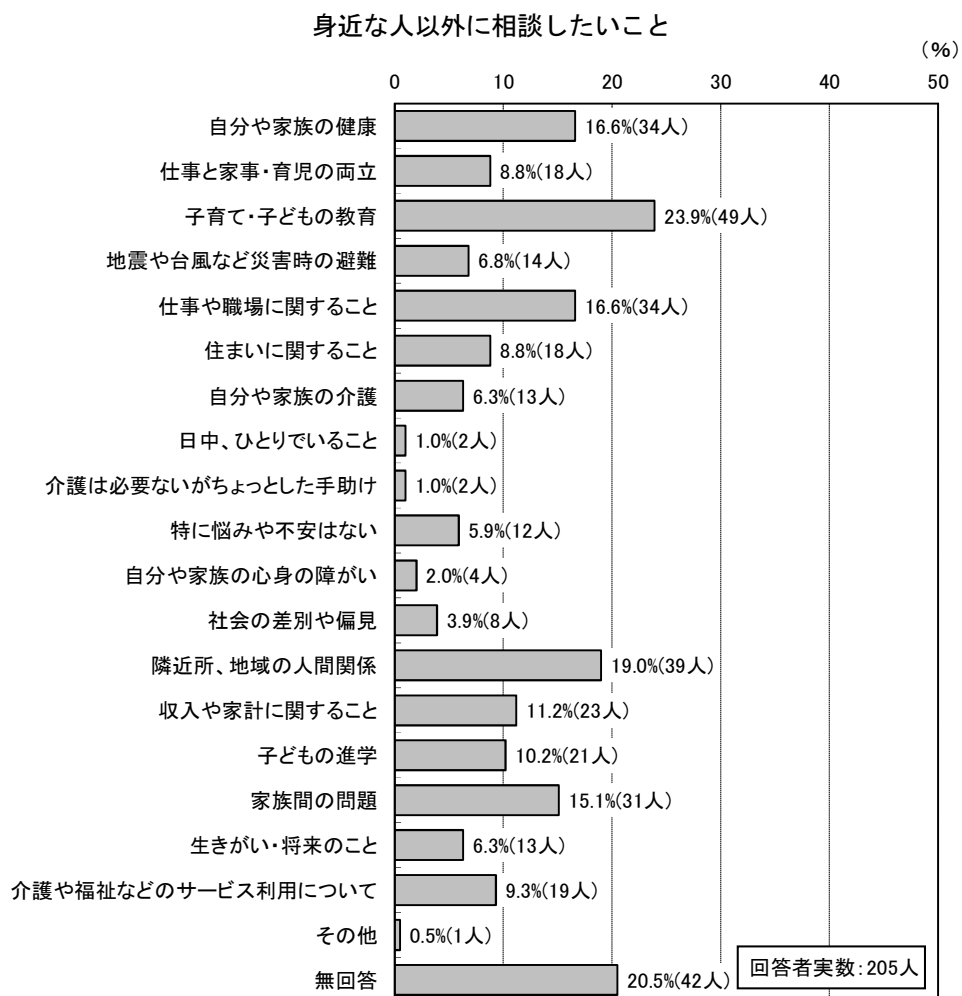
日常生活の中で手伝ってもよいと思うもの（年代別）

	回答者実数	見守りや安否確認の声かけ	話し相手	買い物	家の片付けやごみ出しなど	食事の提供	通院など外出の付添	役場などへの用事・連絡	庭の掃除	短時間の子ども預かり
20代	96人	41.7% (40人)	18.8% (18人)	2.1% (2人)	4.2% (4人)	2.1% (2人)	3.1% (3人)	5.2% (5人)	6.3% (6人)	5.2% (5人)
30代	198人	43.9% (87人)	18.2% (36人)	8.1% (16人)	6.6% (13人)	1.0% (2人)	3.0% (6人)	8.1% (16人)	7.6% (15人)	14.6% (29人)
40代	214人	36.0% (77人)	15.0% (32人)	10.3% (22人)	4.2% (9人)	0.9% (2人)	4.2% (9人)	7.9% (17人)	6.1% (13人)	11.7% (25人)
50代	145人	29.0% (42人)	9.7% (14人)	10.3% (15人)	4.8% (7人)	2.1% (3人)	4.1% (6人)	4.1% (6人)	4.1% (6人)	8.3% (12人)
60代	183人	29.5% (54人)	14.2% (26人)	4.9% (9人)	4.4% (8人)	2.7% (5人)	2.7% (5人)	5.5% (10人)	7.1% (13人)	8.7% (16人)
70代	122人	25.4% (31人)	10.7% (13人)	3.3% (4人)	3.3% (4人)	0.8% (1人)	4.1% (5人)	9.8% (12人)	4.1% (5人)	3.3% (4人)
80代	73人	20.5% (15人)	28.8% (21人)	5.5% (4人)	1.4% (1人)	2.7% (2人)	5.5% (4人)	4.1% (3人)	4.1% (3人)	4.1% (3人)

	回答者実数	子育ての相談	子どもの孤立（子どもの貧困対策）の支援	地震や台風など災害時、緊急時の手助け	悩み事・心配事の相談相手	地域の行事・イベント	その他	様々な理由により手助けできない	無回答
20代	96人	9.4% (9人)	14.6% (14人)	49.0% (47人)	4.2% (4人)	20.8% (20人)	1.0% (1人)	19.8% (19人)	4.2% (4人)
30代	198人	13.1% (26人)	14.6% (29人)	48.0% (95人)	7.6% (15人)	26.8% (53人)	1.5% (3人)	16.2% (32人)	1.5% (3人)
40代	214人	9.3% (20人)	13.1% (28人)	40.7% (87人)	8.4% (18人)	27.6% (59人)	1.9% (4人)	19.6% (42人)	4.2% (9人)
50代	145人	4.8% (7人)	12.4% (18人)	47.6% (69人)	5.5% (8人)	18.6% (27人)	1.4% (2人)	18.6% (27人)	9.0% (13人)
60代	183人	3.3% (6人)	9.8% (18人)	41.5% (76人)	6.0% (11人)	28.4% (52人)	0.5% (1人)	20.2% (37人)	10.4% (19人)
70代	122人	2.5% (3人)	4.1% (5人)	32.8% (40人)	8.2% (10人)	21.3% (26人)	1.6% (2人)	18.0% (22人)	22.1% (27人)
80代	73人	2.7% (2人)	4.1% (3人)	12.3% (9人)	11.0% (8人)	12.3% (9人)	1.4% (1人)	23.3% (17人)	26.0% (19人)

(17) 身近な人以外に相談したいこと（複数回答）

- ・身近な人以外に相談したいことは、「子育て・子どもの教育」が23.9%でもっとも多く、次いで「隣近所、地域の人間関係」が19.0%となっております。



- ・年代別にみると、「子育て・子どもの教育」は20代から40代で多く、30代は特に高く43.1%あります。「隣近所、地域の人間関係」は60代でもっとも多く29.6%あり、次いで30代、40代で20%程度となっております。

身近な人以外に相談したいこと（年代別）

	回答者実数	健康 自分や家族の	仕事と家事・育 児の両立	子育て・子ども の教育	地震や台風など 災害時の避難	仕事や職場に 関すること	住まいに関す ること	介護 自分や家族の	日中、ひとりで いること	介護は必要ないがちょ っとした手助け	特に悩みや不 安はない
20代	18人	16.7% (3人)	5.6% (1人)	22.2% (4人)	5.6% (1人)	11.1% (2人)	11.1% (2人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	5.6% (1人)
30代	58人	19.0% (11人)	19.0% (11人)	43.1% (25人)	12.1% (7人)	22.4% (13人)	12.1% (7人)	6.9% (4人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	1.7% (1人)
40代	53人	15.1% (8人)	7.5% (4人)	32.1% (17人)	3.8% (2人)	22.6% (12人)	3.8% (2人)	1.9% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	9.4% (5人)
50代	26人	15.4% (4人)	3.8% (1人)	7.7% (2人)	7.7% (2人)	19.2% (5人)	7.7% (2人)	7.7% (2人)	0.0% (0人)	3.8% (1人)	7.7% (2人)
60代	27人	22.2% (6人)	3.7% (1人)	3.7% (1人)	3.7% (1人)	7.4% (2人)	11.1% (3人)	22.2% (6人)	3.7% (1人)	0.0% (0人)	7.4% (2人)
70代	11人	9.1% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	9.1% (1人)	0.0% (0人)	9.1% (1人)	0.0% (0人)	9.1% (1人)	9.1% (1人)	0.0% (0人)
80代	12人	8.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	8.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	8.3% (1人)

	回答者実数	自分や家族の心 身の障がい	社会の差別や偏 見	隣近所、地域の人 間関係	収入や家計に関 すること	子どもの進学	家族間の問題	生きがい・将来の こと	介護や福祉などのサー ビス利用について	その他	無回答
20代	18人	0.0% (0人)	5.6% (1人)	11.1% (2人)	5.6% (1人)	11.1% (2人)	27.8% (5人)	5.6% (1人)	16.7% (3人)	5.6% (1人)	16.7% (3人)
30代	58人	0.0% (0人)	3.4% (2人)	20.7% (12人)	12.1% (7人)	6.9% (4人)	17.2% (10人)	6.9% (4人)	3.4% (2人)	0.0% (0人)	8.6% (5人)
40代	53人	1.9% (1人)	0.0% (0人)	20.8% (11人)	20.8% (11人)	9.4% (5人)	13.2% (7人)	3.8% (2人)	7.5% (4人)	0.0% (0人)	13.2% (7人)
50代	26人	11.5% (3人)	7.7% (2人)	15.4% (4人)	11.5% (3人)	15.4% (4人)	19.2% (5人)	11.5% (3人)	19.2% (5人)	0.0% (0人)	19.2% (5人)
60代	27人	0.0% (0人)	7.4% (2人)	29.6% (8人)	3.7% (1人)	22.2% (6人)	14.8% (4人)	7.4% (2人)	14.8% (4人)	0.0% (0人)	25.9% (7人)
70代	11人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	9.1% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	9.1% (1人)	9.1% (1人)	0.0% (0人)	54.5% (6人)
80代	12人	0.0% (0人)	8.3% (1人)	8.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	75.0% (9人)

- ・性別にみると、「子育て・子どもの教育」は女性の方が高く27.9%あり、男性は14.0%となっております。反対に「隣近所、地域の人間関係」では男性が高く24.6%、女性は17.0%となっております。

身近な人以外に相談したいこと（性別）

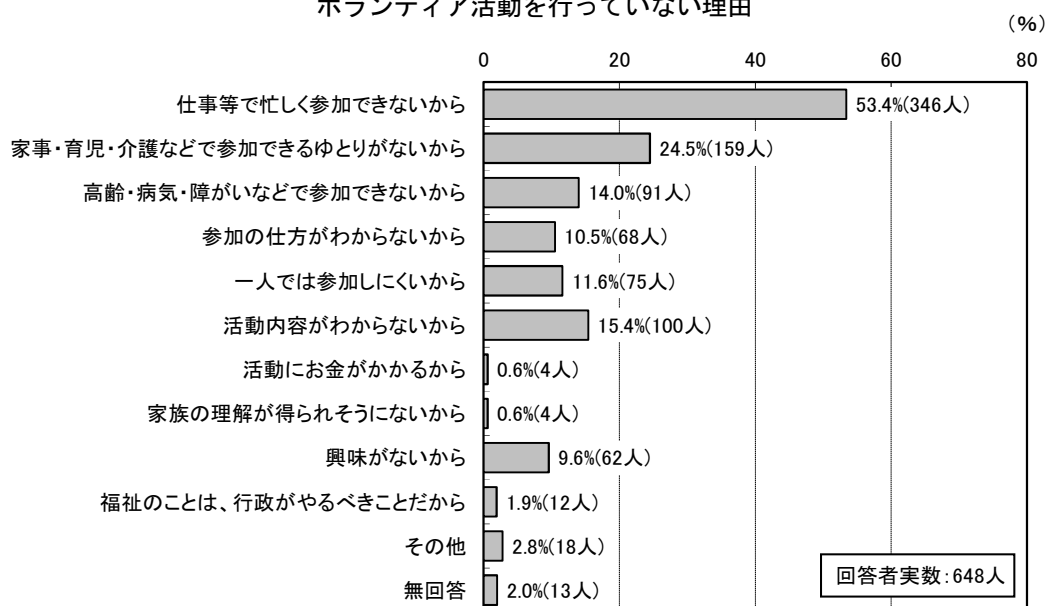
	回答者実数	健康 自分や家族の	仕事と家事・育 児の両立	子育て・子ども の教育	地震や台風など 災害時の避難	仕事や職場に 関すること	住まいに関す ること	介護 自分や家族の	日中、ひとり でいること	介護は必要ないが ちょっとした手助け	特に悩みや不 安はない
男性	57人	12.3% (7人)	7.0% (4人)	14.0% (8人)	3.5% (2人)	22.8% (13人)	8.8% (5人)	1.8% (1人)	1.8% (1人)	0.0% (0人)	1.8% (1人)
女性	147人	18.4% (27人)	9.5% (14人)	27.9% (41人)	8.2% (12人)	13.6% (20人)	8.8% (13人)	8.2% (12人)	0.7% (1人)	1.4% (2人)	7.5% (11人)

	回答者実数	自分や家族の 心身の障がい	社会の差別や 偏見	隣近所、地域の 人間関係	収入や家計に 関すること	子どもの進学	家族間の問題	生きがい・将来 のこと	介護福祉などのサ ービス利用について	その他	無回答
男性	57人	0.0% (0人)	5.3% (3人)	24.6% (14人)	7.0% (4人)	7.0% (4人)	10.5% (6人)	5.3% (3人)	5.3% (3人)	0.0% (0人)	28.1% (16人)
女性	147人	2.7% (4人)	3.4% (5人)	17.0% (25人)	12.9% (19人)	11.6% (17人)	17.0% (25人)	6.8% (10人)	10.9% (16人)	0.7% (1人)	17.7% (26人)

(18) ボランティア活動を行っていない理由（複数回答）

- ・ボランティア活動を行っていない理由については、「仕事等で忙しく参加できないから」が53.4%、「家事・育児・介護などで参加できるゆとりがないから」が24.5%と時間的な余裕がないという回答が高くなっています。次いで、「活動内容がわからないから」が15.4%となっています。

ボランティア活動を行っていない理由



- ・年代別にみると、「仕事等で忙しく参加できないから」は20代～40代で60%台、50代では74.7%となっています。「家事・育児・介護などで参加できるゆとりがないから」は30代、40代で40%台、他の年代では10%台以下となっています。「活動内容がわからないから」は50代がもっとも高く20.9%、他の年代では10%台以下となっています。

ボランティア活動を行っていない理由（年代別）

	回答者実数	仕事等で忙しく参加できないから	家事・育児・介護などで参加できるゆとりがないから	高齢・病気・障がいなどで参加できないから	参加の仕方がわからないから	一人では参加しにくいから	活動内容がわからないから
20代	59人	61.0% (36人)	16.9% (10人)	5.1% (3人)	13.6% (8人)	10.2% (6人)	16.9% (10人)
30代	126人	65.1% (82人)	45.2% (57人)	2.4% (3人)	15.1% (19人)	8.7% (11人)	11.1% (14人)
40代	137人	62.0% (85人)	42.3% (58人)	2.2% (3人)	8.8% (12人)	13.9% (19人)	15.3% (21人)
50代	91人	74.7% (68人)	15.4% (14人)	7.7% (7人)	13.2% (12人)	11.0% (10人)	20.9% (19人)
60代	116人	43.1% (50人)	11.2% (13人)	12.1% (14人)	10.3% (12人)	8.6% (10人)	17.2% (20人)
70代	76人	23.7% (18人)	6.6% (5人)	36.8% (28人)	5.3% (4人)	19.7% (15人)	14.5% (11人)
80代	40人	12.5% (5人)	5.0% (2人)	80.0% (32人)	2.5% (1人)	10.0% (4人)	10.0% (4人)

	回答者実数	活動にお金がかかるから	家族の理解が得られそうにないから	興味がなから	福祉のことは、行政がやるべきことだから	その他	無回答
20代	59人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	13.6% (8人)	1.7% (1人)	6.8% (4人)	3.4% (2人)
30代	126人	0.0% (0人)	0.8% (1人)	9.5% (12人)	0.0% (0人)	0.8% (1人)	0.8% (1人)
40代	137人	0.7% (1人)	0.0% (0人)	8.0% (11人)	0.0% (0人)	3.6% (5人)	2.2% (3人)
50代	91人	1.1% (1人)	1.1% (1人)	5.5% (5人)	2.2% (2人)	1.1% (1人)	0.0% (0人)
60代	116人	1.7% (2人)	0.0% (0人)	14.7% (17人)	2.6% (3人)	4.3% (5人)	3.4% (4人)
70代	76人	0.0% (0人)	2.6% (2人)	11.8% (9人)	6.6% (5人)	1.3% (1人)	2.6% (2人)
80代	40人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	2.5% (1人)	2.5% (1人)	2.5% (1人)

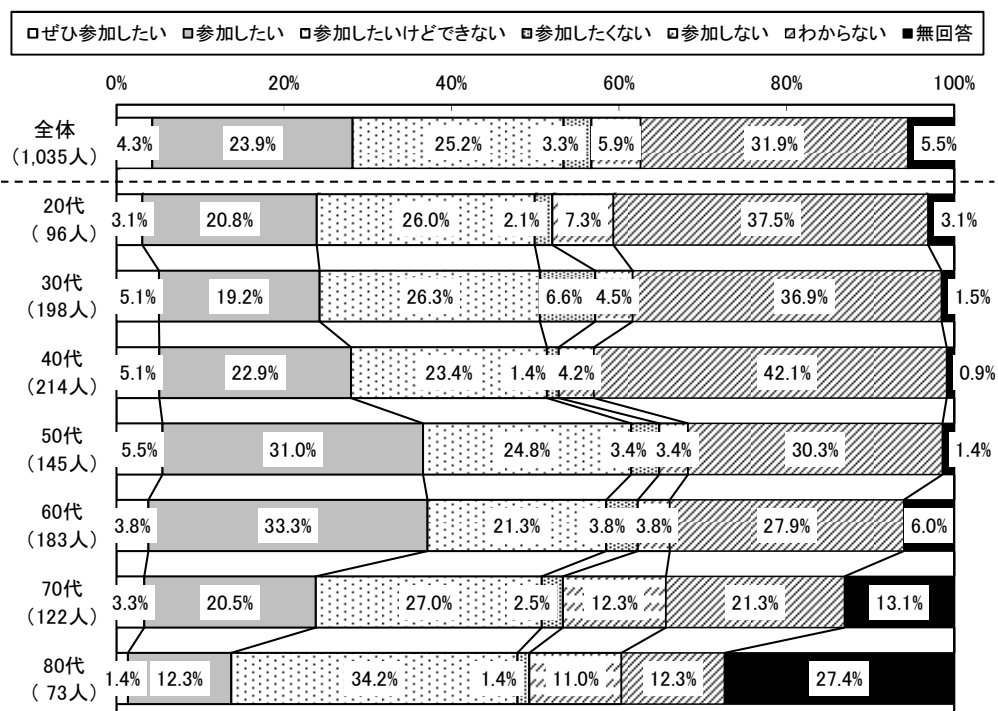
●前回アンケート結果より

- ・ボランティアに参加しない理由は「仕事等で忙しく参加できないから」43.8%、「家事・育児・介護などで参加できるゆとりがないから」20.1%、「高齢・病気・障がいなどで参加できないから」20.5%、「活動内容がわからないから」15.7%

(19) 今後のボランティア活動への参加意向

- ・今後のボランティア活動への参加意向については、「わからない」がもっとも多く31.9%、参加したい割合は、「参加したいけどできない」が25.2%、「参加したい」23.9%、「ぜひ参加したい」4.3%で合わせると、53.4%を占めます。

今後のボランティア活動への参加意向（全体・年代別）

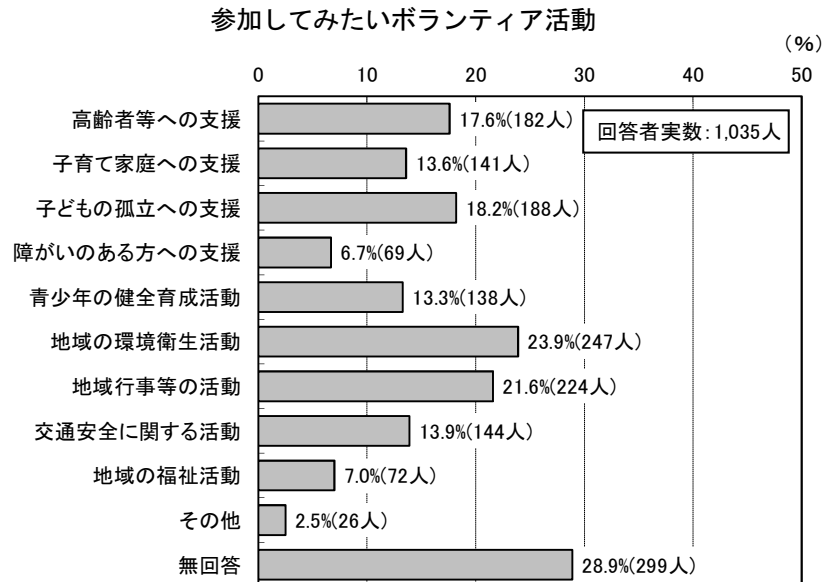


●前回アンケート結果より

- ・参加したい割合は、「参加したいけどできない」29.0%、「参加したい」26.9%、「ぜひ参加したい」5.0%で合わせると60.9%

(20) 参加してみたいボランティア活動（複数回答）

- ・今後、参加してみたいと思うボランティア活動については、「地域の環境衛生活動」が23.9%でもっとも高く、続いて「地域行事等の活動」が21.6%、「子どもの孤立への支援」が18.2%、「高齢者等への支援」が17.6%となっています。



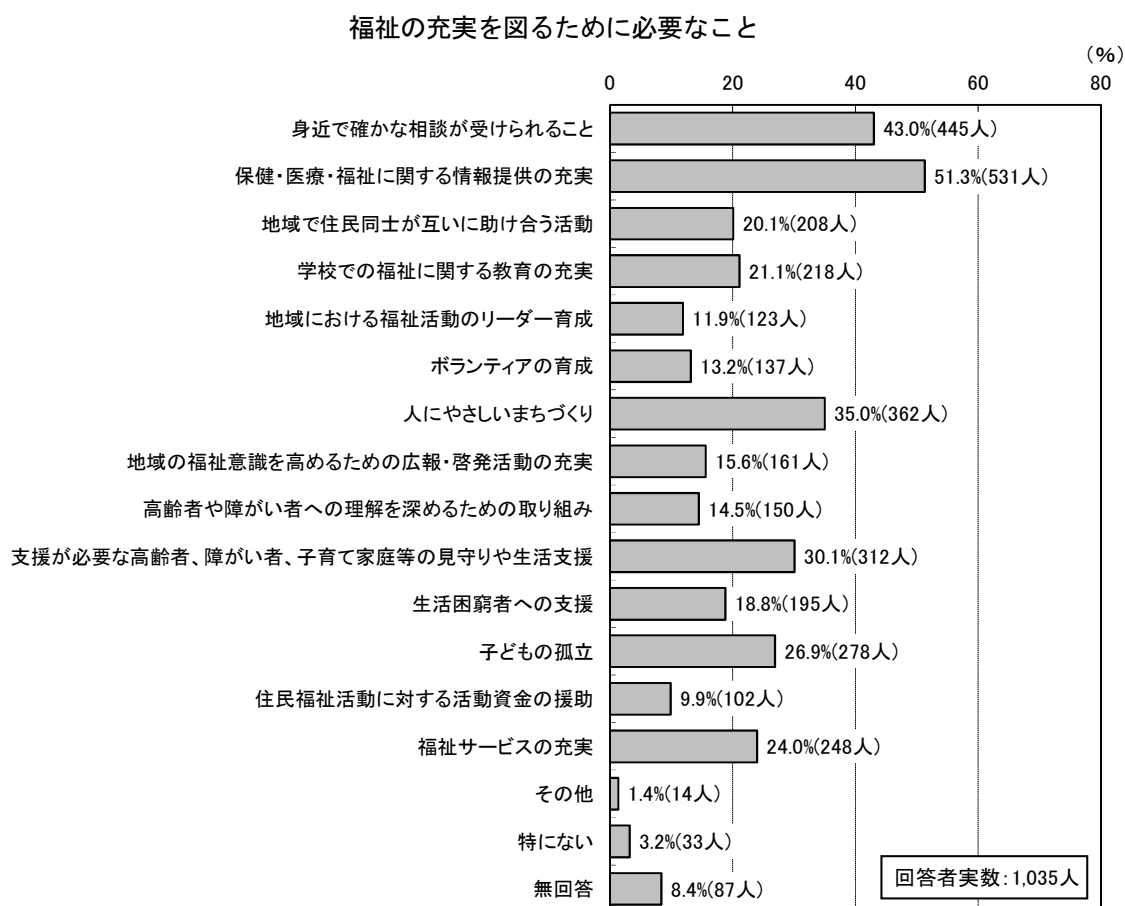
- ・性別にみると、「青少年の健全育成活動」、「地域の環境衛生活動」、「地域行事等の活動」、「交通安全に関する活動」の4つのボランティア活動の意向については、いずれも男性の割合が高く、中でも「地域の環境衛生活動」では「女性」の割合を16.6ポイント上回っており、男女差がもっとも大きくなっています。
- ・女性では、「高齢者等への支援」や「子育て家庭への支援」、「子どもの孤立への支援」、「障がいのある方への支援」、「地域の福祉活動」が男性より高く、中でも「子育て家庭への支援」では「男性」の割合を12.7ポイント上回っています。

参加してみたいボランティア活動（性別）

	回答者実数	支援 高齢者等への	の支援 子育て家庭への	への支援 子どもの孤立	方への支援 障がいのある	育成活動 青少年の健全	生活動 地域の環境衛	活動 地域行事等の	する活動 交通安全に関	動 地域の福祉活	その他	無回答
男性	408人	14.2% (58人)	5.9% (24人)	12.7% (52人)	4.4% (18人)	22.1% (90人)	33.8% (138人)	23.8% (97人)	16.9% (69人)	4.9% (20人)	2.7% (11人)	26.7% (109人)
女性	622人	19.8% (123人)	18.6% (116人)	21.5% (134人)	8.2% (51人)	7.7% (48人)	17.2% (107人)	20.3% (126人)	12.1% (75人)	8.4% (52人)	2.4% (15人)	30.4% (189人)
割合の差		△ 5.6	△ 12.7	△ 8.8	△ 3.8	+ 14.4	+ 16.6	+ 3.5	+ 4.8	△ 3.5	+ 0.3	△ 3.7

(21) 福祉の充実を図るために必要なこと（複数回答）

- ・南風原町における福祉の充実を図るために、必要なことについては、「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」が51.3%でもっとも高いです。
- ・また、「身近で確かな相談が受けられること」が43.0%、「人にやさしいまちづくり」が35.0%で比較的高くなっています。



●前回アンケート結果より

- ・「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」が58.0%でもっとも高い
- ・次いで「身近で確かな相談が受けられること」54.8%、「支援が必要な高齢者、障がい者、子育て家庭等の見守りや生活支援」36.4%、「人にやさしいまちづくり」35.2%。

3 調査結果のまとめ(考察)

＜世帯について＞ ～子育て世代、アパート世帯が多くなっている

- 調査では、20代から40代の「子育て世代」が多くなっているほか、これらの世代では「賃貸のアパート住まい」が大半を占めている。
- また、津嘉山小学校区で人口増加が著しくなっているが、調査より、この地区の「持ち家率」が前回調査より大幅に下がり、若い世代の「アパート世帯」が急増しており、賃貸アパートに住む割合は、4小学校区の中で最も高く5割を超えている。
- 町内でのアパート世帯の増加が一つのポイントであり、このことは、後述するように「若い世代（子育て世代）の増加」、「自治会加入率の低下」、「地域福祉活動への参加の低下」など、地域のつながりの希薄に影響を与えている。その大きな理由として「仕事や子育てが忙しい」ことがあげられている。子育て世代は日々の生活・仕事・子育てにほとんどの時間をかけているため、地域活動等に参加したり気持ちを向けるゆとりがないことがうかがえる。

＜自治会加入について＞ ～自治会への加入は、若い世代、アパート世帯で低い

- 自治会の加入率は5割程度で、特に60代以上は約7割を超えているが、40代以下では5割に満たない状況にあり、さらに30代や20代では3割程度にとどまっている。
- アパート世帯では加入率が2割程度と低く、さらに町内への居住年数が短いほどその割合は低くなっている（居住年数5年未満は2割以下）。
- アパート世帯が急増している津嘉山小学校区ではこの状況が顕著で、自治会加入率43%と、他の小学校より低くなっている。

＜地域の支え合い＞ ～高齢者や要介護者だけではなく、乳幼児のいる世帯も地域支援を求めている ～防犯や防災の取り組みが必要とされている

- 近所付き合いの必要性を尋ねる問いでは、20代から40代は「地域の防犯(見回り、不審者情報共有など)」、「災害時の助け合い」のために必要という回答が多くなっている。これが70代や80代では、「日頃の助け合い」という生活支援を挙げる声が多い。
- 地域の支え合いというと、高齢者への支援がすぐ思い浮かぶが、高齢者や要介護者のいる世帯で「日頃の助け合い」と回答する割合（4割程度）より、幼児や小学生等子どもがいる世帯を中心に、「地域の防犯(見回り、不審者情報共有など)」という回答が高く（6割程度）なっている。近所づきあいでは高齢者の見守り等支援だけではなく、子育て世帯への支援、特に防犯や防災に関する支え合いも求められている。
- また、地域の支え合いに期待することとしても、「災害時の助け合い」や「地域の防犯(見回り、不審者情報共有など)」、「一人暮らし高齢者等の見守り」が多く挙げられており、地域活動は子育てや仕事があり忙しくて参加できないとしながらも、こういった点で地域支え合いの必要性は感じていることがわかる。

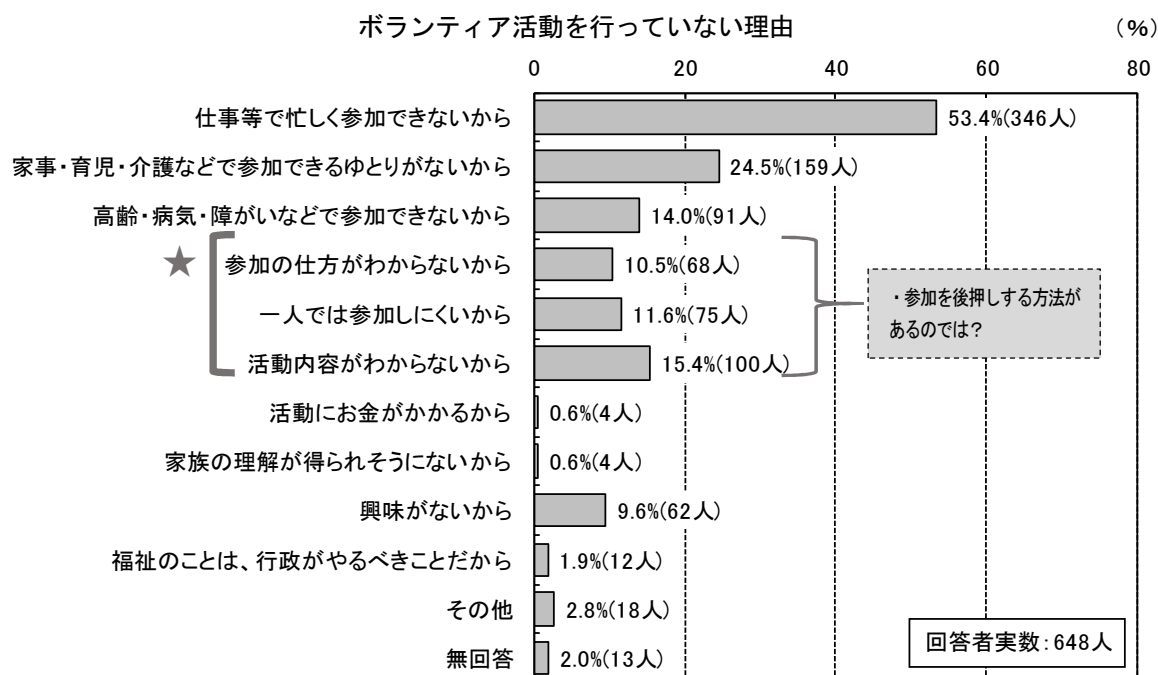
＜人と「ふれあう」機会＞ ～50代以下での「ふれあう機会ない」への対応が必要

- 人とふれあう機会が「ない」という、孤立のおそれがある回答は、年代別に見ると50代が2割余りで最も高く、また40代でも2割近くを占める。これに対し、60代は12%、70代、80代では1割に満たない。50代以下の孤立については、単身世帯ということではなく、夫婦世帯や子育て世帯で就労もして社会との接点はあるが、家庭として地域の中では接点がないというケースが考えられる。子育てや仕事に起因する“うつ”や児童虐待などを招かないように、今後状況把握やつながりの確保、孤立予防対策など、関係機関の連携に努める必要がある。
- 家族構成別にみると、孤立のおそれ大きいと思われる「一人暮らし」が17%であるのに対し、「ひとり親と子」が23%となっている。地域福祉においては対策として一人暮らし高齢者の見守り等支援が重視されるが、このほかひとり親世帯への見守りや孤立予防の対策も必要であると考えられる。

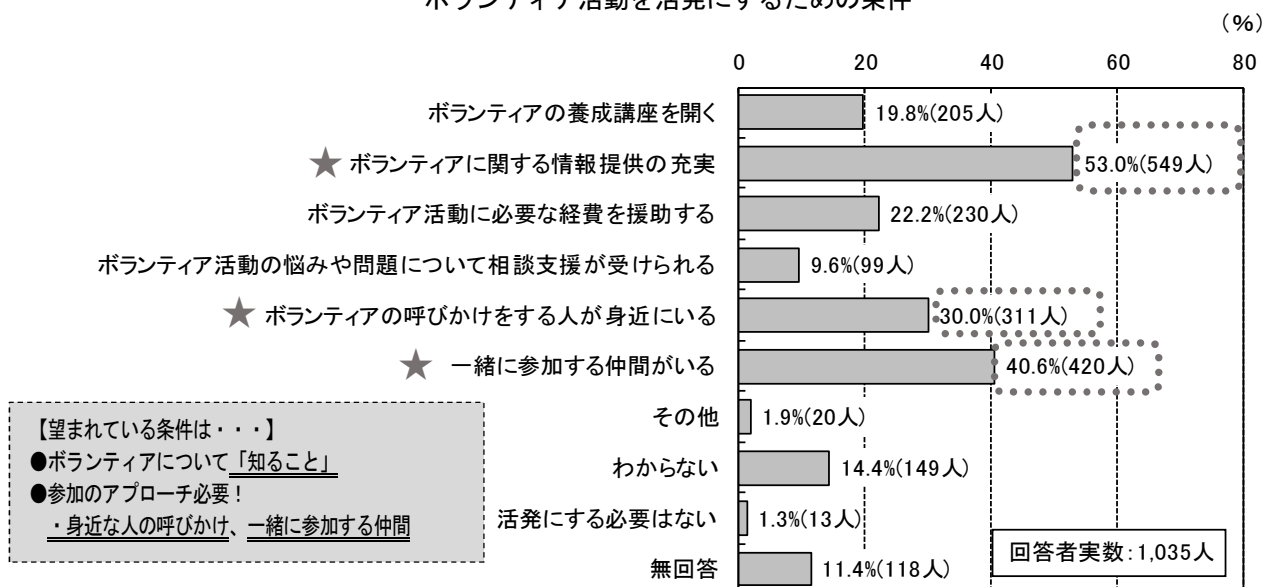
＜ボランティアに参加していない＞ ～参加したい人の中には、「参加の仕方がわからない」、「一緒に参加する仲間がいない」という回答が見られる。

- ボランティアへの不参加理由は、地域活動への不参加理由と同様に、「仕事で忙しい」「家事育児などで忙しい」という割合が大半を占めている。しかし、中には「参加の仕方がわからない」や「一人では参加しにくい」という回答も見られる。こういった回答は、特に「参加したい」や「参加したいけどできない」という回答者の中で多く見られる。身近なところにボランティアを感じられるもの（ポスター、まちなかボランティアセンター、ボランティア参加の声かけ など）を増やし、ボランティアに参加しやすい環境づくりを行う必要がある。
- また、ボランティア経験者（現在はボランティアしていない）は、今後は「参加したい」という割合が比較的高い。「一緒に参加する仲間」や「参加を呼び掛けてくれる人」など、きっかけをつくれれば、活動参加につながる可能性があると思われる。

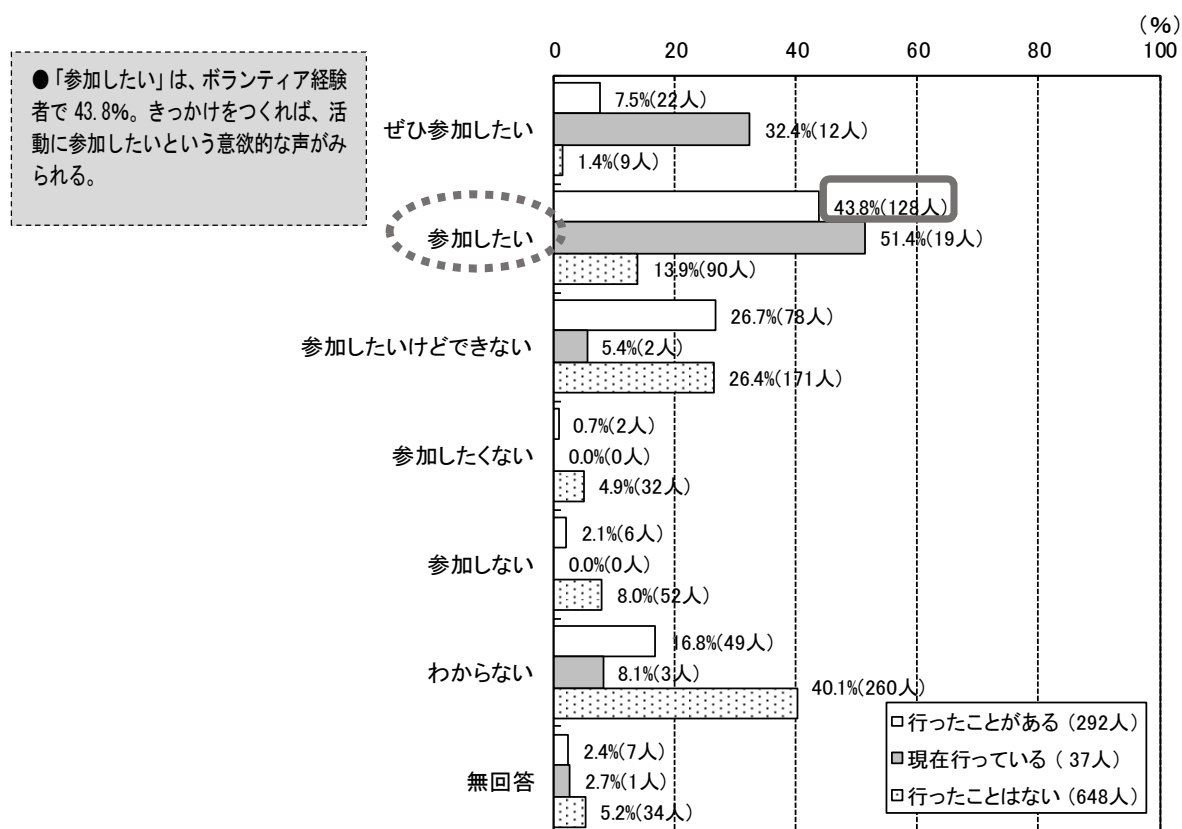
□参考資料（「ボランティアに参加していない」関連）□



ボランティア活動を活発にするための条件



今後のボランティア活動への参加意向（ボランティア活動の有無別）



今後のボランティア活動への参加意向（ボランティア活動を行っていない理由別）

	回答者 実数	ぜひ参 加した い	参加し たい	参加し たいけ どでき ない	参加し たくない	参加し ない	わから ない	無回答
全体数	1,035人	4.3% (45人)	23.9% (247人)	25.2% (261人)	3.3% (34人)	5.9% (61人)	31.9% (330人)	5.5% (57人)
仕事等で忙しく参加 できない	346人	0.3% (1人)	15.9% (55人)	29.2% (101人)	4.9% (17人)	4.9% (17人)	41.6% (144人)	3.2% (11人)
家事・育児・介護などで参 加できるゆとりがない から	159人	1.3% (2人)	12.6% (20人)	30.2% (48人)	4.4% (7人)	3.8% (6人)	44.7% (71人)	3.1% (5人)
高齢・病気・障がいな どで参加できない から	91人	0.0% (0人)	3.3% (3人)	36.3% (33人)	4.4% (4人)	19.8% (18人)	25.3% (23人)	11.0% (10人)
★ 参加の仕方がわから ないから	68人	7.4% (5人)	32.4% (22人)	19.1% (13人)	0.0% (0人)	4.4% (3人)	32.4% (22人)	4.4% (3人)
一人では参加しにく いから	75人	2.7% (2人)	17.3% (13人)	33.3% (25人)	1.3% (1人)	1.3% (1人)	38.7% (29人)	5.3% (4人)
活動内容がわからな いから	100人	3.0% (3人)	20.0% (20人)	22.0% (22人)	4.0% (4人)	2.0% (2人)	44.0% (44人)	5.0% (5人)
活動にお金がかかる から	4人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	50.0% (2人)	50.0% (2人)	0.0% (0人)
家族の理解が得られ ない	4人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	75.0% (3人)	25.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
興味がないから	62人	1.6% (1人)	1.6% (1人)	3.2% (2人)	11.3% (7人)	25.8% (16人)	54.8% (34人)	1.6% (1人)
福祉のことは、行政 がやるべきこと だから	12人	0.0% (0人)	8.3% (1人)	33.3% (4人)	0.0% (0人)	8.3% (1人)	41.7% (5人)	8.3% (1人)
その他	18人	5.6% (1人)						

●「参加の仕方がわからない」は、ほかの不参加理由と比べて参加意欲が高い。参加方法の周知が行き届けば、ボランティア活動をする住民が増えるのではないかと推察される。

資料4 用語の解説

あ行

アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組み。

インフォーマルサービス

家族、近隣、ボランティアなどによる制度化されていない支援のことをいう。

か行

基幹相談センター

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことにより、現在の相談支援体制の強化を図ることを目的としている。

具体的な役割としては、総合的な相談や専門的な相談支援を行うほか、支援困難なケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整、障がい者に対する虐待防止や権利擁護、地域移行・地域定着に関して、入所施設や精神科医療機関への働きかけ、地域の受け入れ体制の整備に係るコーディネートなどがある。

権利擁護

疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある方の人権侵害(虐待や財産侵害など)を防ぐこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

子育てサロン

地域の公民館、集会所などを活動拠点として、子育て中の親子同士が身近な地域で気軽に交流し、情報交換ができる場。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする住民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を大切にした支援を行う相談員。本町には各小学校区に2名・合計8名が配置されている。

さ行

社会福祉協議会

社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、社会福祉法人として中立性・公共性が高く、民間組織として地域福祉活動を行う組織。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28年(2016)4月施行。

小地域福祉ネットワーク活動

字・自治会を単位に地域の住民が主体となって、地域で気になる高齢者や障害者、子育て世帯を見守り、支えあう活動。

情報バリアフリー

ここでは「情報アクセシビリティ」を表している。（アクセシビリティとは、情報システムの利用しやすさを表す言葉。）

アクセシビリティという単語が一般的でないのでより分かりやすい表現とした。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活での悩み(いじめ、不登校、非行、生活困窮)などについて、家族や友人、学校、地域のほか、医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して問題解決に導く支援を行う。

セーフティネット

安全網のこと。社会福祉関係では、障がいや病気、介護、失業等の際にも、生活を損なわずにその安定を図る社会保障などが該当する。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した方々の財産管理や契約行為等をサポートする制度。本人の状態にあわせて「後見」「保佐」「補助」に分類し、本人を保護する。

成年後見人

成年後見制度において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人のこと。

た行

特定健診

生活習慣病予防のために健康診査・保健指導を行う。40～74 歳の健康保険加入者(被扶養者を含む)を対象に、医療保険者(国保、協会健保、組合健保等)が実施する。

特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がいるすべての学校で実施される教育。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD／HD)、高機能自閉症等の発達障がいの子どもたちも対象とし、障がいによる学習や生活上の困難を克服するために、適切な指導や支援を行う。平成 19 年 4 月、学校教育法で位置づけられた。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る事業。

ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

は行

バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本計画では、障がい者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的・心理的なすべての障壁(バリア)を除去するという意味で用いている。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者などの災害弱者。2014 年(平成 26) 4 月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の

避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

福祉協力員

福祉協力員は社会福祉協議会会長が委嘱するボランティア(無償)で、民生委員・児童委員とともに、地域で困っている方の相談支援者として活動している。

ファミリーサポートセンター

「子育ての応援をしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いできる人(サポート会員)」が会員登録し、相互援助による支えあい・たすけあいを行う会員組織。

プラットフォーム型

列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近は「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、組織や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する方を登録し、ニーズにあわせて斡旋するとともに、ボランティア活動の振興をめざした各種養成講座や研修会の実施などに取り組む機関。

ま行

まちづくりサポートセンター

日々の生活の中で支援が必要な方(依頼会員)と支援ができる方(提供会員)が会員登録し、住民相互の支えあい・助けあいの活動を行うための機関。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき各市町村に配置された民間奉仕者(無報酬のボランティア)。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また適切な支援やサービスへの「つなぎ役」の役割を果たしている。

わ行

「我が事・丸ごと」の地域づくり

- ・我が事＝隣近所の他人事を「我が事」と思って捉え行動する。
- ・丸ごと＝困りごと等について、縦割りではなく分野を超えて「丸ごと」捉え、総合的な相談や支援を行う。

資料5 第二次南風原町地域福祉推進計画策定方針

第二次南風原町地域福祉推進計画策定方針

(平成30年5月11日 町長決裁)

1. 計画策定の趣旨

現在の福祉的な課題は多様化・重層化する傾向にあります。核家族やひとり暮らしなどの少人数世帯の増加により、家庭における課題解決の力が弱まっているのが現状です。また、個人の生活様式や価値観の多様化に伴い人と人の繋がりが希薄化し、地域の相互扶助機能も低下してきています。このような背景の中、全ての課題に対して行政や町社会福祉協議会を中心とした福祉の枠組みでは課題を解決するのが困難となっています。そこで南風原町では、このような社会の変化に対応していけるよう、高齢者や障がい者など特定の人を福祉の対象として捉えるのではなく、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉社会を将来にわたって構築していくために、町の「地域福祉計画」と町社協の「地域福祉活動計画」を一つにした「第一次南風原町地域福祉推進計画」を平成26年3月に策定しました。

同計画は平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間としているため、平成30年度において見直しを行い「第二次南風原町地域福祉推進計画」を策定します。

2. 法的根拠

(1) 市町村地域福祉計画【社会福祉法第107条】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五. 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉の推進【社会福祉法第4条】

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3. 計画の位置づけ

「第二次南風原町地域福祉推進計画」は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想および基本計画に即した地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。

また、高齢者や障がい者、子育て支援や健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、福祉の総合化を目指す計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。

4. 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間の計画とします。

5. 計画策定の体制

(1) 諮問機関

① 南風原町地域福祉計画策定委員会

町の諮問機関として、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、公募による町民等で組織し、地域福祉推進計画について調査審議を行ないます。

(2) 住民会議

南風原町まちづくり基本条例第24条の規定により、公募等による町民、町職員及び町社会福祉協議会職員など20名程度で構成し、「第二次南風原町地域福祉推進計画」策定に関して、町民の視

点による福祉課題などの解決方法等の検討を行い、その意見を南風原町地域福祉計画策定作業部会で取りまとめます。会議の運営に関しては「南風原町まちづくり住民会議設置要項」を準用し、所管は民生部こども課とします。

(3) 庁内体制

① 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会

委員長に民生部こども課長、民生部各課長、総務部は総務課長、企画財政課長、教育部は学校教育課長、経済建設部はまちづくり振興課長、南風原町社会福祉協議会は事務局長で組織し、南風原町地域福祉計画素案作成作業部会から上がってきた「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」等を調査検討します。

② 南風原町地域福祉計画素案作成作業部会

部会長に民生部こども課地域福祉班長、南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会の所管課の担当班長及び、南風原町社会福祉協議会は担当係長で組織し、「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」等の作成を行ないます。

6. 策定の手法

「第二次南風原町地域福祉推進計画」に関し、幅広く町民の意見及び職員の提案を反映させるため、南風原町まちづくり基本条例第21条及び第24条の規定により、以下のような手法により計画策定への町民参画及び職員参画に努めます。

(1) 町民アンケート調査／町内在住の20歳～89歳の男女を対象に、3100件を配布し調査を行います。

(2) パブリックコメント／「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」が整った時点で、町ホームページに公開し、一定期間を設けて町民意見を聞く機会を設けます。

(3) 第一次南風原町地域福祉推進計画評価委員会／毎年開催している評価委員会からも意見を求めます。

(4) その他／町のホームページにおいて策定経過等を公開し、町民等からの意見を求める機会を作ります。

資料6 南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例

平成25年3月28日条例第6号

南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、南風原町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、南風原町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募による町民
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画が策定されるまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

(1) 第2条に規定する審議事項の調査に関すること。

(2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

(守秘義務)

第8条 委員会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料 7 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会設置要綱

平成 30 年 5 月 22 日要綱第 15 号

南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、地域福祉に関する事項を一体的に進めることを目的に策定する南風原町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の素案を作成するため、南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 南風原町地域福祉計画策定委員会に諮問する南風原町地域福祉計画素案の作成に関する事項
- (2) その他、南風原町地域福祉計画素案の作成に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、別表第 1 のとおりとし、町長が委嘱又は任命する。

- 2 委員会の委員長は民生部こども課長、副委員長は民生部保健福祉課長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 1 条の目的を達成したときまでとする。

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(作業部会)

第 6 条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に南風原町地域福祉計画素案作成作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、地域福祉計画に係る専門的な事項を調査研究する。
- 3 作業部会の委員は、別表第 2 のとおりとし町長が委嘱又は任命する。
- 4 作業部会の部会長は民生部地域福祉班長、副部会長は民生部保健福祉課高齢者福祉班長とする。
- 5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長は会議の議長となる。
- 8 部会長は、作業部会における調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会及び作業部会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1	民生部 こども課長
2	民生部 保健福祉課長
3	民生部 国保年金課長
4	総務部 総務課長
5	総務部 企画財政課長
6	教育委員会 学校教育課長
7	経済建設部 まちづくり振興課長
8	南風原町社会福祉協議会 事務局長

別表第2 (第6条関係)

1	民生部 こども課 地域福祉班長
2	民生部 こども課 子育て支援班長
3	民生部 保健福祉課 高齢者福祉班長
4	民生部 保健福祉課 障がい者福祉班長
5	民生部 保健福祉課 健康づくり統括班長
6	民生部 国保年金課 保険税班長
7	総務部 総務課 庶務班長
8	経済建設部 まちづくり振興課 計画・建築班長
9	教育委員会 学校教育課 学務班長
10	南風原町社会福祉協議会 福祉サービス支援班長

資料 8 第二次地域福祉推進計画策定委員会名簿（平成 30 年度）

任 期：平成 30 年 9 月 12 日～第二次南風原町域福祉推進計画が策定されるまで

	氏 名	構成組織	所属団体	備 考
1	神里 博武	学識経験者	かみざと社会福祉研究所	評価委員と兼任
2	翁長 彰	福祉関係者	南風原町社会福祉協議会	評価委員と兼任
3	松堂 厚雄	福祉関係者	南風原町老人クラブ連合会	評価委員と兼任
4	大城 正治	〃	南風原町民生委員・児童委員連合会	評価委員と兼任
5	大城 昌信	〃	南風原町法人保育園連絡協議会	
6	金城 則文	〃	南風原町身体障害者福祉会	評価委員と兼任
7	新垣 奈々	公募		
8	中本 和代	〃		
9	荻堂 勉	町長が必要と認める者	南風原町区長会	評価委員と兼任

資料 9 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会名簿

	氏 名	所属団体	備 考
1	前城 充	民生部 こども課長	委員長
2	大城 美恵子	民生部 保健福祉課長	副委員長
3	町田 美貴	民生部 国保年金課長	
4	儀間 博嗣	総務部 総務課長	
5	与那嶺 秀勝	総務部 企画財政課長	
6	野原 学	教育委員会 学校教育課長	
7	金城 政光	経済建設部 まちづくり振興課長	
8	島袋 康史	南風原町社会福祉協議会 事務局長	

資料 10 南風原町地域福祉計画素案作成作業部会名簿

	氏 名	所属団体	備 考
1	平田 かおり	民生部 こども課 地域福祉班長	部会長
2	渡久地 正貴	民生部 こども課 子育て支援班長	
3	仲村 るみ子	民生部 保健福祉課 高齢者福祉班長	副部会長
4	金城 昭彦	民生部 保健福祉課 障がい者福祉班長	
5	真謝 雅代	民生部 保健福祉課 健康づくり統括班長	
6	高良 星一郎	民生部 国保年金課 保険税班長	
7	桃原 忍	総務部 総務課 庶務班長	
8	野原 義幸	経済建設部 まちづくり振興課 計画・建築班長	
9	宮城 あゆみ	教育委員会 学校教育課 学務班長	
10	桃原 徹貞	南風原町社会福祉協議会 福祉サービス支援班長	

南風原町役場収受 こども課	
第	号
30.9.12	
処理期限 . .	
分類記号	保存年限



南 こ 第 1150 号
平成 30 年 9 月 12 日

南風原町地域福祉計画策定委員会
委員長 神里博武 殿

南風原町長 赤 嶺 正 之



南風原町地域福祉計画の策定について（諮問）

南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例第 2 条により、貴委員会に意見を求めます。

記

答申希望期日／平成 30 年 11 月初旬

（説明）

急激に変化する社会情勢の中で、複雑多様化する福祉ニーズに対して地域住民の参加と合意形成を得ながら地域の実情に応じた社会福祉を社会全体で担う仕組みを構築していくことが必要になっています。

本町は第五次南風原町総合計画において『ともにつくる黄金南風の平和郷』を将来像に掲げ、だれもが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせる社会を実現するため、「ちむぐくるでつくる福祉と健康のまち」づくりを目指しています。また、社会福祉法には、地域社会を基盤とした地域福祉の推進に関する規定が設けられ、同法 107 条において、市町村での地域福祉計画策定が規定されています。

それを受け、本町では町社会福祉協議会と連携して平成 26 年 3 月に、町の計画である「南風原町地域福祉計画」と、町社協の計画である「南風原町地域福祉活動計画」を併せて、『第一次南風原町地域福祉推進計画』を策定し、「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を推進してきました。

今回、同計画が 5 年目を迎えることから、第一次計画で達成できなかったこと、さらに新たに生じた課題などを整理し『第二次南風原町地域福祉推進計画案』としてとりまとめましたので、委員の皆さま方に慎重な審議をお願いいたします。

南風原町役場収受 こども課	
第	2 号
30.9.12	
処理期限 . .	
分類記号	保存年限



南 社 協 第 3 9 6 号
平成 3 0 年 9 月 1 2 日

南風原町地域福祉活動計画

策定委員会 委員長 殿

神里博光

社会福祉法人

南風原町社会福祉協議会

会 長 前 川 義 美



第五次南風原町地域福祉活動計画の策定について（諮問）

地域福祉を取り巻く環境は、少子・高齢社会、単身世帯の増加をはじめ、住民相互のつながり・絆の希薄化による社会的孤立、虐待、生活困窮者の増加など、福祉課題は複雑・多様化し深刻化している状況があります。そのようななか、地域福祉の重要性はますます高まっています。

南風原町社会福祉協議会においては、住民はじめ社協や行政、関係機関団体の協働による福祉のまちづくりを目指し、平成 2 6 年度に南風原町地域福祉計画と一体となった「第四次南風原町地域福祉活動計画」を策定し、各種事業・活動を推進してきました。

ついては、第四次計画における事業・活動の評価と進捗状況を確認するとともに、南風原町におけるこれからの地域福祉のあり方を調査・研究し、「第五次南風原町地域福祉活動計画」の策定について諮問します。

平成 30 年 11 月 19 日

南風原町長 赤嶺正之 殿

社会福祉法人 南風原町社会福祉協議会
会長 前川義美 殿

南風原町地域福祉推進計画策定委員会
委員長 神里 博武

南風原町地域福祉推進計画の策定について（答申）

平成 30 年 9 月 12 日付、南こ第 1150 号(南社協第 396 号)で諮問のありましたみだしの件につきまして、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、「第二次南風原町地域福祉推進計画」としてまとめましたので、別紙意見書を添えて答申します。

記

「第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐくるプラン）」は、次の 4 章で構成し、その内容は別添資料のとおりとします。

- 第 1 章 計画の策定にあたって
- 第 2 章 計画の基本的な考え方
- 第 3 章 第二次計画の取り組み
- 第 4 章 計画の推進のために

（別紙）

- ・意見書

（添付資料）

- ・「第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐくるプラン）」

意見書

「第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐくるプラン）」の推進にあたっては、下記の意見に十分に配慮し「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」の実現に向けて、関係機関等とも連携を密にし、事業・活動の着実な推進を図るよう要望します。

1 本計画を推進するにあたり、住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要です。そのために、住民をはじめ関係機関等が連携しやすいよう、計画期間中に学びの場を数多く設け、気づき合いを促し、さらに住民同士のネットワークを構築しながら、課題解決に向けた住民の取り組みを支援すること。

2 本計画の進行管理及び住民の福祉ニーズに即した事業・活動の推進を図るため、前計画同様に評価委員会を開催すること。

資料 13 第二次南風原町地域福祉推進計画策定の経過

現況整理・アンケート調査	住民会議	検討委員会・作業部会	策定委員会
平成 30 年 6 月 28 日(木)～ 7 月 18 日(水) 住民アンケート調査実施	平成 30 年 6 月 7 日(木) 第 1 回住民会議 ・計画策定の説明と流れ 平成 30 年 6 月 20 日(水) 第 2 回住民会議 ・民生委員と地域福祉 平成 30 年 7 月 12 日(木) 第 3 回住民会議 ・字・自治会の活動 平成 30 年 7 月 26 日(木) 第 4 回住民会議 ・安心生活と権利擁護 平成 30 年 8 月 16 日(木) 第 5 回住民会議 ・福祉教育とボランティア推進 平成 30 年 8 月 20 日(月) 第 6 回住民会議 ・特別講演 平成 30 年 8 月 29 日(水) 第 7 回住民会議 ・障がい者の雇用と社会参加	平成 30 年 5 月 25 日(金) 第 1 回検討委員会 ・計画策定について 平成 30 年 6 月 8 日(金) 第 1 回作業部会 ・計画策定について 平成 30 年 8 月 6 日(月) 第 2 回作業部会 ・第二次計画取り組み案 平成 30 年 8 月 15 日(水) 第 3 回作業部会 ・計画策定について ・若年妊婦、産後うつ of 事業について 平成 30 年 8 月 28 日(火) 第 4 回作業部会 ・第二次計画の施策案について	
平成 30 年 9 月上旬～中旬 自治会・民生委員の声の把握 (小アンケート)	平成 30 年 9 月 6 日(木) 第 8 回住民会議 ・子どもの孤立と居場所	平成 30 年 9 月 5 日(水) 第 2 回検討委員会 ・第二次計画の基本的な考え方、施策提案 ・施策検討資料	平成 30 年 9 月 12 日(水) 第 1 回策定委員会 ・諮問 ・計画の策定について
平成 30 年 9 月 3 日(月) 区長ヒアリング	平成 30 年 9 月 20 日(木) 第 9 回住民会議 ・小学生からの性教育		平成 30 年 9 月 26 日(水) 第 2 回策定委員会 ・施策案(基本目標 1)
	平成 30 年 9 月 23 日(日) 第 10 回住民会議 ・講演会(社協開催)		
	平成 30 年 10 月 12 日(金) 第 11 回住民会議 ・特別講演		平成 30 年 10 月 19 日(金) 第 3 回策定委員会 ・施策案(基本目標 2・3)
	平成 30 年 11 月 7 日(水)～ 11 月 12 日(月) パブリックコメント実施	平成 30 年 11 月 7 日(水) 第 3 回検討委員会 ・素案の検討	平成 30 年 10 月 30 日(火) 第 4 回策定委員会 ・地域福祉イメージ図について意見 ・素案の審議
			平成 30 年 11 月 19 日(月) 答申

ちむぐくるプラン

第二次南風原町地域福祉推進計画

(第二次南風原町地域福祉計画・第五次南風原町地域福祉活動計画)

平成 31 年 3 月 発行

発行：南風原町 民生部 こども課

〒901-1195

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地

TEL 098-889-7028

